

おんじゅくまち

2021 高齢者保健福祉計画

第8期介護保険事業計画

(2021-2023)



令和3年3月

千葉県 御宿町

はじめに

平成12年にスタートした介護保険制度は、介護が必要な高齢者の生活の支えとして定着してきました。これまで、高齢者の増加や制度への理解が進むにつれて、介護保険サービス利用は年々増加してきました。今後も高齢化の進行によりその傾向は続く見込みであり、介護サービスに対する需要もますます増加していくことが予想され、高齢者の生活に欠くことができない介護保険制度は将来にわたって持続させていく必要があります。

御宿町においても、高齢者に占める後期高齢者の割合は上昇し、サービス需要は高まる見込みです。また、介護する人と介護される人がともに高齢者である老老介護や、子育てと介護を同時に担うダブルケア、障害を抱える家族と介護の問題等、高齢者の生活上の課題はますます複合化、複雑化している現状があります。地域共生社会の推進に向けて、制度の枠を超え、個人や世帯が抱える問題に包括的に対応する支援体制の構築が求められています。

前計画では、高齢者の皆様が可能な限り住み慣れた地域で生活し続けられるよう、医療、介護予防、住まい、生活支援を切れ目なく提供する「地域包括ケアシステム」の進化・推進に向けた取組とともに、地域包括ケアシステムの中核的な役割を担う地域包括支援センターの機能強化を図ってきました。

また、近年における自然災害の発生や新型コロナウイルスなどの感染症への対応については、高齢者を守るための体制整備を進めることが重要な課題となりました。

こうした中、本町では、前計画の理念を継承し、「高齢者の自立支援」「尊厳の保持と権利擁護」「サービス提供体制の充実」「地域における支え合い」を基本理念とし、社会情勢や高齢者を取り巻く環境の変化に対応し、高齢者が地域で自立した生活を送ることができ、住民同士が支え合い、各分野が連携した包括的な支援体制の強化を目指すため、「おんじゅくまち2021高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画」を策定いたしました。

本計画を基に、様々な施策や事業を展開しながら、住民の皆様が、生涯にわたり、地域で安心して暮らせるまちづくりを目指していきます。

最後になりますが、本計画の策定にあたりご尽力をいただきました介護保険運営協議会委員の皆様をはじめ、関係機関の皆様、アンケート調査等を通じ多くの貴重なご意見をいただきました町民の皆さまに厚く御礼を申し上げますとともに、本計画実現のため、なお一層のご支援ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和3年3月

御宿町長 石田義廣

～ 目 次 ～

第1部 序論	3
第1章 計画策定にあたって	3
第1節 計画策定の趣旨と背景	3
第2節 計画の位置づけ	4
第3節 計画期間	5
第4節 計画の策定体制	5
第2章 高齢者を取りまく状況と将来の見通し	6
第1節 人口・世帯等の状況	6
第2節 要支援・要介護認定者の状況	11
第3節 高齢者及びサービス提供事業所調査の結果概要	13
第4節 前計画の振り返り	28
第3章 計画策定における方向性の整理	32
1 超高齢化社会への対応	32
2 生涯にわたり生きがいを持った生活を送るために	32
3 健康づくり、介護予防に向けた取組の推進	32
4 認知症施策大綱の推進	33
5 包括的な支援体制の整備	33
6 地域で安心した生活を送るために	33
第4章 計画策定の基本的な考え方	34
第1節 基本理念	34
第2節 基本方針	35
第3節 日常生活圏域の設定	35
第4節 施策体系	36
第2部 高齢者保健福祉計画	39
第1章 高齢者の健康づくりの推進	39
第1節 生きがいづくりの推進	39
第2節 保健サービスの充実	41
第2章 生活支援サービスの充実	46
第1節 在宅生活支援の充実	46
第2節 安心して暮らせる住まいの確保	56
第3節 権利擁護の推進	58
第4節 認知症施策の充実	61
第5節 安全・安心なまちづくりの推進	63
第3部 介護保険事業計画	67
第1章 介護保険制度の概要	67

第1節	介護保険制度のあらまし.....	67
第2節	第8期介護保険事業計画の策定における基本的な視点.....	68
第2章	地域支援事業の推進.....	70
第1節	地域包括支援センターの機能強化.....	70
第2節	介護予防・日常生活支援総合事業.....	71
第3節	包括的支援事業.....	77
第3章	介護保険サービス見込み量の推計.....	89
第1節	在宅サービスの見込み量.....	89
第2節	地域密着型サービスの見込み量.....	96
第3節	施設サービスの見込み量.....	99
第4章	介護保険事業の適正な運営.....	101
第1節	サービスの円滑な利用の促進.....	101
第2節	サービス基盤の確保.....	103
第3節	介護保険事業費の推計.....	104
第4節	介護保険料の算定.....	108
第4部	計画の推進.....	115
第1章	計画の推進体制.....	115
第1節	本町における推進体制の充実.....	115
第2節	住民参加の推進.....	115
第3節	計画の進捗状況の点検・評価.....	115
資料編	119
第1節	御宿町介護保険運営協議会.....	119
第2節	第8期計画策定関係会議 開催状況.....	123

第1部

序論

第1章 計画策定にあたって

第2章 高齢者を取りまく状況と将来の見通し

第3章 計画策定における方向性の整理

第4章 計画策定の基本的な考え方

第1部 序論

第1章 計画策定にあたって

第1節 計画策定の趣旨と背景

世界に例を見ない速度で高齢化が進行している我が国において、「団塊の世代^{※1}」が後期高齢者^{※2}となる令和7(2025)年、また、「団塊ジュニア世代^{※3}」が高齢者となる令和22(2040)年頃まで、一層高齢化は進むことが見込まれる一方、それを支える現役世代や将来を担う子どもの人口は減少してきており、変化する人口構造に対応した取組の推進が一層求められています。

進行が続く高齢化社会において、健康づくりの総合的な推進や介護サービスの充実、年齢にかかわらず働ける社会の実現に向けた環境整備、高齢者の権利擁護^{※4}、高齢化に対応したまちづくりなど、全世代の人々がそれぞれの立場で役割を担いながら、積極的に参画し、地域で支え合う社会を構築することが重要となります。

また、介護保険法に基づき運営されている介護保険制度は、要介護者を社会的に支える仕組みとして着実に浸透・定着している一方、高齢化の進行等により介護給付費^{※5}が増大しており、持続可能な介護保険制度の運営が求められています。

御宿町(以下「本町」)においても令和2(2020)年の65歳以上人口(9月住民基本台帳)は3,734人で総人口に占める高齢者の割合は51.0%と、およそ2人に1人が高齢者となっており、今後も進行が予想される人口減少、高齢化に対応した施策の推進が必要となります。

こうした社会情勢や高齢者を取りまく環境の変化に対応し、高齢者が地域で自立した生活を送り、住民同士が支え合い、健康・福祉・介護、生涯学習・社会参加、就業、生活環境の各分野が連携した包括的な支援体制の強化を目指すため、新たに「おんじゅくまち2021 高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画」(以下「本計画」)を策定しました。

※1 戦後の第一次ベビーブーム期(昭和22年から昭和24年頃)に生まれ、日本の高度成長期とともに育った世代とされる。

※2 75歳以上の高齢者。

※3 第二次ベビーブーム期(昭和46年から昭和49年頃)に生まれ、団塊の世代に次いで多い世代。

※4 認知症高齢者や知的障害者等で判断能力が十分でない人に対して、福祉サービスの利用援助や金銭管理等の援助などを行うこと。

※5 要介護状態と認定された被保険者に提供される介護サービス、介護に関わる費用の支給のこと。

第2節 計画の位置づけ

本計画は、老人福祉法第20条の8に基づく「市町村老人福祉計画」、介護保険法第117条に基づく「市町村介護保険事業計画」に位置づけられる計画で、両計画を一体のものとして策定します。

なお、本計画は、本町のまちづくりの最上位計画である「第4次御宿町総合計画」を踏まえ、その他の関連計画等と調和・連携する計画とします。

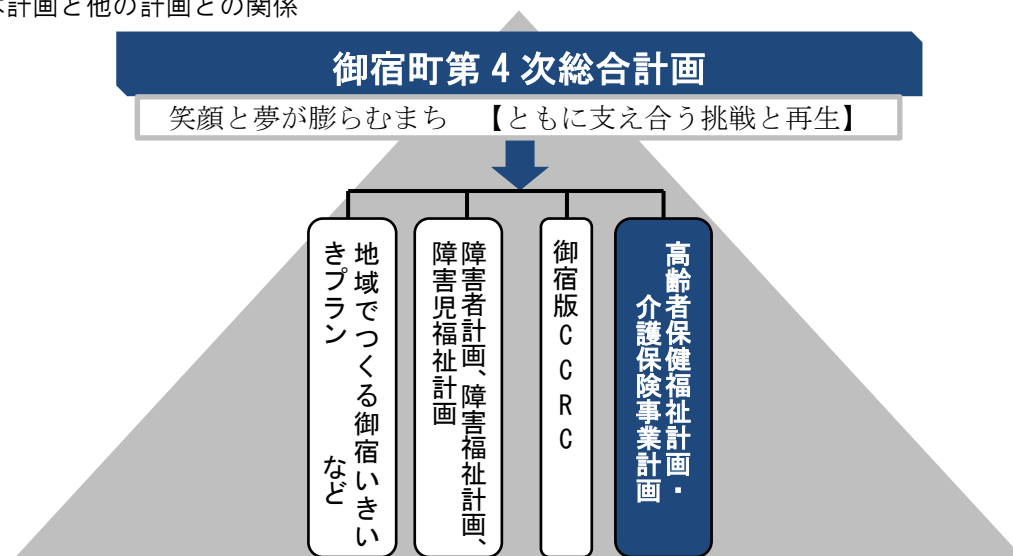
《高齢者保健福祉計画》

高齢期になっても、住み慣れた地域で尊厳を持って、健康で活動的に暮らしていくことができるよう、すべての高齢者を対象に、地域における保健・医療・福祉のニーズを把握し、必要とされるサービスを提供するための基盤を計画的・効率的に整備することを目的としています。

《介護保険事業計画》

高齢者が介護サービスを適切に受けられるよう、要支援・要介護状態となった人数やサービス利用意向を把握し、介護保険給付対象となるサービスの種類ごとに、必要とされるサービスを提供するための基盤を計画的・効率的に整備するとともに、介護予防や家族介護支援・権利擁護など、介護保険制度を円滑に実施するためのものです。

■本計画と他の計画との関係



また、成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条第1項に基づく「市町村成年後見制度利用促進基本計画」についても、本計画の中に位置づけ、3年ごとに見直しを図りながら推進します。

《成年後見制度利用促進基本計画》

高齢化の進展に伴い、認知症、知的障害その他の精神上的の障害があることにより、自らにとって必要なことを主張したり、一人で選択・決定することが難しい状態にある人が増加することが見込まれる中、成年後見制度^{※6}の利用が必要な人への支援や制度の理解を進める対応が必要となることから、成年後見制度の利用の促進に関して総合的かつ計画的に推進するためのものです。

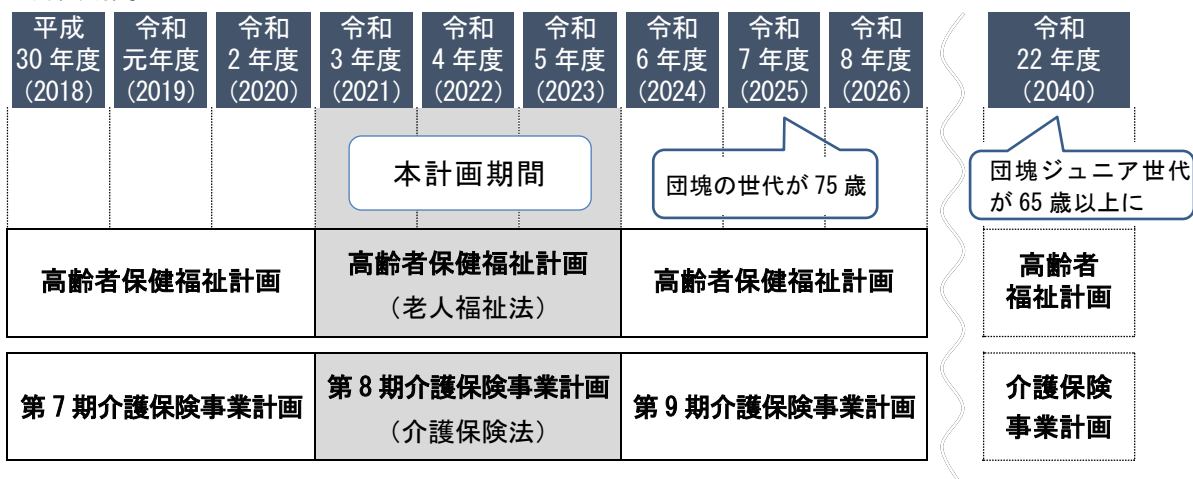
※6 認知症等のために判断能力が不十分であると家庭裁判所が認めた場合に、成年後見人等が財産管理等を行い、本人を保護・支援する制度。

第3節 計画期間

計画期間は、令和3（2021）年度を初年度とし、令和5（2023）年度を目標年度とする3か年計画とします。

なお、「団塊の世代」が後期高齢者となる令和7（2025）年度及び、「団塊ジュニア世代」が前期高齢者^{※7}となる令和22（2040）年度まで、中長期的な施策展開を図り、地域包括ケアシステム^{※8}等の仕組みを段階的に推進します。

■ 計画期間



第4節 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、高齢者の実態を把握するため、アンケート調査を実施するとともに、介護保険サービスの利用状況や課題、サービス提供事業者の意向等を把握するため、サービス提供事業所に対してヒアリングシートを配付し、調査を行いました。

また、学識経験者や保健医療関係者、被保険者、サービス利用者、費用負担関係者等により構成する「介護保険運営協議会」において、計画内容の協議を行いました。

その他、令和3（2021）年1月8日からパブリックコメント^{※9}を実施し、住民の皆さまから意見の募集を行いました。

※7 65歳以上75歳未満の高齢者。

※8 可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、住まい、健康づくり、予防、見守り、介護、生活支援、医療が一体的に提供される地域の包括的な支援・サービス提供体制。

※9 行政が政策、制度等を決定する際に、公衆（国民、都道府県民、市町村民など）の意見を聞いて、それを考慮しながら最終決定等を行うために実施する。

第2章 高齢者を取りまく状況と将来の見通し

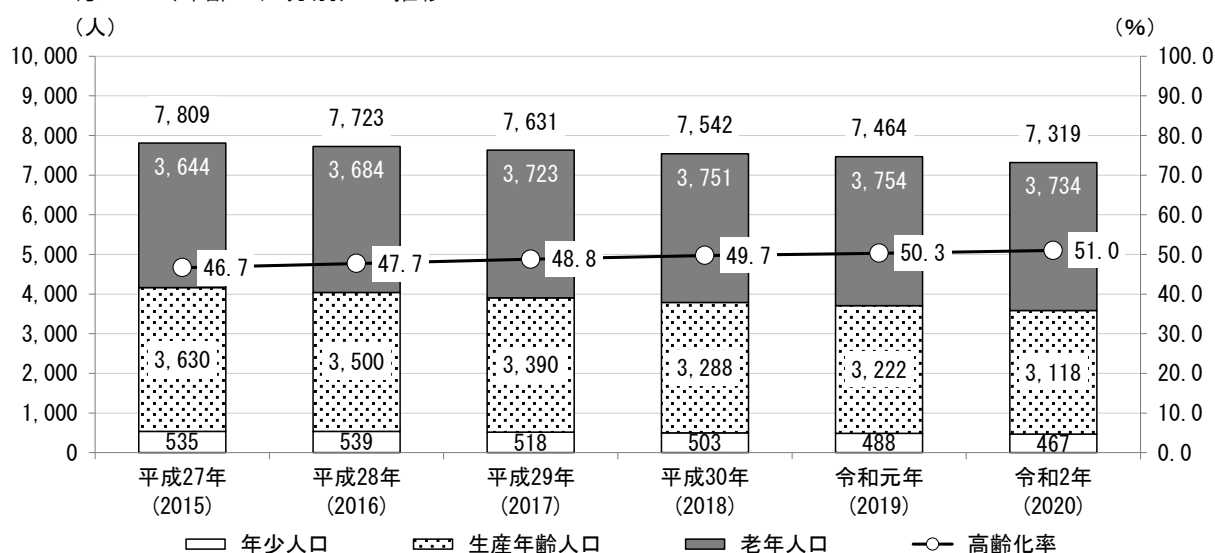
第1節 人口・世帯等の状況

(1) 総人口の推移

住民基本台帳における本町の令和2(2020)年9月末現在の総人口は7,319人となっています。総人口は減少が続いており、平成27(2015)年から令和2(2020)年にかけて、490人(6.3%)減少しています。

また、年齢3区分別の推移をみると、年少人口は68人(12.7%)、生産年齢人口は512人(14.1%)減少、老年人口は90人(2.5%)増加しています。令和元(2019)年には高齢化率が50%を超え、住民の2人に1人が高齢者という状況となっています。

■総人口(年齢3区分別)の推移



単位：上段(人)/下段(%)

	平成27年(2015)	平成28年(2016)	平成29年(2017)	平成30年(2018)	令和元年(2019)	令和2年(2020)
総人口	7,809	7,723	7,631	7,542	7,464	7,319
年少人口(15歳未満)	535	539	518	503	488	467
構成比	6.9	7.0	6.8	6.7	6.5	6.4
生産年齢人口(15歳~64歳)	3,630	3,500	3,390	3,288	3,222	3,118
構成比	46.5	45.3	44.4	43.6	43.2	42.6
老年人口(65歳以上)	3,644	3,684	3,723	3,751	3,754	3,734
構成比	46.7	47.7	48.8	49.7	50.3	51.0

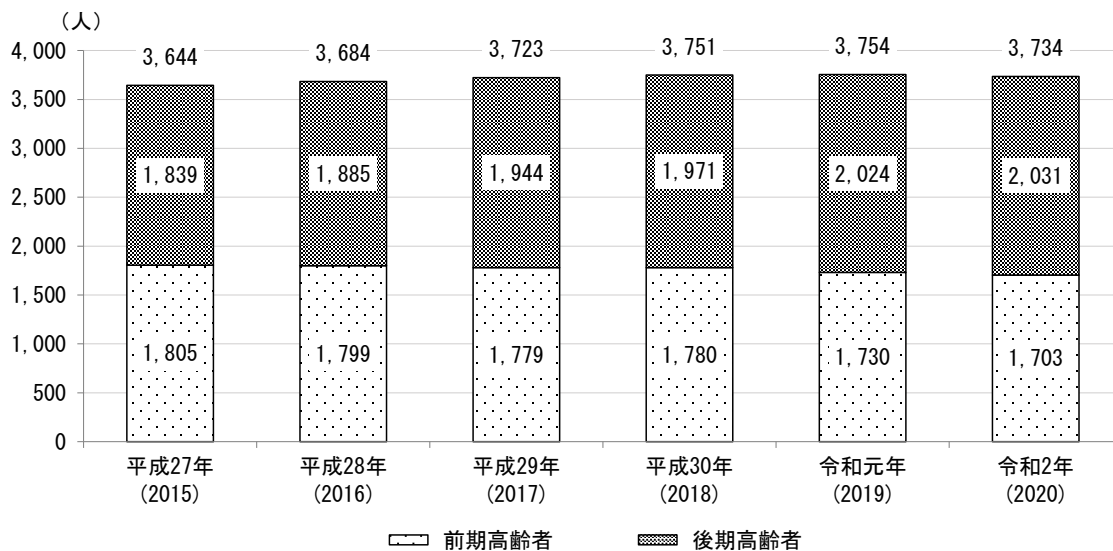
※構成比は小数点第2位以下を四捨五入し、小数点第1位で表記しており、各比率の合計が100.0%とならない場合があります。(以下同様)

出典：住民基本台帳人口(各年9月末現在)

(2) 高齢者人口の推移

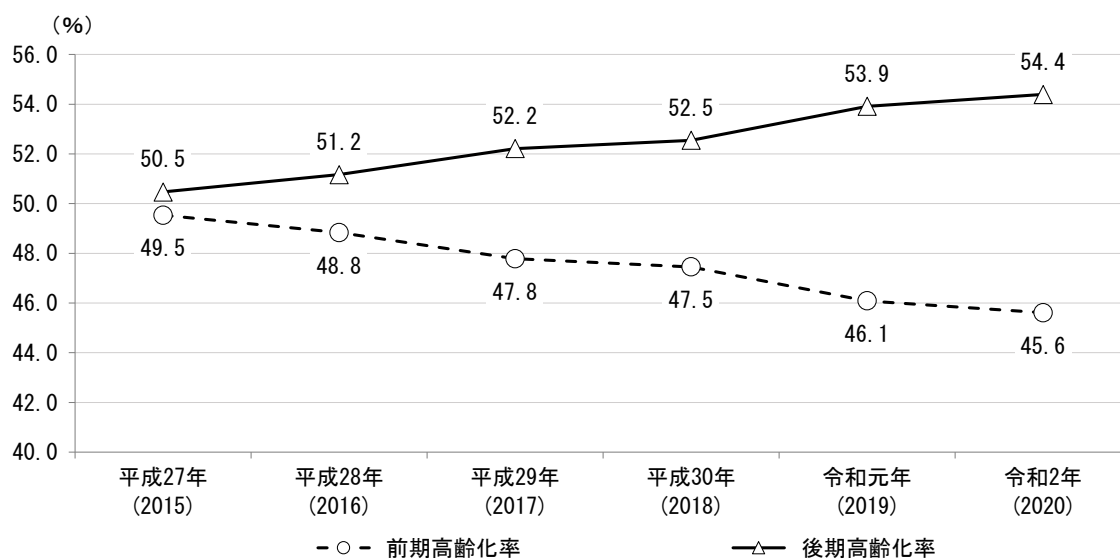
高齢者人口の推移をみると、平成27(2015)年から令和2(2020)年にかけて後期高齢者人口の増加が続いています。令和7(2025)年にはすべての団塊の世代が後期高齢者になることから、今後も後期高齢者の増加が見込まれます。

■ 高齢者人口（前期・後期別）の推移



出典：住民基本台帳人口（各年9月末現在）

■ 前期・後期別高齢者割合の推移



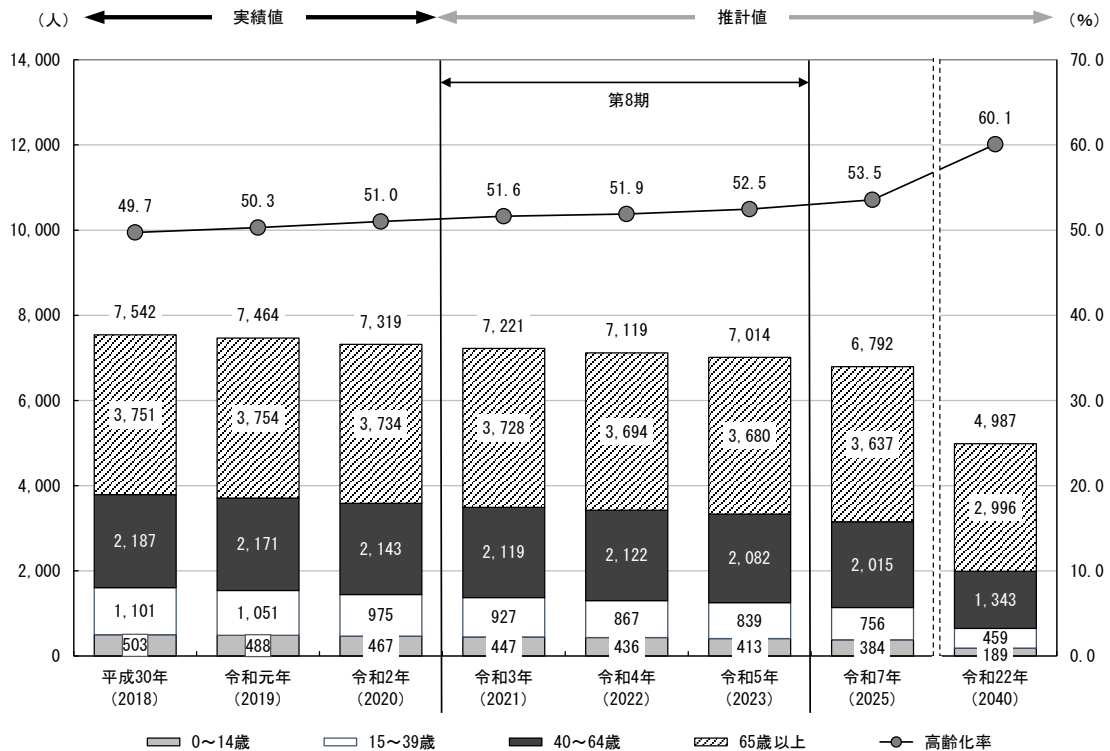
出典：住民基本台帳人口（各年9月末現在）

(3) 計画期間の人口推計

平成29(2017)年から令和2(2020)年の住民基本台帳人口を基に、コーホート変化率法^{※10}により計画期間の高齢者人口を推計すると、計画の最終年度となる令和5(2023)年には3,680人となる見込みです。

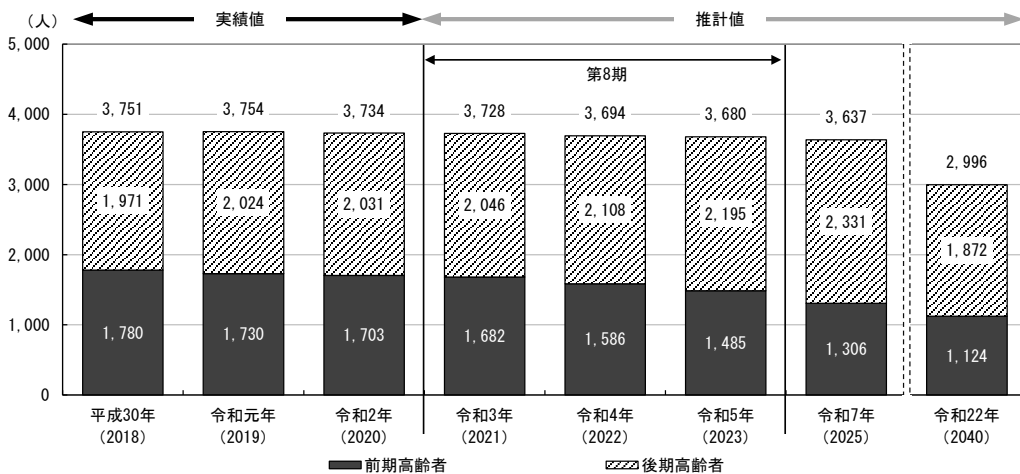
高齢者数の減少に対し、総人口の減少が大きいため、高齢化率は年々上昇すると推計されています。また、前期高齢者は減少し、後期高齢者が増加すると推計されており、介護ニーズが一層高まる一方で、それを支える担い手が減少してくるものと見込まれます。

■ 計画期間中の人口の推計



※各年9月末時点の推計値

■ 計画期間中の高齢者人口(前期・後期別)の推計



※各年9月末時点の推計値

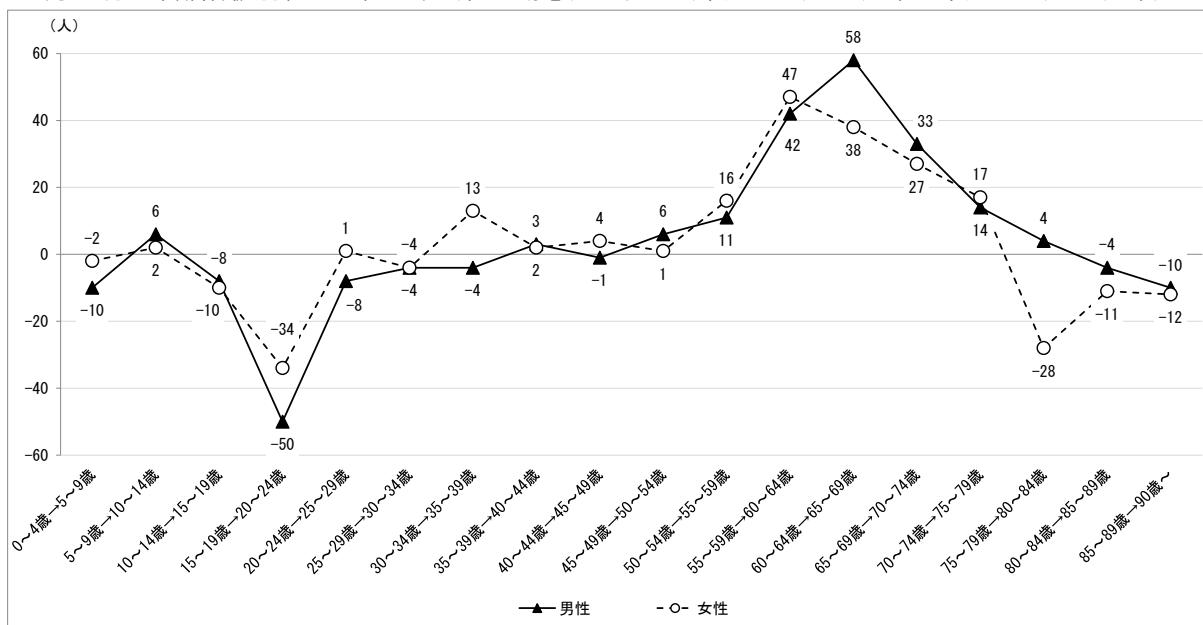
※10 コーホートとは、同じ年(または同じ期間)に生まれた人々の集団のこと。「コーホート変化率法」は、各コーホートについて、過去における人口の推移から変化率を求め、それに基づき将来人口を推計する方法をいう。

(4) 人口移動

平成22(2010)年から平成27(2015)年にかけての男女別、年齢階級別の社会動態をみると、男性の転入は65～69歳が58人、女性は60～64歳が47人で最も多い世代となっています。

また、転出は男女ともに20～24歳が最も多い世代となっています。

■男女別・年齢階級別転入・転出数(社会動態)の状況(平成22(2010)年→平成27(2015)年)



■男性・年齢階級別転入・転出数(社会動態)の状況(平成22(2010)年→平成27(2015)年)
単位：(人)

0～4歳→5～9歳	5～9歳→10～14歳	10～14歳→15～19歳	15～19歳→20～24歳	20～24歳→25～29歳	25～29歳→30～34歳
-10	6	-8	-50	-8	-4
30～34歳→35～39歳	35～39歳→40～44歳	40～44歳→45～49歳	45～49歳→50～54歳	50～54歳→55～59歳	55～59歳→60～64歳
-4	3	-1	6	11	42
60～64歳→65～69歳	65～69歳→70～74歳	70～74歳→75～79歳	75～79歳→80～84歳	80～84歳→85～89歳	85～89歳→90歳～
58	33	14	4	-4	-10

■女性・年齢階級別転入・転出数(社会動態)の状況(平成22(2010)年→平成27(2015)年)
単位：(人)

0～4歳→5～9歳	5～9歳→10～14歳	10～14歳→15～19歳	15～19歳→20～24歳	20～24歳→25～29歳	25～29歳→30～34歳
-2	2	-10	-34	1	-4
30～34歳→35～39歳	35～39歳→40～44歳	40～44歳→45～49歳	45～49歳→50～54歳	50～54歳→55～59歳	55～59歳→60～64歳
13	2	4	1	16	47
60～64歳→65～69歳	65～69歳→70～74歳	70～74歳→75～79歳	75～79歳→80～84歳	80～84歳→85～89歳	85～89歳→90歳～
38	27	17	-28	-11	-12

出典：総務省「国勢調査」、厚生労働省「都道府県別生命表」に基づきまち・ひと・しごと創生本部作成

(5) 世帯の状況

国勢調査における本町の世帯の状況をみると、平成22(2010)年から平成27(2015)年にかけて一般世帯数は減少しているものの、高齢者世帯は増加しています。平成27(2015)年現在の高齢者世帯は2,176世帯と一般世帯総数に占める割合も71.3%まで上昇しています。

特に高齢者単独世帯と高齢者夫婦世帯が増加しており、高齢者の単独世帯と夫婦世帯を合わせると一般世帯総数に占める割合が43.7%となっています。

■高齢者世帯(世帯構成別)の状況

単位：(世帯) / (%)

	平成22年 (2010)		平成27年 (2015)	
	世帯数	割合	世帯数	割合
一般世帯総数	3,109	100.0	3,051	100.0
高齢者世帯	2,023	65.1	2,176	71.3
単独世帯	495	15.9	581	19.0
夫婦世帯	677	21.8	753	24.7
同居世帯	851	27.4	842	27.6

出典：国勢調査(各年10月1日現在)

(6) 死亡原因

死因別死亡数の順位をみると、平成26(2014)年から平成30(2018)年にかけて順位の変動はあるものの、上位5位の死因に変化はありません。特に上位2位の悪性新生物、心疾患は順位の変動はなく、各年において悪性新生物、心疾患が全体の4割から5割を占めています。

■死因別(順位)死亡数順位の推移

	平成26年 (2014)	平成27年 (2015)	平成28年 (2016)	平成29年 (2017)	平成30年 (2018)
死亡者数	158人	140人	139人	146人	151人
1位	悪性新生物 (39人)	悪性新生物 (48人)	悪性新生物 (36人)	悪性新生物 (32人)	悪性新生物 (49人)
2位	心疾患 (32人)	心疾患 (20人)	心疾患 (33人)	心疾患 (30人)	心疾患 (30人)
3位	脳血管疾患 (22人)	脳血管疾患 (13人)	脳血管疾患 (10人)	肺炎 (13人)	老衰 (16人)
4位	肺炎 (11人)	肺炎 (11人)	肺炎 (9人)	脳血管疾患 (12人)	脳血管疾患 (14人)
5位	老衰 (9人)	老衰 (9人)	老衰 (6人)	老衰 (11人)	肺炎 (3人)

出典：衛生統計年報

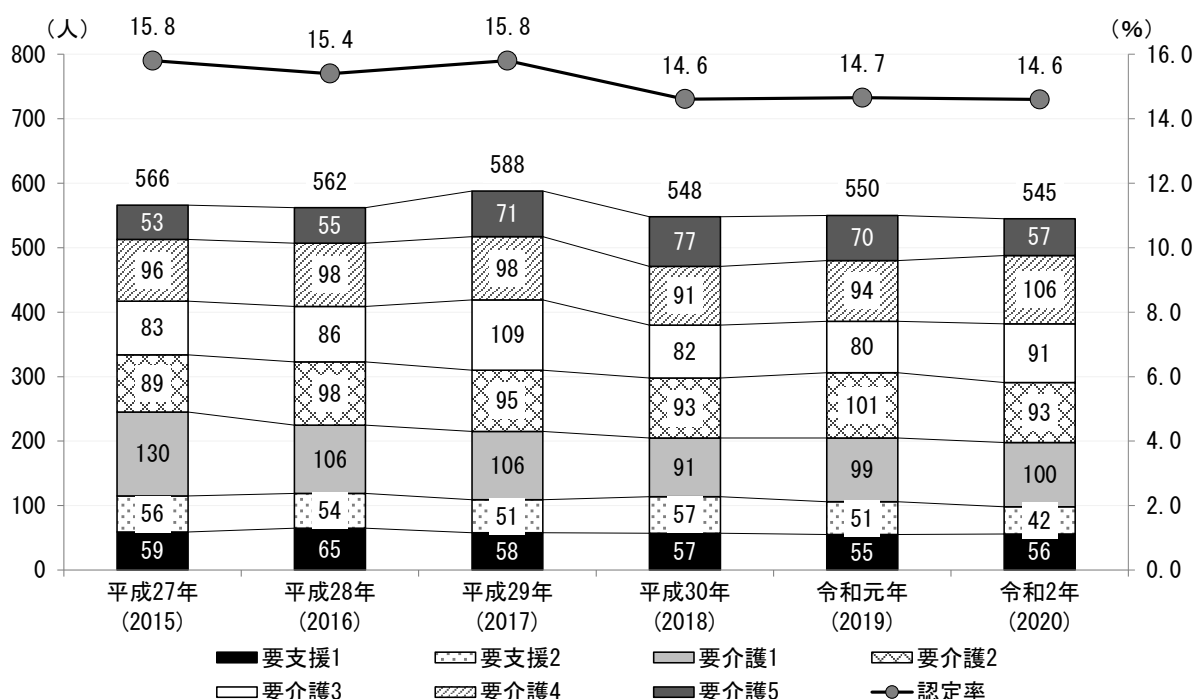
第2節 要支援・要介護認定者の状況

(1) 要支援・要介護認定者数の推移

要支援・要介護認定者^{※11}数の推移をみると、平成29(2017)年まで増加傾向となっていました。その後減少し、令和2(2020)年9月末現在には545人となっています。第1号被保険者に対する認定者の割合(認定率)については、平成29(2017)年まで15%台と横ばいで推移していましたが、平成30(2018)年以降、認定者数の減少に伴い14%台に減少しています。

要介護度別にみると、それぞれ増減があるものの、要支援1・2、要介護1では減少傾向がみられます。

■ 要支援・要介護認定者数・認定率の推移



※認定率は認定者(2号被保険者含む)を住民基本台帳人口(65歳以上)で除して算出
出典：介護保険事業状況報告(各年9月月報)

※11 要支援1・2、要介護1~5の7段階にどの程度の介護を必要としているかをランク分けしたもの。訪問調査の結果をコンピュータで判断する一次判定と、主治医の意見書を加えて医療や福祉の専門家が判断する二次判定の結果によって決定される。

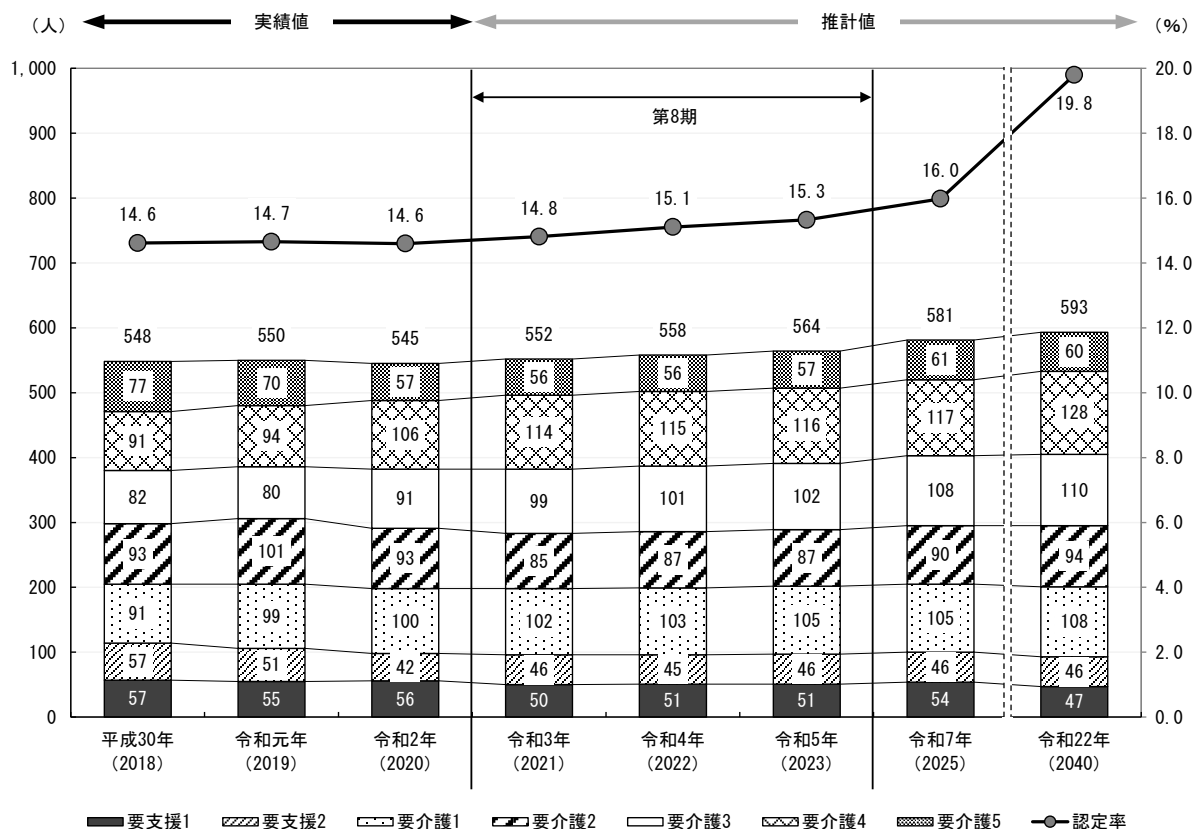
(2) 計画期間中の要支援・要介護認定者数の推計

性別・年齢別の要支援・要介護認定率の実績を踏まえて設定した将来の認定率を、将来推計人口に乗じて、計画期間中の要支援・要介護認定者数を推計しました。

認定率の高い後期高齢者の増加に伴い、要支援・要介護者数は増加し、計画の最終年度となる令和5（2023）年には564人になると推計されます。

また、令和22（2040）年までの長期推計では、認定率、認定者数ともに増加していくことが見込まれます。

■ 計画期間における要支援・要介護認定者数の推計



※認定率は認定者（2号被保険者含む）を推計人口（65歳以上）で除して算出
 ※各年9月末日時点の推計値

第3節 高齢者及びサービス提供事業所調査の結果概要

(1) 調査の実施概要

① 調査の目的

本計画の策定にあたり、御宿町在住の高齢者の状況の把握や、サービス提供事業所の状況、課題を把握し、介護や福祉、生活支援などの施策検討の参考にするために行うものです。

② 実施概要

■介護予防・日常生活圏域^{※12}ニーズ調査

- 調査対象：御宿町在住の65歳以上で要介護認定を受けていない方または要支援1・2の認定を受けている方
- 調査期間：令和2(2020)年3月3日～令和2(2020)年3月19日
- 調査方法：郵送による配付・回収
- 配付・回収：配付数 1,000票 回収数 673票 回収率 67.3%

■在宅介護実態調査

- 調査対象：御宿町在住で要支援・要介護の認定を受けて、在宅で生活されている方
- 調査期間：平成30(2018)年10月1日～令和元(2019)年12月25日
- 調査方法：訪問員による聞き取り調査
- 回収数：100票

■サービス提供事業所調査

- 調査対象：町内及び近隣のサービス提供事業所
- 調査期間：令和2(2020)年8月12日～令和2(2020)年8月25日
- 調査方法：郵送またはFAXによる配付・回収
- 配付・回収：配付数 67事業所 回収数 42事業所 回収率 62.7%

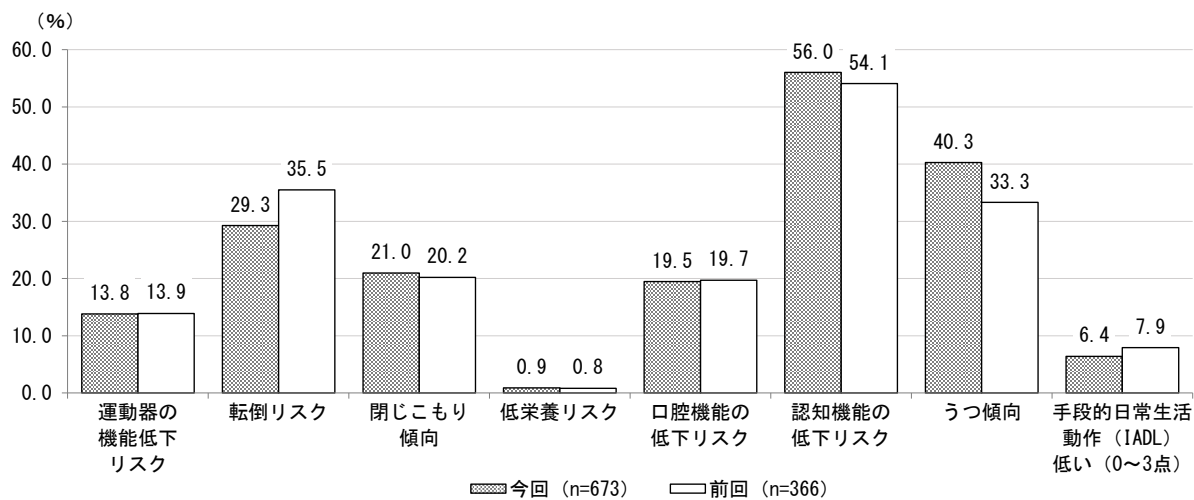
※12 高齢者が住み慣れた地域で生活を継続することができるようにするため、市町村内にいくつか設定される生活圏域。

(2) 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

① 要介護リスクの全体的な傾向について

- ◎ 最も割合が高い項目は「認知機能の低下リスク」で56.0%となっています。
- ◎ 前回調査と比較すると「うつ傾向」が7.0ポイント増加、「転倒リスク」が6.2ポイント減少となっています。

■ 要介護リスクの全体的な傾向

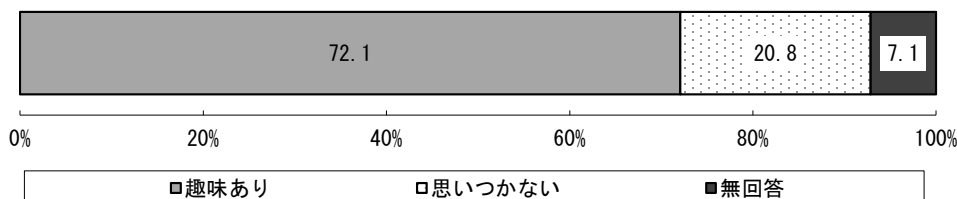


② 毎日の生活について

◎ 趣味が「ある」と回答している割合は72.1%となっています。
 ◎ 生きがいが「ある」と回答している割合は58.2%となっています。
 ◎ 趣味が「ある」、生きがいが「ある」と回答している方は幸福度が高くなる傾向となっています。

■趣味の有無

n=673



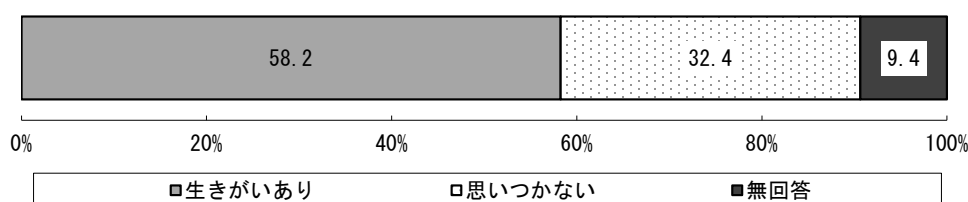
■趣味の有無（幸福度別）

上段：回答数／下段：回答割合

		合計	趣味の有無		
			趣味あり	思いつかない	無回答
全体		673	485	140	48
		100.0	72.1	20.8	7.1
幸福度	0点	4	2	2	0
		100.0	50.0	50.0	0.0
	1～3点	26	12	9	5
		100.0	46.2	34.6	19.2
	4～6点	195	122	67	6
		100.0	62.6	34.4	3.1
7～9点	306	244	46	16	
	100.0	79.7	15.0	5.2	
10点	97	80	11	6	
	100.0	82.5	11.3	6.2	

■生きがいの有無

n=673



■生きがいの有無（幸福度別）

上段：回答数／下段：回答割合

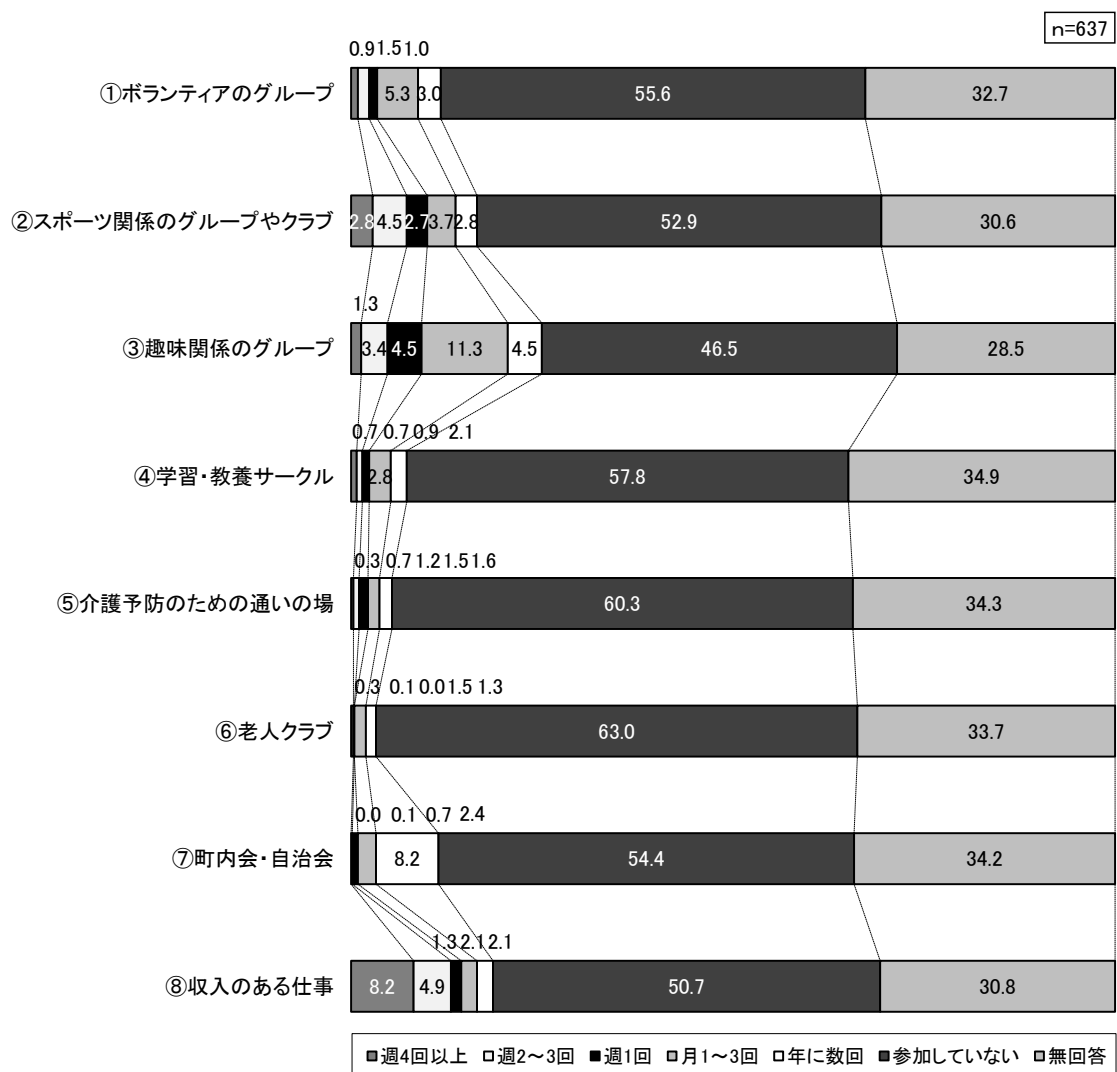
		合計	生きがいの有無		
			生きがいあり	思いつかない	無回答
全体		673	392	218	63
		100.0	58.2	32.4	9.4
幸福度	0点	4	0	4	0
		100.0	0.0	100.0	0.0
	1～3点	26	4	18	4
		100.0	15.4	69.2	15.4
	4～6点	195	84	100	11
		100.0	43.1	51.3	5.6
7～9点	306	210	73	23	
	100.0	68.6	23.9	7.5	
10点	97	74	16	7	
	100.0	76.3	16.5	7.2	

③ 地域での活動について

◎ 「月1回以上参加している」割合が最も高い地域でのグループ活動等は「③趣味関係のグループ」で20.5%となっています。

◎ 「参加していない」と回答した割合が最も高い活動は「⑥老人クラブ」で63.0%となっています。

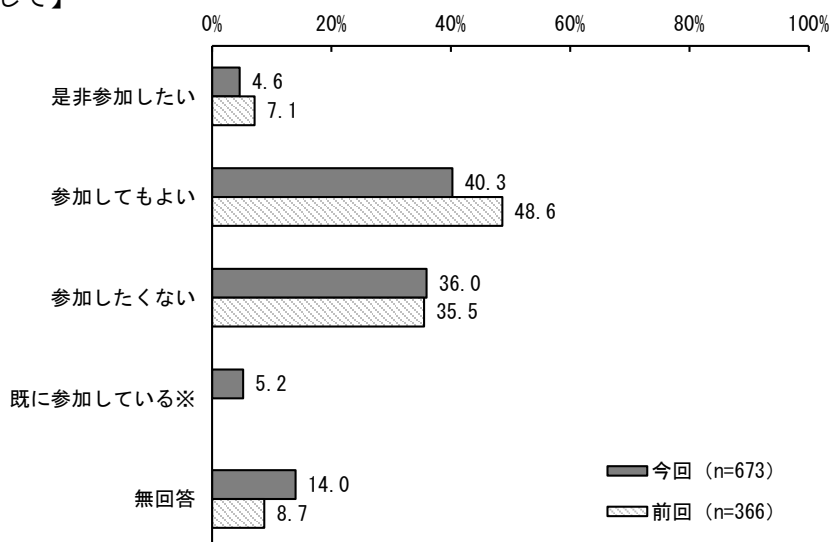
■ グループ等の参加状況



- ◎ 地域住民の有志による健康づくり活動や趣味等のグループ活動への「参加者として」の参加意向は、参加意向がある方は44.9%となっています。前回調査と比較すると「参加してもよい」が8.3ポイント減少しています。
- ◎ 「企画・運営（お世話役）として」の参加意向は28.1%となっています。前回調査と比較すると「参加したくない」が7.6ポイント減少しています。

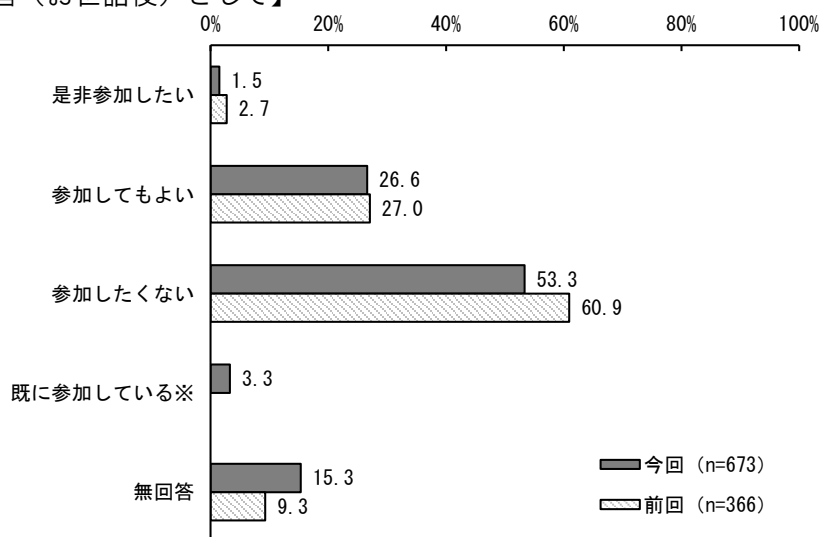
■健康づくり活動やグループ活動への参加意向（前回調査（H29）との比較）

【参加者として】



※今回調査のみ

【企画・運営（お世話役）として】

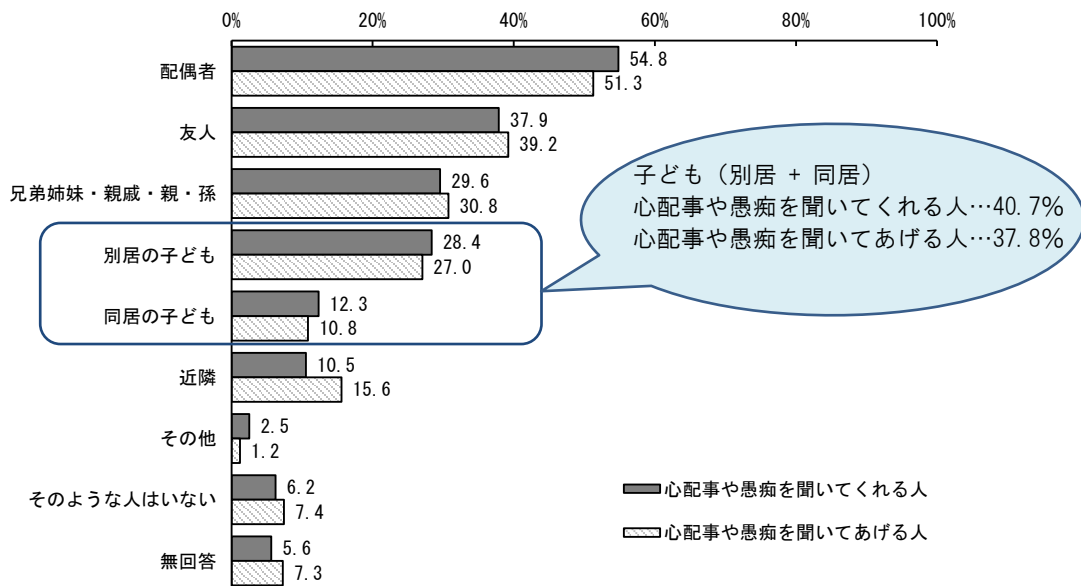


※今回調査のみ

④ 地域でのたすけあいについて

- ◎ 心配事や愚痴を聞いてくれる人・聞いてあげる人ともに50.0%を超え「配偶者（夫・妻）」が最も多くなっています。
- ◎ 男女別にみると、男性は心配事や愚痴を聞いてくれる人・聞いてあげる人ともに「配偶者」が最も多く、女性は心配事や愚痴を聞いてくれる人は「子ども（別居+同居）」、心配事や愚痴を聞いてあげる人は「友人」が最も多くなっています。

■ 心配事や愚痴を聞いてくれる人・聞いてあげる人



■ 心配事や愚痴を聞いてくれる人（男女別）

上段：回答数／下段：回答割合

		合計	心配事や愚痴を聞いてくれる人				
			配偶者	子ども (同居+別居)	同居の子ども	別居の子ども	兄弟姉妹・ 親戚・親・孫
性別	全体	673	369	274	83	191	199
		100.0	54.8	40.7	12.3	28.4	29.6
	男性	306	203	84	24	60	69
		100.0	66.3	27.4	7.8	19.6	22.5
	女性	350	158	185	58	127	127
		100.0	45.1	52.9	16.6	36.3	36.3
		合計	心配事や愚痴を聞いてくれる人				
			近隣	友人	その他	そのような人 はいない	無回答
性別	全体	673	71	255	17	42	38
		100.0	10.5	37.9	2.5	6.2	5.6
	男性	306	20	85	8	27	18
		100.0	6.5	27.8	2.6	8.8	5.9
	女性	350	50	164	8	15	17
		100.0	14.3	46.9	2.3	4.3	4.9

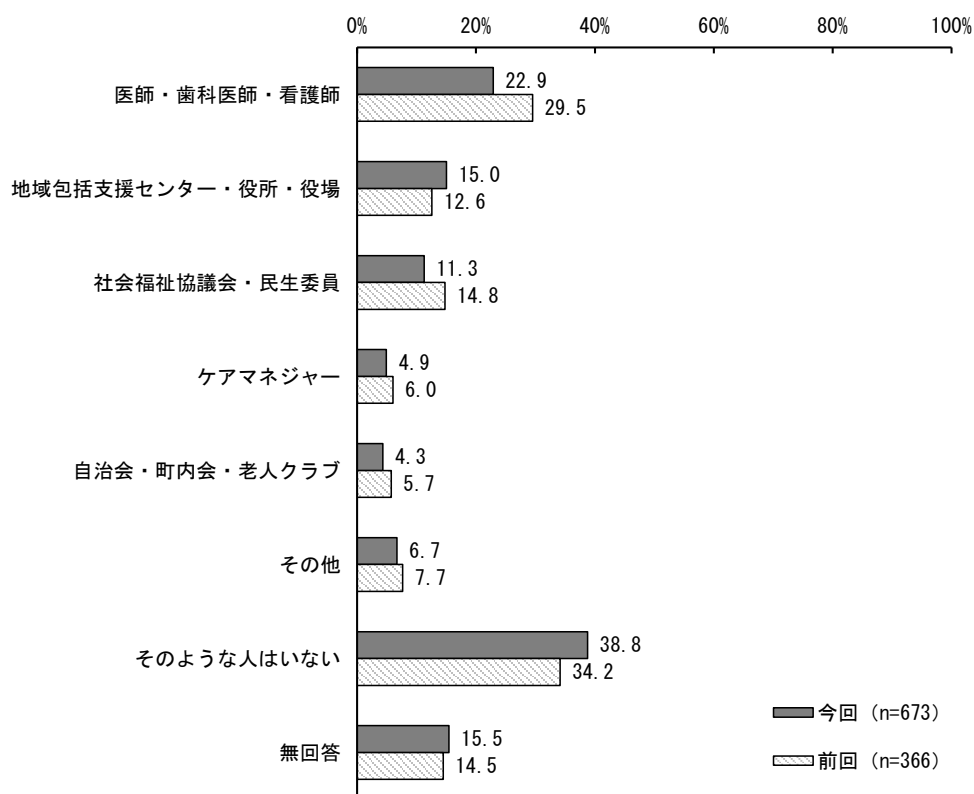
■ 心配事や愚痴を聞いてあげる人（男女別）

上段：回答数／下段：回答割合

		合計	心配事や愚痴を聞いてあげる人				
			配偶者	子ども (同居+別居)	同居の子ども	別居の子ども	兄弟姉妹・ 親戚・親・孫
性別	全体	673	345	255	73	182	207
		100.0	51.3	37.8	10.8	27.0	30.8
	男性	306	204	96	27	69	79
		100.0	66.7	31.3	8.8	22.5	25.8
	女性	350	133	155	46	109	127
		100.0	38.0	44.2	13.1	31.1	36.3
		合計	心配事や愚痴を聞いてあげる人				
			近隣	友人	その他	そのような人 はいない	無回答
性別	全体	673	105	264	8	50	49
		100.0	15.6	39.2	1.2	7.4	7.3
	男性	306	36	93	2	26	23
		100.0	11.8	30.4	0.7	8.5	7.5
	女性	350	69	166	6	23	22
		100.0	19.7	47.4	1.7	6.6	6.3

- ◎ 家族や友人・知人以外で、何かあったときに相談する相手は「医師・歯科医師・看護師」が22.9%で最も高くなっています。前回調査と比較すると「医師・歯科医師・看護師」が6.6ポイント減少しています。
- ◎ また、「そのような人はいない」は38.8%となっています。前回調査と比較すると4.6ポイント増加しています。

■ 家族や友人・知人以外で、何かあったときに相談する相手

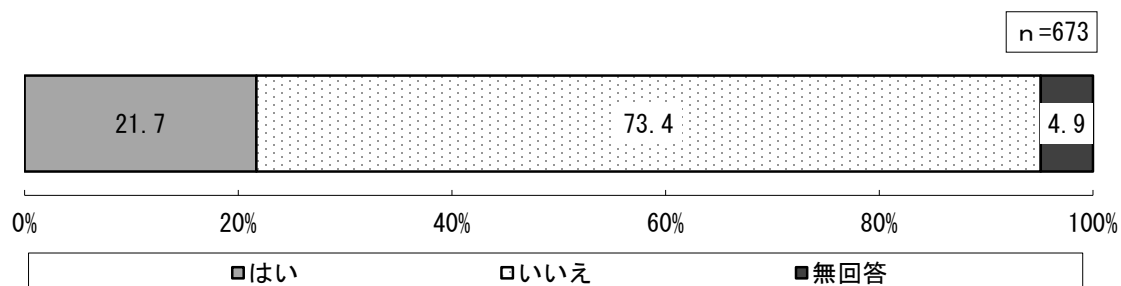


⑤ 認知症について

◎ 認知症に関する相談窓口を知っている割合は21.7%となっています。

◎ 家族（自身含む）の認知症状の有無別に認知症相談窓口の認知度をみると、自身や家族に認知症状があると回答した方の40.9%が知っていると回答しています。

■ 認知症に関する相談窓口の認知度



■ 認知症に関する相談窓口の認知度（自身または家族の認知症状の有無別）

上段：回答数／下段：回答割合

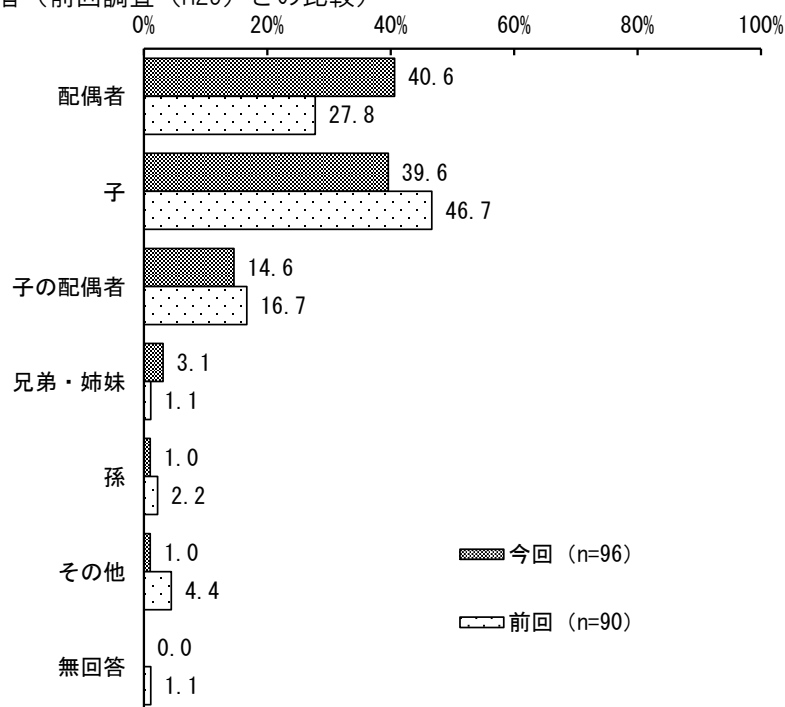
		合計	認知症に関する窓口の認知度		
			はい (知っている)	いいえ (知らない)	無回答
	全体	673 100.0	146 21.7	494 73.4	33 4.9
認 自 知 身 症 ま た は 状 は の 家 族 有 無 の	はい (いる)	66 100.0	27 40.9	38 57.6	1 1.5
	いいえ (いない)	576 100.0	118 20.5	450 78.1	8 1.4

(3) 在宅介護実態調査

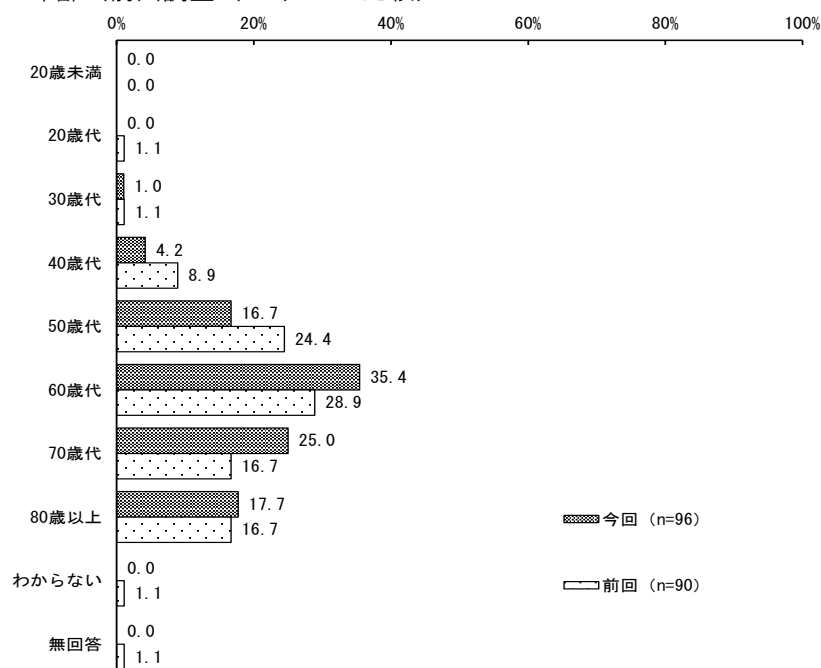
① 主な介護者の属性について

- ◎ 主な介護者は「配偶者」が40.6%で最も高くなっています。前回調査と比較すると「配偶者」が12.8ポイント増加、「子」が7.1ポイント減少しています。
- ◎ 主な介護者の年齢は「60歳代」が35.4%で最も高くなっています。前回調査と比較すると「70歳代」が8.3ポイント、「60歳代」が6.5ポイント増加、「50歳代」が7.7ポイント減少しています。

■ 主な介護者（前回調査（H29）との比較）



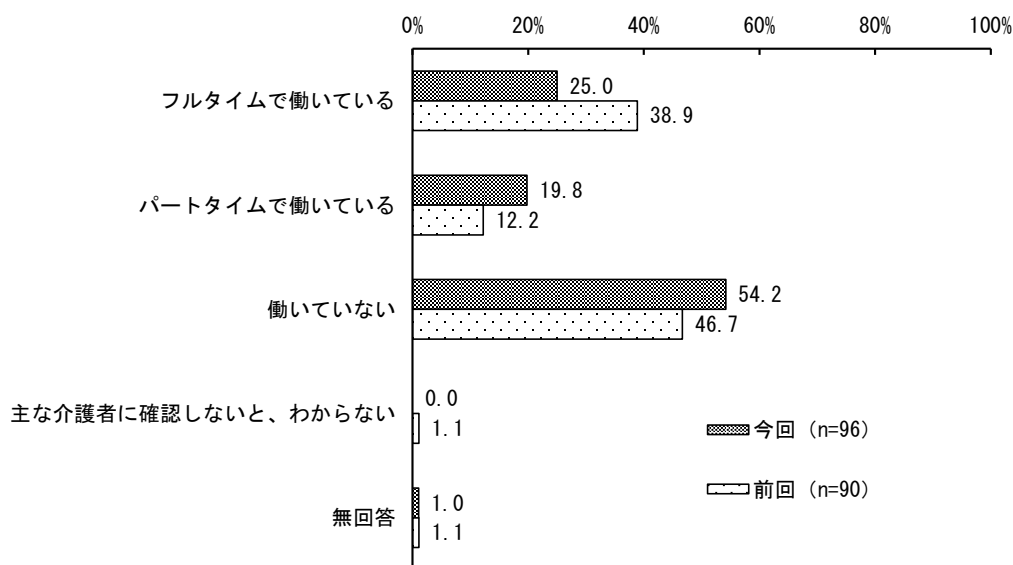
■ 主な介護者の年齢（前回調査（H29）との比較）



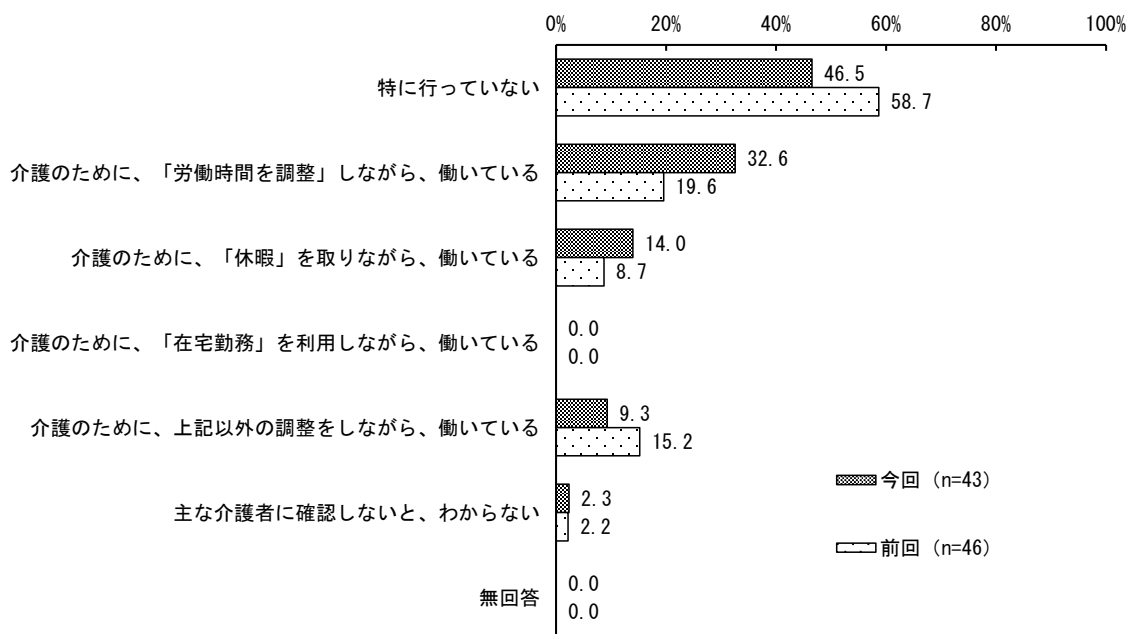
② 主な介護者の就労状況等について

- ◎ 主な介護者の現在の勤務形態は「働いていない」が54.2%で最も高くなっています。前回調査と比較すると「パートタイムで働いている」が7.6ポイント、「働いていない」が7.5ポイント増加、「フルタイムで働いている」が13.9ポイント減少しています。
- ◎ 介護をするにあたっての働き方の調整状況は「特に行っていない」が46.5%で最も高くなっています。前回調査と比較すると「介護のために、「労働時間を調整」しながら、働いている」が13ポイント、「介護のために、「休暇」を取りながら、働いている」が5.3ポイント増加、「特に行っていない」が12.2ポイント、「介護のために、上記以外の調整をしながら、働いている」が5.9ポイント減少しています。
- ◎ 働きながら介護を継続することについては「問題はあるが、何とか続けていける」が46.5%で最も高くなっています。前回調査と比較すると「問題なく、続けていける」が8.8ポイント増加、「続けていくのは、やや難しい」が6.2ポイント減少しています。

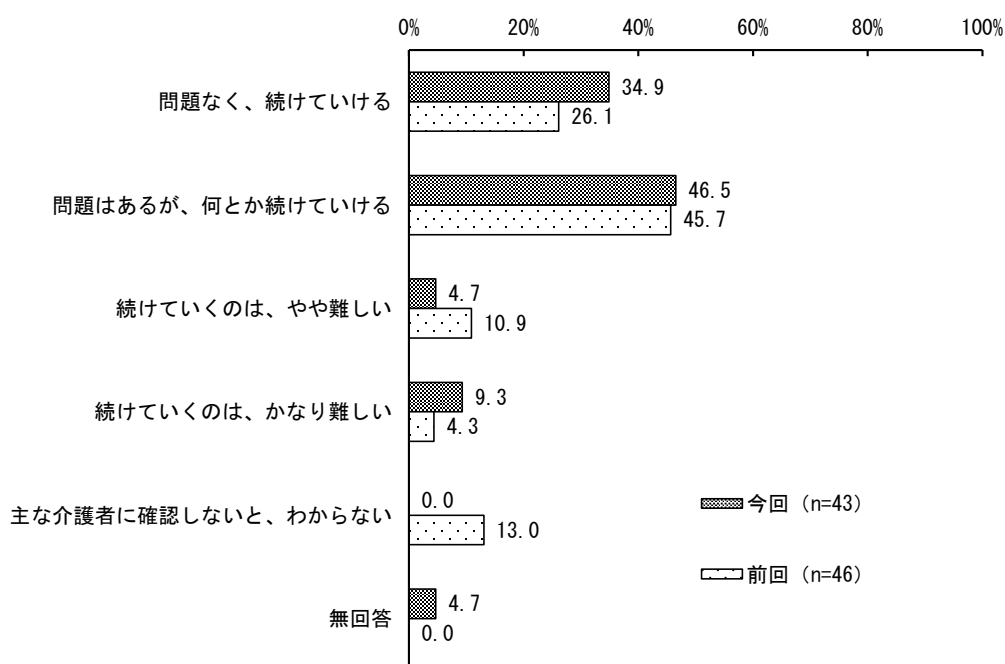
■ 主な介護者の現在の勤務形態（前回調査（H29）との比較）



■介護をするにあたっての働き方の調整状況（前回調査（H29）との比較）



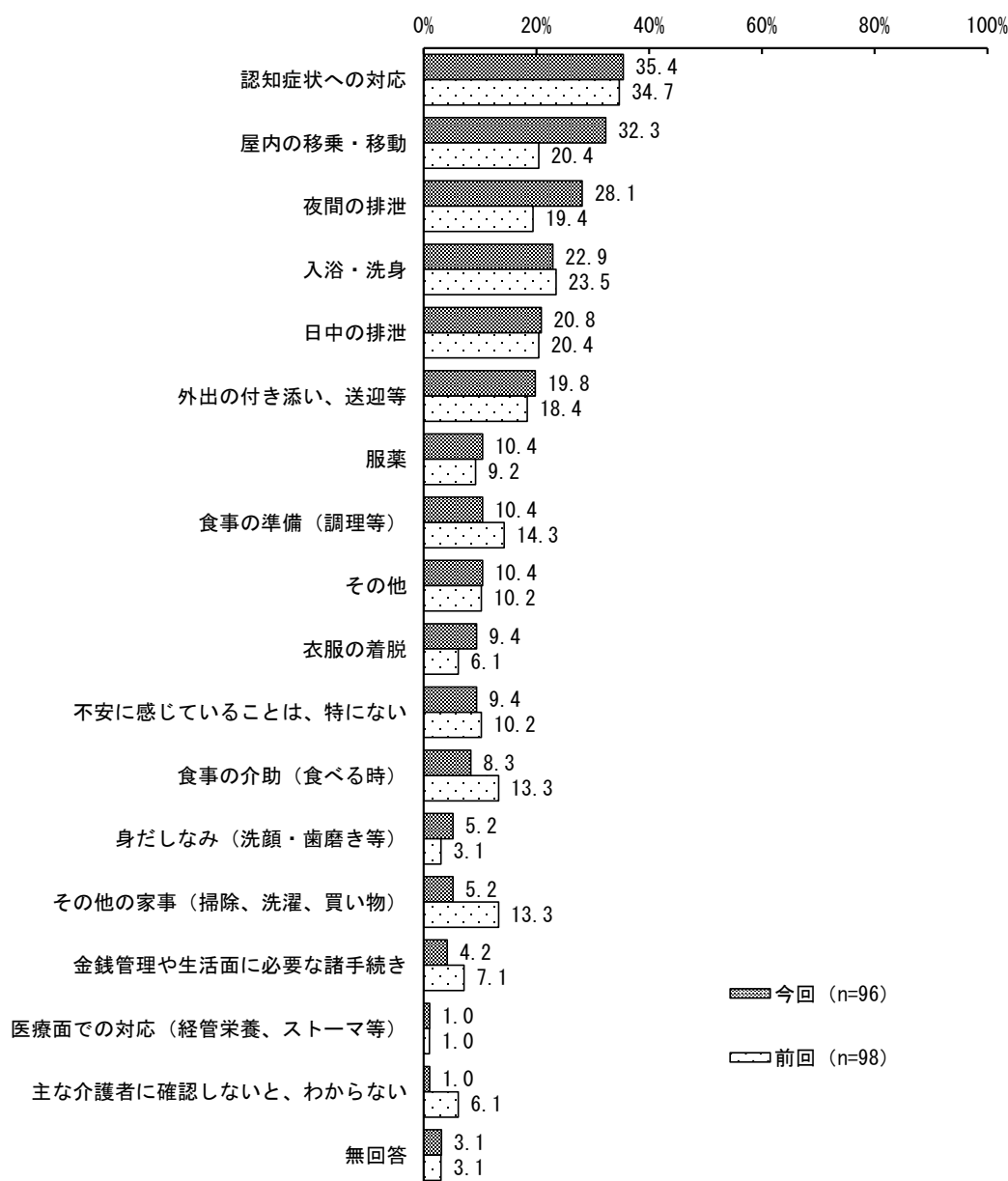
■働きながら介護を継続すること（前回調査（H29）との比較）



③ 主な介護者が不安に感じる介護等について

◎ 主な介護者が不安に感じる介護等は「認知症状への対応」が35.4%で最も高くなっています。前回調査と比較すると「屋内の移乗・移動」が11.9ポイント、「夜間の排泄」が8.7ポイント増加、「その他の家事（掃除、洗濯、買い物）」が8.1ポイント減少しています。

■ 不安に感じる介護等について（前回調査（H29）との比較）

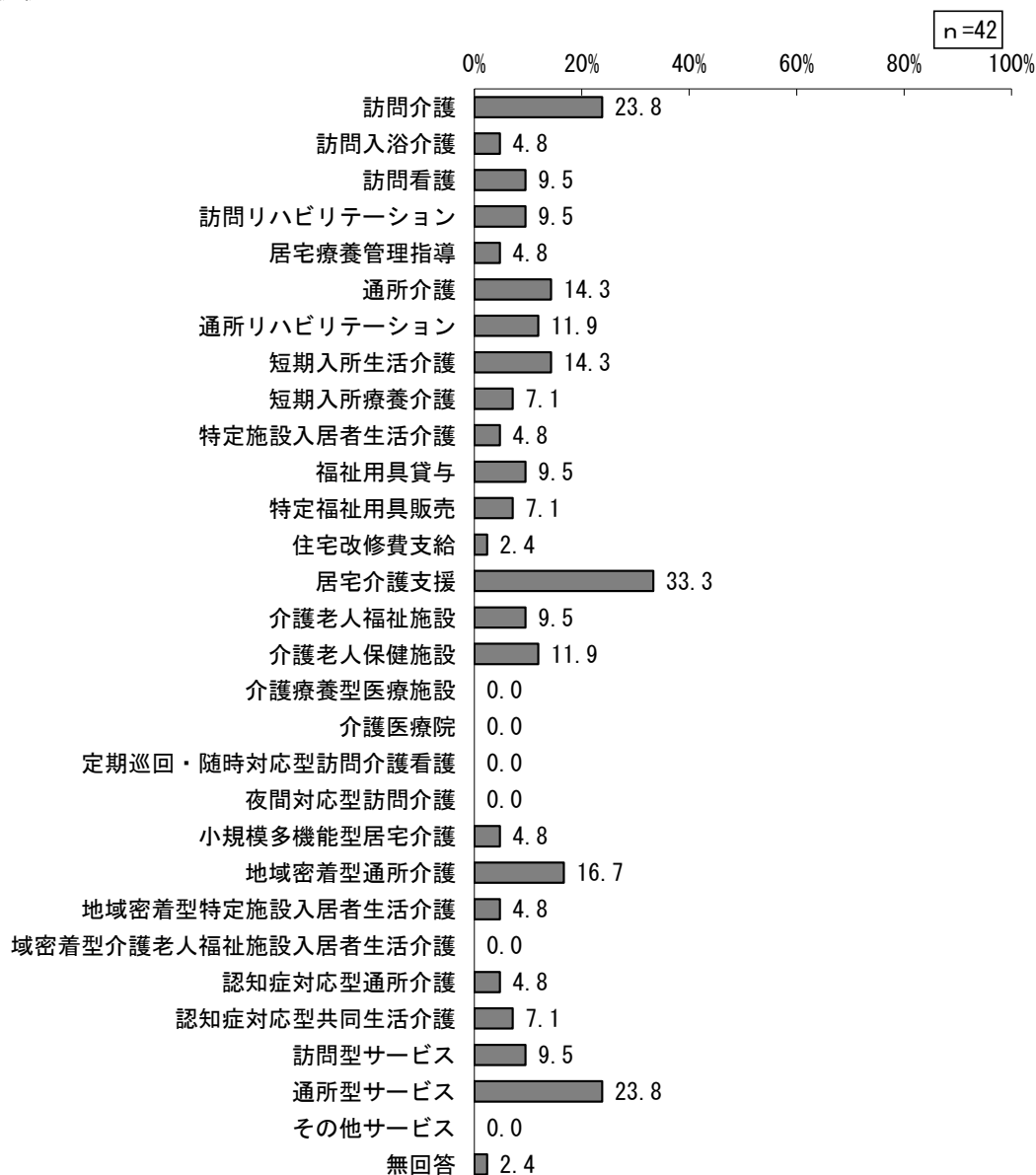


(4) サービス提供事業所調査

① 提供サービス

◎ 提供しているサービスは「居宅介護支援」が14事業所(33.3%)と最も多く、次いで「訪問介護」、「通所型サービス」がともに10事業所(23.8%)となっています。

■ 提供サービス



② サービス利用者の状況及び今後の事業展開

- ◎ サービス利用者の状況及び今後の事業展開について、利用ニーズでは「訪問介護」、「居宅介護支援」でともに5事業所が「増加」、利用者数では、「居宅介護支援」で5事業所、「訪問介護」で4事業所が増加と回答しています。
- ◎ 今後の事業展開は、「訪問介護」が2事業所、「訪問リハビリテーション」、「居宅介護支援」、「介護老人福祉施設」、「訪問型サービス」でそれぞれ1事業所が「拡大」としています。

■ サービス利用者の状況及び今後の事業展開

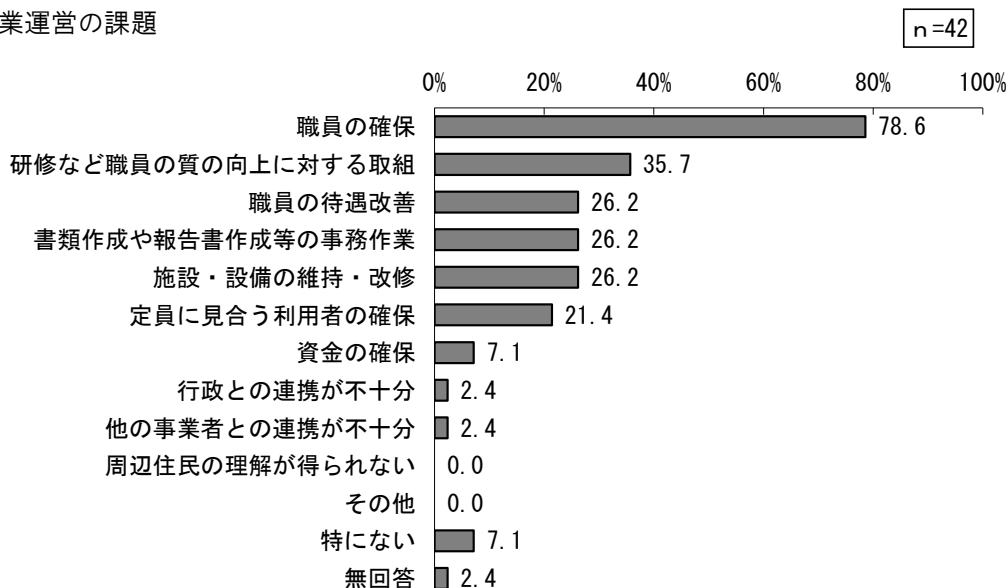
(n=42)

サービスの種類	利用ニーズ			利用者数			今後の事業展開		
	増加	横ばい	減少	増加	横ばい	減少	現状維持	拡大	縮小・廃止
訪問介護	5	5	0	4	6	0	7	2	0
訪問看護	2	1	0	2	1	0	3	0	0
訪問リハビリテーション	1	2	0	1	2	0	2	1	0
居宅療養管理指導	0	1	0	0	1	0	1	0	0
通所介護	1	4	0	1	2	2	5	0	0
通所リハビリテーション	3	2	0	2	2	0	5	0	0
短期入所生活介護	2	3	0	1	3	1	5	0	0
短期入所療養介護	1	1	1	1	1	1	3	0	0
福祉用具貸与	0	1	1	0	1	1	2	0	0
特定福祉用具販売	0	0	1	0	0	1	1	0	0
居宅介護支援	5	7	0	5	7	0	10	1	1
介護老人福祉施設	0	3	1	0	3	1	3	1	0
介護老人保健施設	1	4	0	1	3	1	5	0	0
地域密着型通所介護	1	4	1	0	5	1	6	0	0
認知症対応型通所介護	1	1	0	1	1	0	2	0	0
認知症対応型共同生活介護	0	3	0	0	2	0	3	0	0
訪問型サービス	3	1	0	3	1	0	3	1	0
通所型サービス	1	3	1	1	3	1	5	0	0

③ 事業運営の課題

◎ 事業運営の課題は、「職員の確保」が33事業所（78.6%）と最も多く、次いで「研修など職員の質の向上に対する取組」が15事業所（35.7%）、「職員の待遇改善」、「書類作成や報告書作成等の事務作業」、「施設・設備の維持・改修」がそれぞれ11事業所（26.2%）となっています。

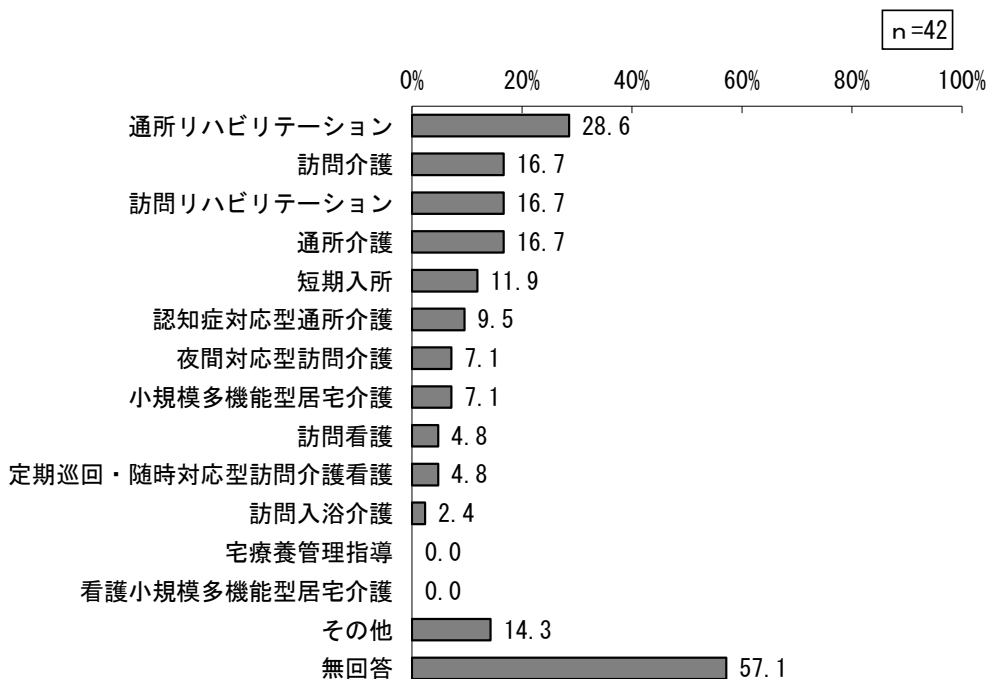
■事業運営の課題



④ 地域で不足していると感じる介護保険サービス

◎ 地域で不足していると感じる介護保険サービスは、「通所リハビリテーション」が12事業所（28.6%）と最も多く、次いで「訪問介護」、「訪問リハビリテーション」、「通所介護」がそれぞれ7事業所（16.7%）となっています。

■地域で不足していると感じる介護保険サービス



第4節 前計画の振り返り

前計画における施策や取組、実績の状況を点検・評価し、結果を踏まえ本計画の策定にあたりました。概要は以下のとおりです。

(1) 高齢者保健福祉計画

各施策の推進担当課による取組状況等の自己評価結果は以下のとおりです。

令和元（2019）年度までおおむね計画に沿った取組を進めてきましたが、令和2（2020）年度は新型コロナウイルス感染症の影響もあり多くの事業で実施が難しい状況となっています。

■「高齢者保健福祉計画」の施策評価・進捗状況

区 分	年度評価		
	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)
1：高齢者の健康づくりの推進			
1-1：生きがいくりの推進	○	○	△
【実施状況等】 シルバー人材バンクについては、社協とも連携して広報に努めており、会員数、作業数とも増加傾向にあります。			
1-2：保健サービスの充実	○	○	△
【実施状況等】 広報やポスターを活用して健診・予防接種等について重要性など周知・啓発を行うとともに、休日検診やがん検診無料クーポン券の発行により、受診しやすい環境の整備に努めています。			
2：生活支援サービスの充実			
2-1：在宅生活支援の充実	○	○	△
【実施状況等】 住民の移動手段の確保や移動機会の増加を図るため、令和2（2020）年9月1日からエピアミー号の共通乗降場所に老人ホーム外房を追加しました。			
2-2：安心して暮らせる住まいの確保	△	△	△
【実施状況等】 御宿版 CCRC 構想及び地域再生計画に基づき、サービス付き高齢者住宅等の整備促進について検討を重ねていますが、整備には至っていない状況です。			
2-3：権利擁護の推進	○	○	○
【実施状況等】 千葉県社会福祉士会作成の高齢者虐待対応シートの活用及び総合相談、リーフレットの配布等により、高齢者虐待時の迅速な対応や権利擁護事業の利用促進に努めています。			
2-4：認知症施策の充実	○	○	△
【実施状況等】 認知症サポーター養成講座の開催や認知症ケアパス ^{※13} の活用により、介護者に必要な支援方法習得のため普及啓発活動を行っています。			
2-5：安全・安心なまちづくりの推進	○	○	○
【実施状況等】 毎年、避難行動要支援者名簿の更新を行い、関係機関と情報共有しています。また、警察との連携や防災行政無線を活用した犯罪等の注意喚起を行っています。			

※令和2（2020）年度は中間評価

※評価判定：○：実施～おおむね実施、△：～課題が残る、×：～未実施

※13 認知症の人やその家族が安心して、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、状況に応じた適切なサービス提供の流れを示したもの。

(2) 介護保険事業計画

① 地域支援事業

■ 「地域支援事業の推進」の施策評価・進捗状況

区 分	年度評価		
	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)
1：地域支援事業の推進			
1-1：介護予防・日常生活支援総合事業	○	○	○
【実施状況等】 訪問型と通所型の委託事業の整備、一般介護予防事業※ ¹⁴ との連携等により多様なニーズへの対応に努めました。			
1-2：包括的支援事業	○	△	△
【実施状況等】 地域資源を活用しながら高齢者の様々な相談対応を行い、必要に応じて関係機関につなげながら継続的な支援に努めています。			

※令和2(2020)年度は中間評価

※評価判定：○：実施～おおむね実施、△：～課題が残る、×：～未実施

② 介護保険サービス

前計画期間中（平成30(2018)年度～令和元(2019)年度）の介護保険サービスにおける利用者数の実績をみると、「介護療養型医療施設」と「認知症対応型通所介護」で計画値を上回っていますが、その他の多くのサービスで計画値を下回っています。

また、給付費の実績は「介護老人福祉施設」、「介護療養型医療施設」、「特定施設入居者生活介護」、「認知症対応型通所介護」の4つのサービスで計画値を上回っていますが、その他の多くのサービスで計画値を下回っている状況です。

※14 要支援者等も参加できる住民運営の通いの場の充実等、すべての高齢者が介護予防に取り組みやすい環境づくりを進めるための事業。

■介護保険サービス利用者数実績

分類	計画値（人）		実績値（人）		対計画比 (実績値/計画値)	
	H30年度 (2018)	R元年度 (2019)	H30年度 (2018)	R元年度 (2019)	H30年度 (2018)	R元年度 (2019)
施設サービス						
介護老人福祉施設	1,068	1,068	1,047	1,077	98.0%	100.8%
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0	0	0	0	-	-
介護老人保健施設	576	576	505	454	87.7%	78.8%
介護医療院	0	0	0	0	-	-
介護療養型医療施設	12	12	18	24	150.0%	200.0%
居住系サービス						
特定施設入居者生活介護	708	708	666	672	94.1%	94.9%
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0	-	-
認知症対応型共同生活介護	96	96	76	81	79.2%	84.4%
在宅サービス						
訪問介護	1,212	1,260	888	926	73.3%	73.5%
訪問入浴介護	192	192	150	130	78.1%	67.7%
訪問看護	336	360	327	297	97.3%	82.5%
訪問リハビリテーション	0	0	41	84	-	-
居宅療養管理指導	684	732	451	520	65.9%	71.0%
通所介護	804	852	785	805	97.6%	94.5%
地域密着型通所介護	660	696	521	491	78.9%	70.5%
通所リハビリテーション	888	912	612	590	68.9%	64.7%
短期入所生活介護	612	636	472	484	77.1%	76.1%
短期入所療養介護（老健）	72	72	54	57	75.0%	79.2%
短期入所療養介護（病院等）	0	0	0	0	-	-
福祉用具貸与	2,376	2,448	1,877	1,949	79.0%	79.6%
特定福祉用具販売	60	60	30	39	50.0%	65.0%
住宅改修	48	48	25	19	52.1%	39.6%
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	0	0	0	-	-
夜間対応型訪問介護	0	0	0	0	-	-
認知症対応型通所介護	12	12	34	24	283.3%	200.0%
小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0	-	-
看護小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0	-	-
介護予防支援・居宅介護支援	4,020	4,176	2,934	2,947	73.0%	70.6%

出典：地域包括ケア「見える化」システム

■介護保険サービス給付実績

分類	計画値（円）		実績値（円）		対計画比 (実績値/計画値)	
	H30年度 (2018)	R元年度 (2019)	H30年度 (2018)	R元年度 (2019)	H30年度 (2018)	R元年度 (2019)
施設サービス	400,822,000	401,001,000	398,127,602	401,775,467	99.3%	100.2%
介護老人福祉施設	247,550,000	247,661,000	256,747,766	274,446,526	103.7%	110.8%
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0	0	0	0	-	-
介護老人保健施設	148,921,000	148,987,000	135,249,048	119,211,607	90.8%	80.0%
介護医療院	0	0	0	0	-	-
介護療養型医療施設	4,351,000	4,353,000	6,130,788	8,117,334	140.9%	186.5%
居住系サービス	122,415,000	122,469,000	120,627,329	129,657,792	98.5%	105.9%
特定施設入居者生活介護	100,270,000	100,314,000	102,067,373	109,521,569	101.8%	109.2%
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0	-	-
認知症対応型共同生活介護	22,145,000	22,155,000	18,559,956	20,136,223	83.8%	90.9%
在宅サービス	406,010,000	424,422,000	336,058,255	347,696,366	82.8%	81.9%
訪問介護	78,495,000	82,580,000	66,776,494	67,603,272	85.1%	81.9%
訪問入浴介護	9,904,000	9,909,000	9,317,175	9,232,195	94.1%	93.2%
訪問看護	11,334,000	11,977,000	12,927,272	10,723,829	114.1%	89.5%
訪問リハビリテーション	0	0	1,676,304	3,156,076	-	-
居宅療養管理指導	9,083,000	9,755,000	5,868,330	6,975,601	64.6%	71.5%
通所介護	62,714,000	66,541,000	56,827,193	58,707,021	90.6%	88.2%
地域密着型通所介護	43,630,000	46,061,000	39,088,396	34,033,377	89.6%	73.9%
通所リハビリテーション	53,831,000	55,531,000	31,540,622	32,406,139	58.6%	58.4%
短期入所生活介護	49,757,000	52,100,000	36,992,068	49,220,762	74.3%	94.5%
短期入所療養介護(老健)	5,395,000	5,398,000	4,185,446	5,525,977	77.6%	102.4%
短期入所療養介護(病院等)	0	0	0	0	-	-
福祉用具貸与	29,838,000	30,876,000	27,073,134	27,496,624	90.7%	89.1%
特定福祉用具販売	1,358,000	1,358,000	723,687	886,252	53.3%	65.3%
住宅改修	4,373,000	4,373,000	1,862,850	1,577,790	42.6%	36.1%
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	0	0	0	-	-
夜間対応型訪問介護	0	0	0	0	-	-
認知症対応型通所介護	2,812,000	2,813,000	6,263,910	4,638,420	222.8%	164.9%
小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0	-	-
看護小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0	-	-
介護予防支援・居宅介護支援	43,486,000	45,150,000	34,935,374	35,513,031	80.3%	78.7%

出典：地域包括ケア「見える化」システム

第3章 計画策定における方向性の整理

前項までの現況及び今後の見込み等を踏まえつつ、本計画期間において取り組むべき計画策定における方向性を次のように整理します。

1 超高齢化社会への対応

- 令和2(2020)年9月末現在、本町の高齢化率は50%を超えており、今後も上昇が続くことが見込まれています。
- 高齢化の進行は様々な問題を内包しており、現役世代の減少と要介護認定者の増加、認定率の上昇に伴う供給不足(担い手不足)、家族介護者の介護離職問題や介護うつ、介護者の高齢化による老老介護や8050問題^{※15}、高齢者のみの世帯、高齢者一人暮らし世帯の増加による社会的な孤立化、認知症患者の増加など様々な課題が懸念されるため、中長期的な支援体制の構築が重要です。

2 生涯にわたり生きがいを持った生活を送るために

- アンケート調査では、趣味や生きがいの有無によって主観的な幸福度に違いが見られました。生涯活躍のまちを掲げる本町において、趣味や仕事、地域の人達との交流などを通して生涯にわたって生きがいを持つことができるような支援が望まれます。
- 地域において一人ひとりが社会的な役割を持つ中で、高齢者が「支えられる立場」となるだけでなく、経験や長所を生かした「支え手」となることが期待されます。「支え手」として地域における役割に実感を持てることは、高齢者自身の生きがいにつながると考えられるため、地域活動のきっかけづくり、仕組みづくりが求められます。

3 健康づくり、介護予防に向けた取組の推進

- 高齢者が健康を保ち、いきいきと生活を続けるために、健康寿命^{※16}の延伸及び健康増進は重要な課題の1つとなります。一人ひとりが自らの健康状態に関心を持ち、健康維持に積極的になるよう健康づくりに対する啓発や活動の支援を継続する必要があります。
- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、高齢者の日常生活は大きな影響を受け、健康づくりに関する集いの場の多くが休止を余儀なくされました。外出自粛の長期化によって、高齢者の健康への影響やADL(日常生活動作)の低下が懸念されることから、新しい生活様式^{※17}に対応した健康づくりの場の提供などが求められます。

※15 ひきこもりの長期高齢化を背景に、80代の親が50代の子とも同居して経済面を含め支援している状態。

※16 認知症や寝たきりにならない状態で生活できる期間のこと。現在では、単に寿命の延伸だけでなく、この健康寿命をいかに延ばすかが大きな課題となっている。

※17 新型コロナウイルス感染症を想定し、自身や、周りの方、そして地域を感染拡大から守るため、それぞれの日常生活において実践することが望ましい生活スタイル。具体的には身体的距離の確保、マスクの着用、こまめな手洗い、手指消毒等が挙げられる。

4 認知症施策大綱の推進

- 高齢化の進行に伴い認知症状のある高齢者の増加が予想されます。認知症は誰もがなりうるものであり、今後、家族や身近な人が認知症になることなども含め、多くの人にとって身近なものとなっていくこととなります。そうした中、認知症に対する地域の理解を得るとともに、介護者に対しても認知症に関する正しい知識や介護に関する情報等の提供が必要となります。
- 認知症予防に対する取組や認知症の早期発見・早期対応も重要となります。アンケート調査によると認知症に関する相談窓口の認知度は2割で、自身や家族など身近な人に認知症状がある方でも認知度は4割と、半数以上が相談窓口を知らない状況です。今後、認知症相談窓口の周知を図り、認知症状の疑いのある高齢者自身やその家族が自ら気軽に相談を行える体制を構築する必要があります。さらに、認知症予防に資する通いの場の整備や関係機関との連携強化、地域の支援体制のさらなる充実に努め、認知症高齢者の早期発見・早期対応など施策の着実な推進が重要となります。

5 包括的な支援体制の整備

- 高齢化の進行により、高齢者の日常生活における問題は複合化・複雑化する傾向にあり、それに伴い支援やサービスに対するニーズも多様化してきています。多様化するニーズに対応するため、保健・医療・福祉の関係者をはじめ、地域の多様な主体による重層的な支援体制の整備・強化を推進する必要があります。
- 一人ひとりの人権が守られ、住み慣れた地域で安心して生活を送ることができるよう、高齢者虐待の防止、早期発見のための取組や成年後見制度の周知など、権利と尊厳を守るための仕組みづくりが重要となります。

6 地域で安心した生活を送るために

- 地域で安心して暮らし続けるにあたり、特に高齢者が犠牲となりやすい自然災害の発生時や、新型コロナウイルス感染症の感染拡大時など有事の際に備え、災害時や緊急時の支援体制を整備・強化する必要があります。
- 高齢者が住み慣れた地域で安全・安心に生活を続けることができるよう、地域のつながりを強化し、高齢者の閉じこもりや孤立化を避けつつ、外出支援や移動手段的確保に向けた取組等を継続して行う必要があります。また、交通事故や犯罪に巻き込まれないよう、交通安全や振り込め詐欺等の高齢者が巻き込まれやすい事案に対する周知・啓発に努める必要があります。

第4章 計画策定の基本的な考え方

第1節 基本理念

本町に暮らす高齢者が、それぞれの意欲や心身の状況に応じて生きがいを持ちながら安心して暮らすことができ、また、高齢者に対して敬愛の念を持ち、お互いに助け合う地域づくりを推進するため、本計画を推進し、施策を展開するにあたっての基本理念（基礎となる考え方）を以下のとおりとします。

（1）高齢者の自立支援

高齢者自身が本人の意思に基づき、自らの有する能力を最大限生かしながら、自立した質の高い生活を送ることができるよう、きめ細かな支援の充実を図ります。また、高齢者が生活環境の変化に対応し、地域で生活できる体制を検討します。

（2）尊厳の保持と権利擁護

住み慣れた地域でその人らしく安心して生活を送ることができるよう、すべての高齢者の尊厳と権利が守られるための体制の強化を図ります。

（3）サービス提供体制の充実

利用者が安心してサービス提供を受けることができるよう、サービスを必要とする人が適切にサービスを選択することができる体制の充実とサービス水準の確保・向上を図ります。

（4）地域における支え合い

令和7（2025）年及び令和22（2040）年における超高齢社会を見据え、高齢者自身も支える側として活動しつつ、地域全体で見守り、支え合う体制づくりを支援します。

第2節 基本方針

高齢者施策の基本理念に基づき、社会情勢や各種制度等の動向を踏まえ、本計画を策定するにあたっての基本方針（目指す姿・方向性）を以下に示します。

（1）生涯活躍のまちの推進

本町に暮らす高齢者が、仕事や趣味、自己啓発・スポーツ・健康づくり、各種サークル活動、まちづくりやコミュニティ活動など、様々な場面で多世代と交流しながら、生涯にわたり活躍し、心身ともに健康で、いつまでも安心していきいきと暮らせるまちを目指します。

（2）地域共生社会の実現

年齢や性別、障害の有無等にかかわらず、一人ひとりが持つ個性や能力を発揮し、誰もが安心して自分らしく暮らしていくことができるために、これまでの「支える側」と「支えられる側」といった画一的な支援ではなく、地域の多様な主体が『我が事』として参画し、世代や分野を超えて『丸ごと』つながりながら、地域をともに創っていく「地域共生社会^{※18}」の実現を目指します。

（3）持続可能な介護保険事業の運営

社会に定着し高齢者自身や、介護家族を支える大きな役割を担っている介護保険制度を持続可能なものとするため、一人ひとりの状況に応じたきめ細かなサービスが提供される体制の強化と基盤の確保に努めるとともに、自立支援、重度化防止並びに介護給付費等の適正化に取り組むなど、適正な介護保険事業の運営を推進します。

第3節 日常生活圏域の設定

「日常生活圏域」は、高齢者が住み慣れた地域で生活を持続することができるよう、介護保険事業の地域密着型サービスや介護予防・生活支援サービスの提供範囲の単位として設定するもので、第1期計画から第7期計画まで町全域を1圏域として設定していました。

本町においては、各事業所等から町内全域にサービスや事業を行っていることから、これまでに引き続き、町全域を1圏域として日常生活圏域を設定します。

※18 制度・分野ごとの縦割りや支え手・受け手という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会。

第4節 施策体系

基本理念	<ul style="list-style-type: none"> ○高齢者の自立支援 ○尊厳の保持と権利擁護 ○サービス提供体制の充実 ○地域における支え合い 		
基本方針	○生涯活躍のまちの推進	○地域共生社会の実現	○持続可能な介護保険事業の運営

I 高齢者保健福祉計画	1 高齢者の健康づくりの推進	1 生きがいづくりの推進
	2 生活支援サービスの充実	2 保健サービスの充実
II 介護保険事業計画	1 地域支援事業の推進	1 在宅生活支援の充実
		2 安心して暮らせる住まいの確保
		3 権利擁護の推進
	2 介護保険サービス見込み量の推計	4 認知症施策の充実
		5 安全・安心なまちづくりの推進
		1 地域包括支援センターの機能強化
	3 介護保険事業の適正な運営	2 介護予防・日常生活支援総合事業
		3 包括的支援事業
		1 在宅サービスの見込み量
2 地域密着型サービスの見込み量		
		3 施設サービスの見込み量
		1 サービスの円滑な利用の促進
		2 質の高いサービス基盤の確保
		3 介護保険事業費の推計
		4 介護保険料の算定

第2部

高齢者保健福祉計画

第1章 高齢者の健康づくりの推進

第2章 生活支援サービスの充実

第2部 高齢者保健福祉計画

第1章 高齢者の健康づくりの推進

第1節 生きがいづくりの推進

高齢者一人ひとりが持つ意欲や知識、技術などを発揮できる環境づくりを推進するとともに、その経験や能力を生かし、地域活動の担い手となることで生涯にわたる生きがいの形成につなげます。

(1) 生きがい対策支援事業

■現状と課題

スポーツ大会や囲碁・将棋大会を老人クラブ連合会に委託しており、高齢者自身が運営スタッフになり、やりがいを持って活動しています。参加者の固定化、送迎手段の確保については継続課題となっており、さらに新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う新しい生活様式に対応した事業の在り方についての検討も必要な状況です。

また、シルバー人材バンクについては、会員数、作業数ともに増加傾向となっています。

■実績

		単位	第7期実績		
			平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)
わくわくスポーツ 大会 (こども園児童・老人 クラブ会員合同)	開催回数	回	1	1	0
	参加者数	人	63	25	0
	(児童参加者数)	人	30	32	0
高齢者パークゴルフ 大会	開催回数	回	—	—	0
	参加者数	人	—	—	0
高齢者スポーツ大会	開催回数	回	2	2	0
	参加者数	人	109	102	0
高齢者囲碁・将棋 大会	開催回数	回	1	175	0
	参加者数	人	20	10	0

※令和2(2020)年度は見込み数値(以下同様)

■今後の方向性

高齢者が増加していることから、情報の周知により新たな参加者の掘り起こしを行うとともに、新しい生活様式に対応した実施可能な事業について検討します。

シルバー人材バンクについては、引き続き社会福祉協議会¹⁹で発行するシルバー人材バンク通信の他にも町広報紙等での周知に努めます。

※19 社会福祉の増進を図るために組織された民間団体で、社会福祉の基本的な事項を定めている社会福祉法に規定されている。地域福祉事業推進の中心的役割を担っている。

(2) 老人クラブ活動の支援

■現状と課題

各地区にある単位老人クラブと、町老人クラブ連合会を支援しています。
役員の高齢化により運営が難しいクラブもあります。

■実績

		単位	第7期実績		
			平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)
単位老人クラブ	会員数	人	194	175	170
	団体数	団体	10	10	10

■今後の方針

高齢者生きがい対策支援事業のスポーツ大会など高齢者が集まる場を利用して、新規会員の勧誘を進めます。

(3) 生涯学習の推進

■現状と課題

各教室の開催、自主グループの育成支援、教室の周知等を行い、幅広い層の参加を促しています。

■今後の方針

新しい生活様式に対応し、幅広い世代のニーズをとらえ魅力ある主催教室の開催に向けた検討をします。また、活動状況について、広く周知します。

(4) 活動・交流拠点の整備・活用

■現状と課題

本町が推進する「生涯活躍のまち・おんじゆく（御宿版 CCRC）構想」^{※20}では、高齢者を含む様々な年代の地域住民が交流し、活躍する拠点の整備を推進しています。

三育学院大学と協働した健康づくり教室を実施している実谷地区の「寄茶場（よっちゃば）」や御宿台地区に開設した「ふれあいの家」をはじめ、新町交流拠点も開設し、各種交流会を実施し、多世代の交流を図っています。

■今後の方針

庁内関係部署間の連携により、構想に基づいた交流拠点を具体化し、整備を推進するとともに、今後も住民の交流並びに多世代間交流が町内全体に広がるよう努めます。

※20 町内に住む元気な高齢者やケアを要する高齢者を主な対象者とし、誰もがいつまでも安心していきいきと暮らせるまちづくりを目指すことをコンセプトにしている。住民と行政の協働により、生活支援支え合いと多世代交流の仕組みづくりや、地域資源を生かした産業の振興や起業等、交流人口の増加、移住促進を図り、医療機関や福祉・介護と連携して地域住民と移住者が安心して暮らせるまちづくりを推進する。

第2節 保健サービスの充実

病気に対する早期発見・早期治療を促進するとともに、高齢者が主体的に健康づくりに取り組む環境づくりを推進します。

(1) 健康診査・各種検診

■現状と課題

各医療保険者による特定健康診査^{※21}と併せて、40歳以上の方を対象に肝炎ウイルス検査を継続実施しています。

特定健康診査では集団健診日の追加日程を引き続き設け、健診未受診者へ電話での個別受診勧奨を行い、受診者数の増加に努めています。

平成26(2014)年度から開始した歯周病検診は、口腔疾患の予防、早期発見・早期治療とともに高齢期において口腔機能の維持・向上のために、40歳、50歳、60歳、70歳の方を対象に継続実施しています。

がん検診の受診状況はおおむね横ばいとなっており、未受診者へ受診勧奨を行うとともに、未受診理由等も把握する必要があります。

各健診について広報やポスターによる周知を行うとともに、休日検診やがん検診無料クーポン券の発行等により、受診しやすい環境づくりに努めています。

■実績

		単位	第7期実績		
			平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)
特定健康診査 (国保)	受診者数	人	733	738	741
後期高齢者健康審査 [*]	受診者数	人	270	281	265
肝炎ウイルス検査	受診者数	人	102	86	137
胃がん検診	受診者数	人	456	493	中止
子宮がん検診	受診者数	人	349	346	313
胸部(結核・肺がん) 検診	受診者数	人	1,007	1,006	945
乳がん検診	受診者数	人	686	663	556
大腸がん検診	受診者数	人	1,059	1,038	992

^{*}千葉県広域連合からの委託事業

■今後の方針

引き続き受診率向上を目指し、広報やポスター等による周知・啓発、電話での受診勧奨や検診受診状況の把握を行うとともに、休日検診やがん検診無料クーポン券の発行により、受診しやすい環境整備に努めます。

また、関係者と連携して新しい生活様式に対応した実施方法等を検討します。

※21 40歳以上75歳未満の人に対してメタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)の早期発見を目的として医療保険者が行う健康診査。

(2) 予防接種

■現状と課題

対象者の経済的負担を軽減するとともに、高齢者の肺炎の予防、重症化及びまん延防止のため実施しており、対象者には個別に通知を行い、接種率の向上を図っています。

■実績

		単位	第7期実績		
			平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)
インフルエンザ	接種者数	人	1,769	1,846	2,000
肺炎球菌	接種者数	人	179	57	30

■今後の方針

高齢者の肺炎の罹患や、重症化予防のため、今後も予防接種を行います。ワクチンの変更や、接種回数の変更が行われた場合には、個別周知なども含め、柔軟な対応に努めます。

(3) 健康教育

■現状と課題

令和元(2019)年度より一部事業を介護予防事業と一体型で展開し、生活習慣病^{※22}だけでなく、糖尿病性腎症重症化予防、介護予防、ロコモティブシンドローム^{※23}、サルコペニア^{※24}、フレイル^{※25}等、様々な分野を年齢で分けることなく、切れ目なく支援する健康づくりの体制整備を行っています。

■実績

		単位	第7期実績		
			平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)
健康教育	開催回数	回	26	47	4
	延人数	人	376	824	191

■今後の方針

今後も、事業参加者の身体的評価や参加者のさらなる増加、事業の展開方法の工夫等、より効果のある事業の実施に向け検討を行います。

※22 食習慣、運動習慣、休養、喫煙、飲酒等の生活習慣が、その発症・進行に関与する疾患群。

※23 加齢に伴う筋力の低下や関節や脊椎の病気、骨粗しょう症などにより運動器の機能が衰えて、要介護や寝たきりになってしまったり、そのリスクの高い状態。

※24 歩くのが遅くなる、手の握力が弱くなるなどといった症状など、筋肉量が減少して筋力低下や、身体機能低下をきたし、日常生活に支障が生じるほどに影響を受けている状態。

※25 高齢者の健康状態と要介護状態の間にある「虚弱状態」。身体機能の低下、口腔機能の低下、認知・心理障害、社会的孤立といった様々な要素を含む多面的な概念であり、この状態が長く続くと、要介護や寝たきりのリスクが高まる。

(4) 健康相談

■現状と課題

重点健康相談事業として特定健診の判定から指導が必要とされた方を対象に、特定健診結果説明会を実施しています。また、特定保健指導^{※26}の未利用者への電話勧奨を行い、利用率向上に努めています。また、総合健康相談では、健診終了時期に公民館で年3回実施し、それ以外は電話相談等で随時実施しています。

相談では、疾病に対する知識や理解度を確認し、本人の身体状況や生活状況等に合わせた具体的な保健指導・栄養指導を行っています。また、健診結果の説明にとどまらず、同一世帯内で障害者や育児問題等、複数の問題を抱えるケースがあり、複雑化する問題に対応するため、福祉担当者・地域包括支援センター^{※27}や他機関と連携しながら継続したフォロー・支援が必要な状況です。

また、夷隅広域市町村圏事務組合では、「健康相談ダイヤル 24^{※28}」による無料健康相談を24時間体制で継続実施しています。

■実績

		単位	第7期実績		
			平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)
重点健康相談	開催回数	回	9	9	3
	延人数	人	81	118	80
総合健康相談	開催回数	回	3	3	3
	延人数	人	26	25	0

■今後の方針

広報や年間保健事業予定表の配布、健康教育や他の事業での案内、健診結果に日程を同封するなど引き続き周知していきます。また、個別性を重視した保健指導・栄養指導とともに、必要時には地域包括支援センターなど関係機関と連携し、支援を行います。

※26 特定健康診査によりメタボリックシンドローム、あるいはその予備群であることが判明した人に対して、医師・保健師・管理栄養士等が実践的なアドバイスをを行う保健指導をいう。

※27 地域における高齢者の心身の健康保持や生活の安定のために必要な援助を行うことを目的として設けられた施設。主な業務は、①包括的支援事業（介護予防ケアマネジメント業務、総合相談支援業務、権利擁護業務、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務）、②介護予防支援、③要介護状態等になるおそれのある高齢者の把握などで、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員等の専門職が配置されている。

※28 医師や専門スタッフによる24時間電話健康相談サービスのこと。

(5) 訪問指導

■現状と課題

集団検診・健康診査後のフォローアップ対象者や精神疾患で療養中の方に対し、訪問指導を実施しています。高齢者の相談は地域包括支援センターで担っていますが、同居している家族が要介護状態であったり、障害者である世帯も多く、保健師だけでなくケアマネジャー^{※29}やヘルパー、精神保健福祉士等、関係機関と連携し、個々にあった見守りや指導を行っています。

がん検診では受診者数の半数を高齢者が占めており、精密検査となる方も多くいます。

精神疾患等で在宅療養中の方だけでなく、同居している家族も高齢等で、家族全体の健康管理を支援する必要があるケースが増加しており、ニーズの多様化に対応するため、医療機関等、関係機関との密な連携が必要となってきました。

■実績

		単位	第7期実績		
			平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)
訪問指導	開催回数	回	12	10	10
	延人数	人	12	10	10

■今後の方針

在宅療養中の方やその家族を支援するため、地域包括支援センターや医療機関、施設と連絡調整を行いながら、家族の相談に対し、保健師・福祉担当者・ケアマネジャー等が連携して対応します。

また、検診を受診して終わるのではなく、必要な精密検査を確実に受診し、疾病の早期発見・早期治療につなげられるよう訪問指導を実施します。

※29 ケアマネジメントの機能を担うために厚生労働省令で定められた専門家のことで、要支援・要介護認定者本人やその家族の希望を聞きながら、どのような介護が必要かを検討し給付限度額を目安に、ケアプランを作成する。サービスの利用について介護サービス事業者との調整を行い、また、ケアプランの継続的な管理や評価を行う。

(6) 健康づくり事業

■現状と課題

海洋センターと共同で実施している「健康・体力チェック」では、身体・骨密度測定や体力チェック、栄養、保健指導を行っています。外部講師による体力測定結果の説明、保健・栄養コーナーでは身体・骨密度測定に基づく生活習慣病予防に関する生活・食事指導、その他の疾患の相談に応じています。

また、食生活改善推進員は、高齢者に多くみられる低栄養予防等について、知識普及や試食品の提供、調理講習会などを実施していますが、令和2(2020)年度は、新型コロナウイルス感染症の感染防止のため、調理実習を伴う活動や試食品の提供は中止し、啓発物の配布や読み聞かせを中心に活動しました。

食生活改善の取組は定着してきていますが、担い手である食生活改善推進員が減少傾向となっており担い手確保の取組が必要な状況です。

■実績

		単位	第7期実績		
			平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)
健康・体力チェック	開催回数	回	2	2	中止
	延人数	人	88	73	
よい歯のコンクール (高齢者の部・町審査)	参加者数	人	2	0	中止

■今後の方針

引き続き食生活改善推進員による健康づくり、介護予防のための活動を推進します。

また、食生活改善推進員の活動について積極的にPRを行い、担い手の確保に努めます。

第2章 生活支援サービスの充実

第1節 在宅生活支援の充実

高齢者のみの世帯や一人暮らし世帯の増加等により高齢者の社会的な孤立が懸念されます。そうした不安を払拭し、高齢者が安心して在宅で暮らすことができるよう、一人ひとりの状況に応じたきめ細かなサービスの充実に努めます。

(1) 緊急通報装置設置事業

■現状と課題

おおむね 65 歳以上の高齢者や重度心身障害者の一人暮らし、高齢者世帯等を対象に緊急通報装置を設置しています。非常通報のほか、ライフリズム監視・火災監視・ヘルスケアサービスを基本サービスとして実施しています。

高齢者の実態を把握している民生委員児童委員と連携を取りながら必要な方がサービスを利用することができるよう支援に努めています。

■実績

		単位	第7期実績		
			平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)
緊急通報装置 設置事業 (高齢者+障害者)	新規設置数	件	35	32	30
	設置件数	件	236	241	259

■今後の方針

広報や町 HP を通じて事業の周知を図ります。また、高齢者の実態を把握している民生委員児童委員^{※30}と連携を図り、必要な方がサービスを利用できるよう支援します。

※30 民生委員法に基づき、厚生労働大臣から委嘱され、地域の人々の福祉に関する問題（生活上の問題、高齢者・障害者福祉等福祉全般）についての相談を受ける人。児童福祉法による児童委員も兼ねており、児童の福祉に関する相談にも応じている。

(2) 交通手段の確保

■現状と課題

日常生活に欠かせない買い物や通院等の移動手段は、徒歩や自転車、自家用車を使用する方が多く、加齢に伴ってタクシーや家族の送迎に移行したり、買い物については、ヘルパーによる家事支援（訪問介護）を利用する方もいます。

本町では、地域の足として自宅から共通乗降場所へ移動することができる地域公共交通（乗り合い運行エビアミー号）を実施しており、スーパーや医療機関など、町内主要施設13か所に加え、令和2（2020）年9月から、共通乗降場所に老人ホーム外房を追加し、利便性の向上や外出機会の増加につなげています。

また、令和元（2019）年度からはエビアミー号を利用した方が同日帰路にタクシーを利用した際、タクシー料金の半額（最大500円）を補助する「お出かけ支援事業」を実施しており、移動手段の確保に努めています。

今後高齢化の進行に伴い、ますます車等の移動手段が必要となる状況が予想されるため、地域の足として事業を利用してもらえるように努めます。

■実績

		単位	第7期実績		
			平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)
御宿町地域公共交通 エビアミー号	利用者数	人	4,803	4,755	4,197
お出かけ支援事業	利用者数	人		354	459

■今後の方針

今後高齢化の進行に伴い、ますます車等の移動手段が必要となる状況が予想されるため、地域の足として事業の利用促進に努めます。

また、エビアミー号については、利用状況の正確な把握のため、毎便の利用や共通乗降場所の利用について統計データを蓄積し、利用者の利便性向上について研究します。

(3) 生活管理指導員派遣事業

■現状と課題

介護保険制度における非該当者や病気などで一時的な生活機能の低下をきたしている高齢者に対し、町が委託する事業所のヘルパーが生活指導を実施する事業で、利用者のニーズに応じたサービスを提供しています。

■実績

		単位	第7期実績		
			平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)
生活管理指導員 派遣事業	実人数	人	0	0	0
	延回数	回	0	0	0

■今後の方針

今後も、支援を要する高齢者を把握し、医療機関等との連携により、非該当者への円滑なサービス提供を行い、高齢者の福祉増進を図ります。

(4) 生活管理指導短期宿泊事業

■現状と課題

身体的原因または生活環境の変化により生活指導が必要な高齢者に対し、町が委託する養護老人ホーム^{※31}において、一時入所による指導を実施しています。要介護状態ではないが、基本的な生活習慣が欠如している高齢者が一定期間、養護老人ホームに入所することで、生活改善を図ります。

■実績

		単位	第7期実績		
			平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)
生活管理指導 短期宿泊事業	実人数	人	0	0	1
	延日数	日	0	0	26

■今後の方針

引き続き、養護老人ホーム等と連携して、緊急に受入が必要となるケースなど、状況に合わせた対応と受入先の確保を含めた体制づくりに努めます。

※31 環境上の理由や経済的な理由で、在宅で養護を受けることが困難な高齢者を入所させ、養護するとともに、高齢者が自立した日常生活を営み、社会的活動に参加するために必要な指導及び訓練、その他の援助を行うことを目的とする施設。特別養護老人ホームと違い、介護保険施設ではなく、行政による措置施設であり、入所の申込みは施設ではなく市町村に行う。

(5) 寝具乾燥消毒サービス事業**■現状と課題**

寝たきり等、身体的な理由により自宅で寝具の乾燥ができない65歳以上の高齢者を対象に、寝具乾燥車の派遣を行うものですが、現在、近隣に対応可能な事業者が不在となっており、実績がない状況です。

■実績

		単位	第7期実績		
			平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)
寝具乾燥消毒 サービス事業	実人数	人	0	0	0
	延回数	回	0	0	0

■今後の方針

引き続き、請負事業者の確保に努めるとともに、従来の方法では請負業者の確保が困難な状況でもあるため、住民のニーズを踏まえつつ事業の廃止を含めた、実施可能なサービス提供方法への変更も検討します。

(6) 配食サービス（さわやか配食）【社会福祉協議会事業】**■現状と課題**

社会福祉協議会が主体となって実施している事業で、一人暮らし高齢者の見守りや状況把握、高齢者の負担解消のため、70歳以上の一人暮らし高齢者の方に対し、毎月1回（7、8月を除く）1食（昼食）の食事を配達しています。

■実績

		単位	第7期実績		
			平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)
配食サービス (さわやか配食)	延人数	人	187	376	150
	延回数	回	5	10	7

■今後の方針

引き続き社会福祉協議会による事業を実施します。

(7) ふれあい会食会【社会福祉協議会事業】**■現状と課題**

高齢者の孤独感の解消を目的とした昼食会で、栄養士による指導のもとに調理ボランティア（御宿町食生活改善会）が手づくりの昼食を年3回、提供しています。

栄養士指導による食事の提供や健康チェックを行うことで、高齢者の健康への意識向上に役立っています。

■実績

		単位	第7期実績		
			平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)
ふれあい会食会	開催回数	回	3	2	中止
	延参加人数	人	82	59	

■今後の方針

新しい生活様式に対応した事業の実施方法等について、実施形態を検討しながら、引き続き社会福祉協議会による事業を実施します。

(8) 各種資金貸付制度【社会福祉協議会事業】**■現状と課題**

社会福祉協議会が主体となって実施している事業で、急な出費で一時的に生活などの資金が必要な方に対して「善意銀行貸付^{※32}」「福祉資金貸付^{※33}」「生活福祉資金貸付^{※34}」などを扱っています。

保健福祉課窓口にご相談があった際などは、必要な方が利用できるよう案内を行っています。

■実績

		単位	第7期実績		
			平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)
善意銀行貸付	利用件数	人	2	2	1
	うち高齢者	人	2	1	0
福祉資金貸付	利用件数	人	0	0	0
	うち高齢者	人	0	0	0
※生活福祉資金貸付	利用件数	人	0	0	31
	うち高齢者	人	0	0	4

※生活福祉資金は千葉県社会福祉協議会主体事業

■今後の方針

引き続き社会福祉協議会による事業を実施します。

※32 低所得世帯に必要な資金の融資を他から受けることが困難であり、かつ僅少な出資等により生活をおびやかされるおそれのある方を対象としている。

※33 低所得世帯に対し、応急的需要を満たすために、必要な資金を貸付することにより、その経済的自立と疾病負傷等の療養を確保し、もって生活の安定と福祉の増進を図ることを目的として高額医療費の90%までを貸し付けしている。

※34 他からの融資を受けられない所得の比較的小さい世帯、家族の中に日常生活において介護が必要な高齢者（65歳以上）や身体障害者（身体障害者手帳所持）、知的障害者（療育手帳所持）、精神障害者（精神障害者保健福祉手帳所持）のいる世帯の自立と安定に役立てていただくための貸付制度。

(9) 福祉機器の貸し出し【社会福祉協議会事業】**■現状と課題**

社会福祉協議会が主体となって実施している事業で、病気や怪我のために必要となったベッド、エアマット、車いす、歩行器、4点支持杖等の福祉機器を短期間（1か月）貸し出しています。

保健福祉課窓口にご相談があった際には、必要な方が利用できるよう案内を行っています。

■実績

		単位	第7期実績		
			平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)
福祉機器	貸出件数	件	17	13	18

■今後の方針

引き続き社会福祉協議会による事業を実施します。

(10) ゆうあい号の貸し出し**■現状と課題**

社会福祉協議会に委託し、車いすを搭載できる車（ゆうあい号）を貸し出しています。

保健福祉課窓口にご相談があった際には、必要な方が利用できるよう案内を行っています。

■実績

		単位	第7期実績		
			平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)
ゆうあい号	貸出件数	件	41	18	16

■今後の方針

引き続き社会福祉協議会に委託し、事業を実施します。

(11) ほっとサロン【社会福祉協議会事業】**■現状と課題**

社会福祉協議会がボランティアの協力により実施している事業で、一人暮らしや家の中に閉じこもりがちな高齢者等と地域住民が気軽に集い、ふれあいを通して仲間づくり、生きがいつくり、健康づくりの幅を広げる活動を行っています。

■実績

		単位	第7期実績		
			平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)
ほっとサロン	開催回数	回	7	12	中止
	延参加人数	人	167	219	

■今後の方針

新しい生活様式に対応した事業の実施方法等について、実施形態を検討しながら、引き続き社会福祉協議会による事業を実施します。

(12) 紙おむつ配布事業【社会福祉協議会事業】**■現状と課題**

紙おむつを日常的に使用する高齢者等の在宅介護家庭に対し、経済的・精神的負担を軽減することを目的として、紙おむつを配布しています。

■実績

		単位	第7期実績		
			平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)
紙おむつ配布事業	実人数	人	43	35	32

■今後の方針

在宅での介護負担の軽減のために、引き続き事業を実施します。

(13) 紙おむつ用ごみ袋支給事業**■現状と課題**

紙おむつ等を日常的に使用する高齢者等の在宅介護家庭に対し、経済的・精神的負担を軽減することを目的として、紙おむつ用ごみ袋を支給しています。

高齢者分については紙おむつ（券）配布時に一緒に支給してしています。

■実績

		単位	第7期実績		
			平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)
紙おむつ用ごみ袋 支給事業	実人数	人	31	29	38

■今後の方針

在宅での介護負担の軽減のために、引き続き事業を行います。

(14) 救急医療情報キット配布事業【社会福祉協議会事業】**■現状と課題**

緊急時に救急隊員等が適切で迅速な処置、救命活動等を行えるように、緊急連絡先、かかりつけ医療機関等の必要な情報を予め保管できる体制を整備し、高齢者等の安全及び安心の確保を図ることを目的に救急医療情報を配布しています。

■実績

		単位	第7期実績		
			平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)
救急医療情報 キット配布事業	実人数	人	24	58	25

■今後の方針

高齢者の一人暮らしや、高齢者のみの世帯の増加に対応するため、必要な方がより有効に活用できるよう、制度の周知等を行い、引き続き社会福祉協議会による事業を実施します。

(15) 声の広報／音声サービス【社会福祉協議会事業】**■現状と課題**

寝たきりの方や視覚障害者等の文字による情報入手困難な方のために、毎月発行される御宿町広報の音声訳の録音媒体を貸し出しています。

■今後の方針

引き続き社会福祉協議会による事業を実施します。

(16) 日常生活自立支援事業【社会福祉協議会事業】**■現状と課題**

日常生活を送るうえで、十分な判断ができない方や、体の自由がきかない方が地域で安心して生活できるように支援する福祉サービスです。福祉サービスに関する情報提供・助言、サービス利用手続きを支援する福祉サービスの利用援助、公共料金の支払や毎日の生活に必要なお金の出し入れなどを支援する財産管理サービス、実印や保険証書などの保管場所を忘れてしまう方など、大切な財産を金融機関の貸金庫にお預かりする財産保全サービスを実施しています。

■実績

		単位	第7期実績		
			平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)
日常生活自立 支援事業	利用件数	人	3	4	3

■今後の方針

引き続き社会福祉協議会による事業を実施します。

(17) 心配ごと相談所【社会福祉協議会事業】**■現状と課題**

御宿町地域福祉センターにて毎月2回心配ごと相談所を開催しています。様々な相談事に対応するとともに必要に応じて、弁護士の相談や専門機関等へもつながるよう支援しています。

■実績

		単位	第7期実績		
			平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)
心配ごと相談	相談件数	人	1	1	7

■今後の方針

引き続き社会福祉協議会による事業を実施します。

(18) 地域の中で日常生活を維持できる支援体制の整備**■現状と課題**

本町は、高齢者のみの世帯、日中に高齢者のみとなる世帯が非常に多く、一時的な体調の変化等により日常生活の維持が困難になるケースや、疾病、定年退職等をきっかけに生活困窮に陥るケースなどがあり、高齢化の進行に伴い様々な問題が潜在化している状況です。

こうした問題に対し、地域全体で包括的に対応できる支援体制の整備を進める必要があります。

■今後の方針

地域包括支援センター、社会福祉協議会、ボランティア、地域住民等、関係機関が連携しながら、対応できる支援体制の整備について検討します。

第2節 安心して暮らせる住まいの確保

高齢化率の高い本町において、高齢者が地域で生活を送るための基盤として、住まいの確保は重要となることから、誰もが地域で安心して暮らし続けることができる生活の場を確保します。

(1) 養護老人ホーム

■現状と課題

経済的・環境的に居宅での生活が困難な高齢者が不安なく生活することが困難な方に対し、措置対象者として検討しています。

措置先の施設も現状1か所（長生共楽園）となっておりますが、今後広域的に措置対応を行えるよう、新規施設と受入を協議しています。

■実績

		単位	第7期実績		
			平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)
養護老人ホーム	新規措置数	人	0	0	0
	入所者数	人	2	1	1

■今後の方針

地域包括支援センターを中心として、高齢者の個々の状況に応じた、必要な支援について検討のうえ関連機関と連携して支援を行います。また、措置後についても施設と連携を図りながら、継続的な支援体制の構築に努めます。

(2) 軽費老人ホーム^{※35}・ケアハウス

■現状と課題

一人暮らしの不安や、家事や健康管理などの困難さから、ケアハウスや軽費老人ホームでの生活を希望する方に対して、施設に関する情報提供や入所手続きの支援を行っています。

軽費老人ホーム、ケアハウスでの生活を希望する方に対しては、家族との連絡調整を含め、情報提供や入所手続きの支援を行っています。

■今後の方針

引き続き高齢者の安心・安全な生活の確保のため、支援を継続します。

※35 高齢者が低額な料金で入所し、日常生活を送ることを目的とする施設。A型、B型、ケアハウスの3種類がある。原則として60歳以上の人が対象。A型は、高齢等のため独立して生活するには不安のある人であって家族による援助が困難な人。B型はA型の要件に加えて自炊が可能な人。ケアハウスは、身体機能の低下により自立した日常生活を営むことに不安がある人で家族の援助を受けることが困難な人。

(3) サービス付き高齢者向け住宅等の整備促進

■現状と課題

高齢者向けの賃貸住宅または居住専用部分を有する有料老人ホーム^{※36}で、状況把握サービス、生活相談サービスなどが付き、規模・構造・設備、契約内容等が国土交通省及び厚生労働省が定める基準に適合しているものは、サービス付き高齢者向け住宅^{※37}として都道府県知事の登録を受けることができます。登録を受けた住宅は、閲覧制度などにより広く情報提供され、高齢者は自らのニーズにあった安心して暮らし続けることができる住まいを選択しやすくなります。

本町でも、一人暮らし高齢者や高齢夫婦のみの世帯が増えてきており、介護・医療と連携して、高齢者を支援するサービスを提供する住宅を確保することが重要となっています。

■今後の方針

引き続き、近隣の施設の状況及びニーズの見込み等を把握しつつ、整備を推進します。

※36 食事の提供、介護の提供、洗濯や掃除等の家事、健康管理のいずれかの便宜を供与することを目的とする施設。

※37 バリアフリー構造等を有し、介護・医療と連携して生活を支援するサービスを提供する高齢者向けの民間賃貸住宅。

第3節 権利擁護の推進

一人ひとりの人権が守られ、住み慣れた地域で安心して生活を送ることができるよう、高齢者の権利と尊厳を守るための対策を推進します。

(1) 高齢者虐待の防止

■現状と課題

高齢者虐待対応時においては、千葉県社会福祉士会作成の高齢者虐待対応シートを活用しながら計画的に迅速、適切な対応を行っています。

新型コロナウイルス感染症の影響により、対応事例の増加や発見の遅れによる重篤化が懸念されていますが、現時点では関係者のネットワークにより対応が困難となる事例はなく防止策がとられている状況です。

また、家族等の介護に対する心身の負担を軽減するためのサービス利用についても支援を行い、虐待防止に努めています。

■今後の方針

引き続き、千葉県社会福祉士会作成の高齢者虐待対応シートを活用し、早期に事実確認を行うことのできる体制、及び家族等の介護に対する心身の負担を軽減するためサービスの利用等についての支援を行います。

また、必要に応じて介護保険事業所等に高齢者虐待対応における研修を行い、虐待の防止につなげます。

(2) 権利擁護事業の利用促進

■現状と課題

自分ひとりで契約などの判断をすることが不安な方や、お金の管理に困っている方に対し、社会福祉協議会において、福祉サービスの利用手続きの援助や日常的な金銭管理を支援する「日常生活自立支援事業」を実施しており、総合相談やリーフレットの配布により周知・啓発を図っています。

また、一般的に成年後見申立が困難であるケース等においては、司法書士、弁護士等と連携した申立の支援の実施や、本人が申立を行えず、かつ申立を行える親族がいないケースにおいて町長による成年後見申立の調整を行っています。

現在判断能力はあるが、身寄りがいない家族関係が悪いケースにおいては、事前に財産管理や相続における相談時に、弁護士等の専門機関につなげて対応できるよう関係者間のネットワークを構築しています。

■今後の方針

認知症高齢者の増加が見込まれることから、権利擁護におけるさらなる事業・制度の普及と利用促進を図ります。

(3) 御宿町成年後見制度利用促進基本計画

■現状と課題

成年後見制度を活用し、認知症高齢者や知的・精神障害者の財産管理だけでなく、地域での日常生活等を社会全体で支えられるよう、本町では成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条第1項に基づく「御宿町成年後見制度利用促進基本計画」を策定します。

計画の推進にあたっては、地域共生社会の実現、権利擁護の推進のため、「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」や「障害者計画」と一体的に進めていきます。

■今後の方針

計画の推進にあたり、「基本的な考え方」、「目標とする指針」、「目標達成のための事業」を以下に記します。

■「御宿町成年後見制度利用促進基本計画」における基本的な考え方

御宿町に暮らす認知症等により判断能力が十分でない者の権利を守り、安心して暮らせるよう、成年後見制度等の利用について、相談等に応じ、関連する情報を周知することで、利用促進を図るものです。

また、関係機関との連携及び後見人等の支援を行い、権利の行使を援助する仕組みづくりをすることを目的とします。

■ 目標とする指針

- 1 成年後見制度の周知を行い、制度利用をすることで判断能力が不十分な者の権利を擁護します。
- 2 意思決定が困難な人への支援の在り方、死後事務の範囲等必要な措置が講じられるよう、必要な検討を行います。
- 3 不正防止を徹底するとともに後見人等の支援を行うことで、安心して成年後見制度を利用できる環境を整備します。
- 4 成年後見制度等利用促進に努めます。
- 5 地域における権利擁護の支援体制構築のため、中核支援機関を整備します。
- 6 地域連携ネットワークの構築を進めます。
- 7 利用者に寄り添った運用ができるよう任意後見制度も含めた利用を促進しメリットが実感できる制度・運用への改善を進めます。

■ 目標達成のための事業実施

制度運用が円滑に行われるよう以下の活動が実施し、中核支援機関の設置に併せて地域ネットワークを構築することで、後見人に対する相談支援や制度を利用する本人やそのとりまく環境を見守る体制を整備します。

- ① 制度の広報・周知活動（周知）
- ② 権利擁護支援が必要な人の発見・支援（発見・利用者支援）
- ③ 後見人等に対する支援（後見人支援）
- ④ 成年後見制度利用促進（利用促進）
- ⑤ 早期相談・早期対応、多様な相談への対応ができる体制整備（体制）
- ⑥ 安心して制度が利用できるための連携整備（連携）
- ⑦ 意思決定支援・身上保護を重視した運用体制の構築（運用）

第4節 認知症施策の充実

認知症予防に取り組み、認知症になっても安心して暮らしていくことができる地域の実現を目指し、認知症の人や家族の視点を重視しながら、「共生」と「予防」の視点で施策を推進します。

(1) 認知症総合支援事業

(第3部 第2章 第3節 包括的支援事業(5) P.82 参照)

(2) 認知症に対する理解促進

■現状と課題

認知症サポート医による講演会の開催や、警察署の協力による免許返納等について説明会などを実施し、認知症についての理解の普及に努めました。

また、認知症サポーター^{※38}の養成講座の開催や認知症ケアパスの活用により介護者として必要な支援方法を身に付けるため普及啓発活動を実施しました。

■今後の方針

認知症サポーター養成講座や、講演等による普及啓発活動について、新しい生活様式に対応した事業の実施方法を検討します。

また、認知症ケアパスの活用により症状や対応方法についての理解を深め、介護者側に必要な支援方法等が身に付くよう引き続き活動を行います。

(3) 高齢者見守りネットワーク

■現状と課題

高齢者が安全かつ安心な生活を送ることができる環境を確保するため、商店、金融機関、移動スーパー等との協理事業者との連携を強化し、認知症の方はもとより高齢者の見守りを地域全体で行っています。

また、新たに開始した「みまもり訪問事業」により特定の高齢者の抽出を行い、町内全般での見守り体制強化を推進しています。

■今後の方針

現在の体制を維持し、さらに見守り体制を強化するよう検討を進めます。

※38 「認知症サポーター養成講座」を受けた人が「認知症サポーター」となる。認知症を正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守る応援者となり自分のできる範囲で活動を行う。認知症サポーターには認知症を支援する目印として「オレンジリング」を付けてもらう。

(4) 千葉県オレンジ連携シート

■現状と課題

千葉県では、認知症の人に対し、症状の進行に応じて適切な治療やケアが継続して行われるよう、医療・介護・福祉等の多職種が連携しながら円滑に支援を進めるための情報共有ツールとして、「千葉県オレンジ連携シート」を作成しています。

これにより、伝えたいこと、依頼したいことが一目でわかり、また、目的を明示し必要な情報を伝達することにより、円滑な連携・協働、支援に結びつきます。また、介護から医療への働きかけや、かかりつけ医から専門医への紹介がしやすくなるなど、関係づくりのきっかけとなります。さらに、日常の生活変化や生活場面で見られた情報・課題をタイムリーに共有することができるほか、全県域で使用できる共通様式であることから、日常的な連携の範囲を越えた広域的な連携に有効であると考えられます。

本町では、地域包括支援センターで実際に活用しながら関係者へ積極的にアナウンスし、さらに活用されるよう働きかけています。

認知度も上がり活用が促進され医療介護の関係づくりにも役立っています。

■今後の方針

今後も同様の取組を継続し、関係機関での支援を円滑に実施できるよう活用します。

第5節 安全・安心なまちづくりの推進

災害時の避難支援や感染症対策を含めた安全な避難生活を確保するとともに、高齢者等を対象とした防犯・交通安全対策により、安全で安心して暮らしていける地域づくりを推進します。

(1) 災害時避難体制の強化と防災・減災に向けた情報提供の充実

■現状と課題

地域防災計画に基づき、避難行動要支援者に対する支援が迅速かつ円滑に行われるよう、行政区、自主防災会、消防団等関係機関と連携を図りながら、災害時の避難支援体制づくりに努めています。

令和元（2019）年度には、災害時避難行動要支援者名簿の登録者全員に現況確認及び平時から個人情報に関係機関へ提供することへの同意の有無を確認しており、今後も定期的に名簿の更新を行うとともに随時要配慮者の把握に努めています。

■今後の方針

災害時避難行動要支援者名簿について、毎年の更新や現況確認を実施するほか、今後は登録者の居住地が危険な地域に指定されているかなど、災害時に有用なデータの収集・入力に努めます。

(2) 防災登録【社会福祉協議会事業】

■現状と課題

防災、防犯のため警察、消防等に情報提供するため、一人暮らし高齢者、高齢者のみの世帯、その他の世帯のうち希望者を登録しています。

登録した情報は、防災のほか、振り込め詐欺防止にも使用されています。

■実績

		単位	第7期実績		
			平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)
防災登録	一人暮らし	人	164	166	170
	夫婦	人	45	51	52
	その他	人	10	11	11
災害時避難行動要支援者名簿登録者数	登録人数	人	562	466	492

■今後の方針

防災登録の情報は、災害時避難行動要支援者名簿に統合し、一元管理することとします。

(3) 交通安全・防犯対策の推進

■現状と課題

高齢化が進む本町では、運転免許を保有する高齢者の割合も高く、高齢運転者が主たる原因となる事故も増加傾向にあります。高齢者の交通事故を防止するために、高齢者を対象とした各種交通安全講習の充実や高齢者にやさしい交通環境の整備などに取り組む必要があります。

また、一人暮らしや高齢者のみの世帯が増加している中、特殊詐欺など高齢者を狙った犯罪も発生しており、千葉県では、「STOP！電話 de 詐欺」を合言葉に、卑劣な犯罪の撲滅に向けて、県警や、市町村、関係団体、民間企業等と連携し犯罪の撲滅に向けて取り組んでいます。

町でも防災行政無線を活用し、犯罪の手口を放送内容に反映させ注意喚起に努めています。

■今後の方針

老人クラブや行政区等の団体と連携し、より多くの高齢者に対して交通安全教育、交通事故防止活動に関わる機会を提供します。

また、高齢者の犯罪被害を防止するため、防災行政無線の活用や警察と連携しての防犯指導、情報の提供を行うとともに、詐欺注意パンフレットを全戸配布し啓発に努めます。

第3部

介護保険事業計画

第1章 介護保険制度の概要

第2章 地域支援事業の推進

第3章 介護保険サービス見込み量の推計

第4章 介護保険事業の適正な運営

第3部 介護保険事業計画

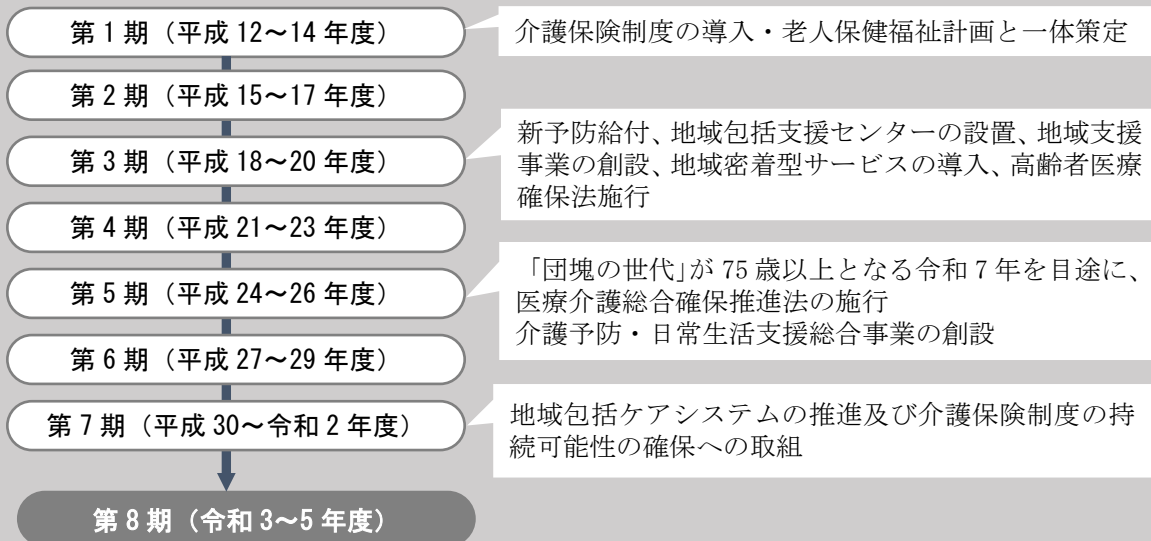
第1章 介護保険制度の概要

第1節 介護保険制度のあらまし

介護保険制度は、40歳以上の被保険者が介護保険料を納め、その保険料等を財源として、介護サービス等を提供することで、介護を必要とする高齢者等を社会全体で支え合うことを目的としてつくられた制度です。

今後は、「団塊の世代」が後期高齢者となる令和7（2025）年、また、「団塊ジュニア世代」が高齢者となる令和22（2040）年を見据え、介護ニーズに対応できる基盤整備を進めるとともに、健康・福祉・介護、生涯学習・社会参加、就業、生活環境の各分野が連携した地域包括ケアシステムのさらなる深化・推進と持続可能な制度運営を図っていくことが求められています。

<本計画策定までの制度改正の経過>



※本計画において記載を充実する事項

- ① 2025・2040年を見据えたサービス基盤、人的基盤の整備
- ② 地域共生社会の実現
- ③ 介護予防・健康づくり施策の充実・推進（地域支援事業等の効果的な実施）
- ④ 有料老人ホームとサービス付き高齢者向け住宅に係る都道府県・市町村間の情報連携の強化
- ⑤ 認知症施策推進大綱等を踏まえた認知症施策の推進
- ⑥ 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び業務効率化の取組の強化
- ⑦ 災害や感染症対策に係る体制整備

第2節 第8期介護保険事業計画の策定における基本的な視点

本計画では、第7期までの計画を引き継ぐとともに、国の指針に基づき以下の7つの視点で計画を策定しています。

(1) 令和7(2025)・令和22(2040)年を見据えたサービス基盤、人的基盤の整備

団塊の世代が75歳以上となる令和7(2025)年、さらには団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22(2040)年に向け、地域ごとの推計人口等から導かれる介護需要を踏まえた基盤整備を進めることが必要になります。

また、基盤整備を検討する際、介護離職ゼロの実現に向けたサービス基盤整備、地域医療構想との整合性を踏まえる必要があります。

(2) 地域共生社会の実現

地域に生きる一人ひとりが尊重され、多様な経路で社会とつながり参画することで、その生きる力や可能性を最大限に発揮できる地域共生社会の実現に向け、理念や考え方を踏まえた包括的な支援体制の整備や具体的な取り組みが重要です。

(3) 介護予防・健康づくり施策の充実・推進(地域支援事業等の効果的な実施)

高齢者が要介護状態等となることを予防するとともに、要介護状態となった場合においても、可能な限り住み慣れた地域において自立した日常生活を営むことができるようにすることが重要となります。

こうした中、高齢者をはじめとする意欲のある方々が社会で役割を持って活躍できるよう、地域住民が主体となって多様な就労・社会参加ができる環境整備を進めることが必要となります。

併せて、一般介護予防事業の推進に関して「PDCAサイクルに沿った推進にあたってデータの利活用を進めることやそのための環境整備」、「専門職の関与」、「他の事業との連携」を行うことなどが重要です。

(4) 有料老人ホームとサービス付き高齢者向け住宅に係る都道府県・市町村間の情報連携の強化

有料老人ホームとサービス付き高齢者向け住宅の質を確保するとともに、適切にサービス基盤整備を進めるため、都道府県・市町村間の情報連携を強化することが必要です。

(5) 認知症施策推進大綱等を踏まえた認知症施策の推進

認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し、認知症の人や家族の視点を重視しながら、「共生」と「予防」を車の両輪として施策を推進することが重要です。

(6) 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び業務効率化の取組の強化

介護人材の確保について、都道府県と市町村とが連携しながら進めることが必要です。

また、介護現場の業務改善や文書量削減、ICT^{※39}の活用の推進等による業務の効率化の取組を強化することが重要となります。

(7) 災害や感染症対策に係る体制整備

近年の災害発生状況や、新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、これらへの備えが重要になります。

※39 情報技術を活用して様々な人やモノをつなげていく技術。

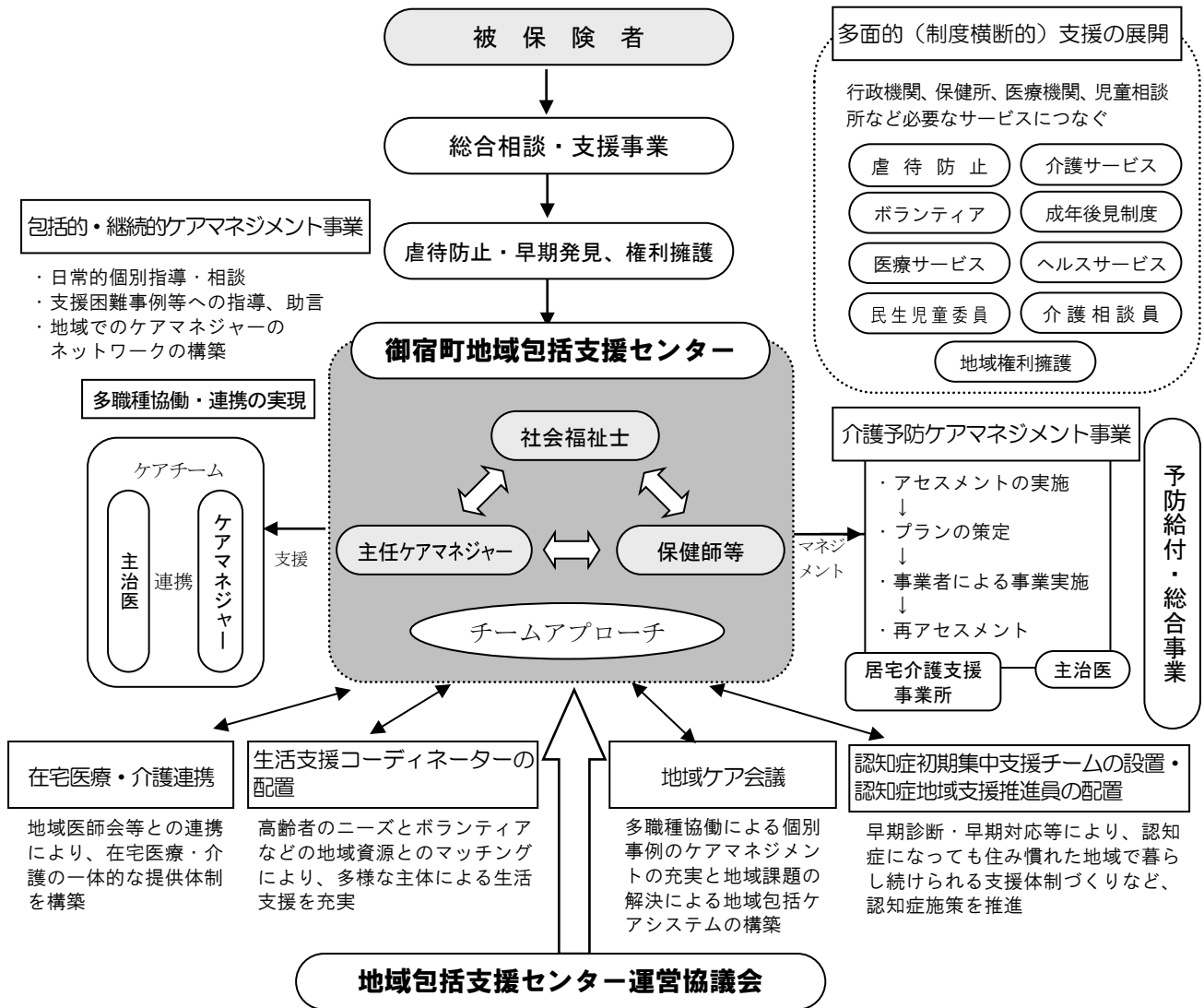
第2章 地域支援事業の推進

第1節 地域包括支援センターの機能強化

第6期の介護保険制度改正より位置づけられている包括的支援事業に「在宅医療・介護の連携」、「認知症施策の推進」、「生活支援サービスの体制整備」「地域ケア会議」※40の推進があり、これらの事業は、地域包括ケア体制の構築に不可欠な取組として、本計画においても重点的に推進していく必要があります。

そのため、地域包括ケア体制の中核となる地域包括支援センターの機能強化を図りつつ、「認知症初期集中支援チーム」※41や「地域ケア会議」等の取組を通して、医療や介護、社会福祉法人、民間事業所、ボランティア団体、行政等の多職種による関係機関との連携を強化し、地域課題の抽出や個別課題の解決に取り組みます。

《地域包括支援センターのイメージ》



※40 医療、介護、福祉等の多職種が協働して、高齢者個人に対する支援の充実や高齢者に対する支援とそれを支える社会基盤の整備を同時に進めるための会議。

※41 認知症や認知症が疑われる人とその家族を複数の専門職が訪問し、認知症の専門医による鑑別診断等を踏まえて、観察・評価を行い、本人や家族支援などの初期の支援を包括的・集中的に行い、自立生活のサポートを行うチームのこと。

第2節 介護予防・日常生活支援総合事業

住民等の多様な主体が参画し、多様なサービス^{※42}を充実することで、介護予防と地域での支え合い体制づくりを推進します。

(1) 介護予防・生活支援サービス事業

①訪問型サービス

■現状と課題

訪問型サービスは、従来の訪問介護に相当するものと、それ以外の多様なサービスで構成されます。多様なサービスでは、主に雇用労働者が行う緩和した基準によるサービスと、住民主体による支援、保健・医療の専門職が短期集中で行うサービス、移動支援等があります。

ニーズ抽出による事業実施体制として、給付型以外の委託事業が整備されたことで、マネジメントのない委託型とマネジメントのある給付型の選択的サービス提供が可能となり、多様なニーズへの対応とともに、一般介護予防事業との連携も図っています。

■実績

		単位	第7期実績		
			平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)
訪問型サービス (従来相当)	利用者数	人	292	206	61

■今後の方針

引き続き、地域ニーズの把握に努めながら事業実施体制の維持及び事業内容の見直しを適宜行います。

また、ライフステージに合わせてそのときに必要なものを適切にマネジメントする体制の構築が重要であり、サービスを利用する方の元々有している力を生かした取り組みが必要であることから、状況にあったサービス利用につなげるなど適切な評価を行います。

■事業量の見込み

		単位	第8期見込み		
			令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
訪問型サービス (従来相当)	利用者数	人	150	150	150

※42 ここでは、地域支援事業の介護予防・日常生活支援総合事業に位置づけられている「訪問型サービス」及び「通所型サービス」において創設されたサービスを指す。

②通所型サービス

■現状と課題

通所型サービスは、従来の通所介護に相当するものと、それ以外の多様なサービスで構成されます。多様なサービスでは、主に雇用労働者が行う緩和した基準によるサービスと、住民主体による支援、保健・医療の専門職が短期集中で行うサービス等があります。

ニーズ抽出による事業実施体制として、給付型以外の委託事業が整備されたことで、マネジメントのない委託型とマネジメントのある給付型の選択的サービス提供が可能となり、多様なニーズへの対応とともに、一般介護予防事業との連携も図っています。

■実績

		単位	第7期実績		
			平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)
通所型サービス (従来相当)	利用者数	人	178	181	144

■今後の方針

引き続き、地域ニーズの把握に努めながら事業実施体制の維持及び事業内容の見直しを適宜行います。

また、ライフステージに合わせてそのときに必要なものを適切にマネジメントする体制の構築が重要であり、サービスを利用する方の元々有している力を生かした取り組みが必要であることから、状況にあったサービス利用につなげるなど適切な評価を行います。

■事業量の見込み

		単位	第8期見込み		
			令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
通所型サービス (従来相当)	利用者数	人	140	140	140

③介護予防ケアマネジメント^{※43}

■現状と課題

地域包括支援センターの3職種の特徴に合わせたケース対応を行うなどケースマネジメントを実践しています。

計画作成の多くは契約居宅支援事業所へ委託していますが主任介護支援専門員により対応ケースの自立支援につながるよう後方支援を行っています。

■実績

		単位	第7期実績		
			平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)
介護予防 ケアマネジメント	給付管理件数	件	284	249	168

■今後の方針

地域で連携し多様なサービスを取り込むことで自立支援につながるマネジメントを行うとともに、ニーズに合わせた事業提案ができるよう柔軟に取り組みます。

(2) 一般介護予防事業

①介護予防対象者把握事業

■現状と課題

一般介護予防事業参加者、介護予防・日常生活支援総合事業対象者及び介護予防給付^{※44}対象者に対し基本チェックリストを実践し個々に必要な予防対策を分析するため活用しました。

収集したデータを基に地域での見守り事業の展開及び社会参加の機会を創出しています。

■今後の方針

要介護認定区分等での選別はせず一般介護予防事業参加者、介護予防・日常生活支援総合事業対象者及び介護予防給付対象者に対し基本チェックリストを実践し、事業実施における課題分析にフィードバックできるよう活用します。

※43 要支援・要介護認定者等に対し、個々のニーズや状態に則して保健・医療・福祉にわたる介護サービスが総合的、一体的、効率的に提供されるサービス体系を確立するための機能をいう。介護保険制度で位置づけられている機能。

※44 「介護予防通所介護」等、要支援1・2の対象者に実施される給付のこと。

②介護予防普及啓発事業

■現状と課題

高齢者が野外活動やレクリエーションに参加し、楽しみや生きがいを持つことにより、閉じこもりを予防し、要介護状態にならず本町において、自分らしく生活を送ることを目的とした「鶴亀くらぶ」の実施と、身体機能の維持・増進や閉じこもり予防、社会参加、新たなコミュニティ形成を目的とする、健康づくり教室「すこやか」を実施しています。「鶴亀くらぶ」では、看護大学や地域組織、防災と協働した内容も取り組んでいます。

■今後の方針

引き続き、参加者のニーズや地域の現況に合わせた介護予防事業を展開していきます。

また、新しい生活様式に対応しながら、参加者同士が交流できる活動内容を検討します。

③地域介護予防活動支援事業

■現状と課題

介護予防の普及啓発活動を行う介護予防サポーター養成講座及び介護予防サポーターのスキルアップを目的とした研修会を実施しています。

介護予防サポータースキルアップ講座では、介護予防サポーター1期・2期生に対し、歯科・栄養のスキルアップを実施したところ、手技が曖昧になっているところの再確認につなげました。

巡回型元気いきいき教室については、60代・70代の方が、まだ介護予防が必要ないと感じているケースが多く、早めの取組を促す必要があります。

■今後の方針

専門職等の意見を聞きながら介護予防サポーターのスキルアップを図るとともに、担い手の確保に努めます。

「巡回型元気いきいき教室」は介護予防サポーターと協力しながら参加者増加に向けて、介護予防の必要性や教室の周知に取り組んでいきます。

介護予防サポーターについても住民への広報や現在活動している介護予防サポーターを通して、広く周知します。

④一般介護予防事業評価事業

■現状と課題

実施内容を分析することで一般介護予防移行のため事業の組み換えを行い、一般介護予防実施のための詳細調整を実施することができました。

現状としては、継続利用者が多く新規対象者の取り込みが難しい状況にあります。

評価方法については、教室ごとに目標を設定し、目標が達成できているか、アンケートや参加者の反応、ニーズから事業が適正であるか評価しています。

数値目標により、評価できる部分もありますが、抽象的な目標となってしまうところもあり、評価方法の整備が課題となっています。

■今後の方針

引き続き、教室ごとに目標設定を行い、事業の評価や事業整備を行います。評価方法については、抽象的な目標設定にならないよう評価方法を具体化していきます。

⑤地域リハビリテーション活動支援事業

■現状と課題

理学療法士^{※45}や健康運動指導士が介護予防事業に関与しており、個別セラピー・集団運動を実施しています。また、理学療法士は、地域ケア会議にも参加し、そこで技術的な指導も行っています。また、介護予防サポーターの体操・運動指導も実施しています。

■今後の方針

引き続き、理学療法士や健康運動指導士に介護予防事業や地域ケア会議に参加していただき、介護予防の強化に努めます。また、介護予防サポーターの体操・運動指導を強化し、住民の通いの場（巡回型元気いきいき教室）の発展に努めます。

※45 「理学療法士及び作業療法士法」で定められる国家資格。運動やマッサージ、機器を用いた治療等によりリハビリテーションを行う専門職。

■実績

		単位	第7期実績		
			平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)
鶴亀くらぶ	開催回数	回	8	6	6
	延参加人数	人	140	124	47
健康づくり教室 「すこやか」	開催回数	回		33	26
	延参加人数	人		1,981	1,479
介護予防サポーター 養成講座	開催回数	日	3	3	3
	延参加人数	人	9	15	18
介護予防サポーター スキルアップ講座	開催回数	回	9	9	2
	延参加人数	人	93	95	30
巡回型 元氣いきいき教室	開催回数	回	24	29	20
	延参加人数	人	198	208	150

■事業量の見込み

		単位	第8期見込み		
			令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
鶴亀くらぶ	開催回数	回	8	8	8
	延参加人数	人	80	80	80
健康づくり教室 「すこやか」	開催回数	回	38	38	38
	延参加人数	人	2,280	2,280	2,280
介護予防サポーター 養成講座	開催回数	日	3	3	3
	延参加人数	人	21	21	21
介護予防サポーター スキルアップ講座	開催回数	回	9	9	9
	延参加人数	人	90	90	90
巡回型 元氣いきいき教室	開催回数	回	40	50	50
	延参加人数	人	280	350	350

第3節 包括的支援事業

高齢者が住み慣れた地域で健康を維持しながら、安心してその人らしい生活を継続していくことができるよう、地域包括支援センターを中心とした包括的な支援を推進します。

(1) 総合相談支援・権利擁護事業

■現状と課題

地域資源を活用しながら高齢者の様々な相談に応じ、実態を把握し、必要に応じて関係機関につなげながら継続的に支援を行っています。

虐待や権利擁護など事例や複合的ケースについても、ネットワークの活用により相談状況に合わせた支援をコーディネートすることで、円滑な支援の提供につなげています。

地域支援事業として必要な事業の実施に至っているものの、地域包括支援センター業務の展開によりまかなえている部分も多く、担い手不足が懸念されます。

■実績

		単位	第7期実績		
			平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)
総合相談事業	相談件数	件	400	260	178
権利擁護	対応件数	件	15	60	65

■今後の方針

高齢者虐待に早期に気づくための地域からの情報の整理や、家族等による虐待を未然に防ぐための相談支援等の取組を、地区の民生委員や高齢者福祉担当者、医療機関、福祉施設、警察等と連携しながら進めていくとともに緊急時の受け皿である介護保険施設との連携を密に行います。

また、生活支援体制について、既存の社会資源の活用による整備の検討を行います。

■事業量の見込み

		単位	第8期見込み		
			令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
総合相談事業	相談件数	件	250	250	250
権利擁護	対応件数	件	50	50	50

(2) 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業

■現状と課題

介護保険指定事業者集団指導において、地域ケアマネジメントが円滑に提供できるよう、ケアマネジメントに関する保険者の基本方針を介護支援専門員と共有しています。

また、地域ケア会議において関係機関とそれぞれの役割や対応方法を協議することでネットワークの強化を図り、関係者並びに利用者の個別課題の解決に努めています。

■実績

		単位	第7期実績		
			平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)
包括的・継続的ケアマネジメント支援事業	相談件数	件	15	17	9

■今後の方針

地域の医療・介護に関する多職種関係団体と連携を図り、ケアマネジメントをサポートすることで被保険者の支援を円滑に行うことができる体制の維持・強化に努めます。

■事業量の見込み

		単位	第8期見込み		
			令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
包括的・継続的ケアマネジメント支援事業	相談件数	件	10	10	10

(3) 在宅医療・介護連携推進事業

①地域の医療・介護サービス資源の把握

■現状と課題

「夷隅地域在宅医療・介護連携に係る広域連携会議」の名称で夷隅健康福祉センターを中心に三師会、夷隅郡市内2市2町において医療機関、訪問看護ステーション、介護支援専門員とともに協議する体制を整備しており、地域資源の把握、管理に努めています。

■今後の方針

夷隅郡市内2市2町における医療・介護サービス資源についてリスト化を行い関係者間での情報共有を行うとともに、主管する機関が情報を管理・更新を行います。

②在宅医療・介護連携に係る課題の抽出と対応策の検討

■現状と課題

「夷隅地域在宅医療・介護連携に係る広域連携会議」において医療機関、介護支援専門員とともに協議する体制を整備しており、「健康相談ダイヤル24」の実績から見た、統計調査による地域ニーズの把握を行っています。

■今後の方針

統計調査による地域ニーズの把握を行い、引き続き、「夷隅地域在宅医療・介護連携に係る広域連携会議」として夷隅郡市内2市2町、三師会、夷隅健康福祉センター、訪問看護関係者、介護支援専門員、入院医療機関からなる協議体にて継続的な協議を行います。

③切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進

■現状と課題

町内において、切れ目なく医療介護を受けることができるよう「かかりつけ医師」、「かかりつけ歯科医師」、「かかりつけ薬剤師」を持つことを推進しています。

また、医療相談のための「健康相談ダイヤル24」リーフレット配布による普及啓発活動を行っています。

■今後の方針

引き続き、かかりつけ医普及の取組と併せて、リーフレット等による「健康ダイヤル24」の周知に努めます。

④医療・介護関係者における情報共有の支援

■現状と課題

千葉県地域連携シートやオレンジ連携シートを活用した情報共有や、共通診断書の普及啓発活動を行っています。

■今後の方針

引き続き、千葉県地域生活連携シート・オレンジ連携シートを活用しつつ、関係者間の情報の共有が図れる体制づくりを推進します。

また、健康状態の把握を円滑にするため、共通診断書の普及に努めます。

⑤在宅医療・介護連携に関する相談支援

■現状と課題

おんじゅく在宅医療・介護連携支援センターを設置し、医療機関や介護事業者と連携体制の構築や相談対応を行っています。

■実績

		単位	第7期実績		
			平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)
在宅医療・介護連携に関する相談支援	相談件数	件	0	0	0

■今後の方針

一定の知識を有するものを配置した相談窓口を設置することで、それぞれの実情に応じた対応に努めるとともに、相談窓口の設置について周知します。

■事業量の見込み

		単位	第8期見込み		
			令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
在宅医療・介護連携に関する相談支援	相談件数	件	1	1	1

⑥在宅医療・介護関係者の研修

■現状と課題

夷隅郡市内の市町及び主任ケアマネ部会が中心となり、認知症や精神疾患における受診及び入院対応に関する多職種連携研修会を実施しています。

■実績

		単位	第7期実績		
			平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)
在宅医療・ 介護関係者の研修	開催回数	回	1	1	1
	参加人数	人	50	90	6

■今後の方針

「顔の見える関係づくり」を推進するため多職種連携のための研修を定期的
に開催します。

研修内容については、夷隅地域在宅医療・介護連携に係る広域連携会議内で協
議し主管機関を中心に実施します。研修の実施方法については、市町ごとに開催
するなど、新しい生活様式に対応した方法を検討します。

■事業量の見込み

		単位	第8期見込み		
			令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
在宅医療・ 介護関係者の研修	開催回数	回	1	1	1
	参加人数	人	15	15	15

⑦地域住民への普及啓発

■現状と課題

夷隅地域在宅医療・介護連携に係る広域連携会議にて在宅医療・介護連携を推
進していく中で、実施事業と実施体制についての周知方法について協議を重ねて
おり、地域住民に対し、DVD 上映とリーフレットの配布による普及啓発を行いま
した。

■今後の方針

引き続き、地域住民に対し、在宅での診療についての DVD やリーフレット配布
による普及啓発を行うとともに、終末期ケアの在り方や在宅での看取りについて、
理解促進を図ります。

⑧在宅医療・介護連携に関する関係市町村の連携

■現状と課題

「夷隅地域在宅医療・介護連携に係る広域連携会議」の中で、夷隅郡市内の連携強化のため2市2町による担当課長会議と、事業担当者による協議を実施しています。

■今後の方針

引き続き、「夷隅地域在宅医療・介護連携に係る広域連携会議」として、夷隅郡市内の連携強化を図ります。

(4)生活支援体制整備事業

■現状と課題

地域包括支援センターの企画により生活支援コーディネーター^{※46}が中心となり、地域で活躍する場所や人を取り上げ紹介することで、地域活動が活性化するよう協議体を開催しています。併せて、支援が必要な人が、地域で安心して生活ができるよう生活の状況や身体の状態を把握し、社会参加の機会の創出を検討します。

■今後の方針

フリーペーパー等を活用した人材の確保に努めます。

また、大学と連携し、地域での健康教室等、保健師を目指す学生の実習を活用したサロン活動などについて検討します。

引き続き、ニーズの掘り起こしや、社会参加の促進など体制整備を図ります。

(5)認知症総合支援事業

■現状と課題

認知症地域支援推進員^{※47}、認知症コーディネーターの配置による認知症初期集中支援チーム^{※48}を発足し、認知症サポート医を中心としたサポート体制を整備しています。

また、成人保健事業との連携により、認知症や閉じこもり、自殺対策等のメンタルヘルスに関するリーフレットを配布しています。

■今後の方針

認知症総合支援事業検討委員会で協議を重ね、現体制を維持するとともに、普及啓発のため認知症をテーマとしたリーフレットの作成等を検討しています。

※46 高齢者の生活支援・介護予防の基盤整備を推進していくことを目的とし、地域において、生活支援及び介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能を果たす者。

※47 地域における医療及び介護の連携強化並びに、認知症の人やその家族に対する支援体制の強化を図る役割を担う専門職員。厚生労働省が実施する「認知症地域支援推進員研修」を受講し、地域包括支援センター等に配置される。

※48 認知症や認知症が疑われる人とその家族を複数の専門職が訪問し、認知症の専門医による鑑別診断等を踏まえて、観察・評価を行い、本人や家族支援などの初期の支援を包括的・集中的に行い、自立生活のサポートを行うチームのこと。

(6) 地域ケア会議推進事業

■現状と課題

実施計画に基づき、地域ケア会議を地域における連携・協働のネットワーク体制をつくり、地域で活動する個々の介護支援専門員の抱える個別事例の検討を通じて、参加する介護支援専門員すべてに対しての資質向上や技術向上等の支援を行うことができるよう計画的に開催しています。

地域ケア会議で課題を整理し、介護保険運営協議会において、提言しました。

■実績

		単位	第7期実績		
			平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)
地域ケア会議 推進事業	開催回数	回	8	16 (9)	3 (0)

※ () 内は民生委員児童委員協議会での実施回数。令和2(2020)年度は、コロナウイルス感染症の影響で開催回数が減少した。

■今後の方針

地域包括支援センターを中心に定期開催するケア会議において地域課題を把握し、関係機関とのネットワークを構築できるよう会議内容を充実させます。

■事業量の見込み

		単位	第8期見込み		
			令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
地域ケア会議 推進事業	開催回数	回	15	15	15

(7) 任意事業**① 家族介護用品給付券支給事業****■現状と課題**

介護家族の身体的・精神的・経済的負担軽減のため、在宅での要介護4、5で紙おむつ等を使用している方を対象に1か月あたり5,000円相当の給付券を支給する事業です。

新規・更新認定によって在宅で要介護4、5と認定され、住民税非課税の方に対して、結果通知に事業案内を同封することやケアマネジャーへ事業説明をすることにより、事業を周知し、利用を勧めています。

■実績

		単位	第7期実績		
			平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)
家族介護用品給付券 支給事業	支給件数	件	28	29	26
	取扱店舗数	店	4	4	4

■今後の方針

同様の方法にて、継続して実施します。

② 家族介護慰労金支給事業**■現状と課題**

要介護4、5の認定を受け、1年間介護サービスの利用がなかった場合には、家族介護に対する慰労金を給付しています。

■実績

		単位	第7期実績		
			平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)
家族介護慰労金 支給事業	支給件数	件	0	0	0

■今後の方針

本事業を継続し、家族介護者を慰労するとともに、対象者に対する相談支援を行っていきます。

③介護給付費等適正化事業

■現状と課題

介護給付の適正化を図ることは、不適切な給付を防止する一方で、利用者に対する適切な介護サービスを確保するとともに、介護保険制度への信頼性を高め、介護給付費や介護保険料の増大を抑制することを通じて、持続可能な介護保険制度の構築に資するものです。

(1) 要介護認定の適正化

指定居宅介護支援事業所等に委託している区分変更申請及び更新申請に係る認定調査の結果について点検等を実施します。

(2) ケアプラン^{※49}の点検

ケアマネジャーが作成した居宅介護サービス計画、介護予防サービス計画の記載内容について、第三者が点検及び支援を行うことにより、個々の受給者が真に必要とするサービスを確保するとともに、その状態に適合していないサービス提供の改善を図ります。

(3) 住宅改修等の点検

改修工事を行おうとする受給者宅の実態確認や工事見積書の点検、施行後の点検をし、受給者の状態にそぐわない住宅改修が行われていないか実地確認します。

福祉用具の必要性や利用状況等について点検することにより、不適切または不要な福祉用具購入・貸与を改善し、受給者の身体の状態に応じて必要な福祉用具の利用を進めます。

(4) 医療情報との突合

受給者の後期高齢者医療や国民健康保険の入院情報と介護保険の給付情報を突合し、給付日数や提供されたサービスの整合性の点検を行い、医療と介護の重複請求の排除等を図ります。

(5) 介護給付費通知

受給者に対して、事業者からの介護報酬の請求及び費用の給付状況等について通知することにより、受給者や事業者に対して適切なサービスの利用と提供を普及啓発するとともに、自ら受けているサービスを改めて確認し、適正な請求に向けた抑制効果を図ります。

※49 要介護認定者等が介護サービスを適切に利用できるよう、心身の状況、生活環境等を勘案し、サービスの種類・内容・担当者等を定めた計画。

■事業量の見込み

		単位	第7期実績		
			平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)
介護認定の適正化	認定調査票 の点検件数	件	6	20	25
ケアプランの点検	点検件数	件	6	16	3
住宅改修等の点検	住宅改修の 点検件数	件	6	1	5
	福祉用具購入 貸与調査件数	件	3	3	0
医療情報との突合	点検件数	件	197	218	160
介護給付費通知	通知件数	件	1,899	1,932	1,800

■今後の方針

主要5事業について実施し、給付費等の適正化を図ります。

■事業量の見込み

		単位	第8期見込み		
			令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
介護認定の適正化	認定調査票 の点検件数	件	20	20	20
ケアプランの点検	点検件数	件	10	10	10
住宅改修等の点検	住宅改修の 点検件数	件	5	5	5
	福祉用具購入 貸与調査件数	件	5	5	5
医療情報との突合	点検件数	件	100	100	100
介護給付費通知	通知件数	件	1,800	1,800	1,800

④ 認知症サポーター養成講座

■現状と課題

町内各機関や住民からの希望により養成講座を順次開講しています。

すべての町職員が講座を受講しており町新規採用職員への養成講座も順次実施しています。

■実績

		単位	第7期実績		
			平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)
認知症サポーター 養成講座	開催回数	回	2	2	2
	延参加人数 (小学生)	人	26	43 (36)	44 (34)

■今後の方針

チームオレンジやキャラバンメイトの養成も含めて継続して取り組みます。

⑤ 成年後見制度利用支援事業

■現状と課題

判断能力が不十分な高齢者等に代わって、町長後見等開始審判請求を行うとともに、生活保護受給者等、経済的に成年後見人への報酬を払うことが困難な方に助成を行う事業です。

経済的な理由により自ら申立費用及び成年後見人への報酬が捻出できない方に対して平成30(2018)年度と令和元(2019)年度にそれぞれ2件の助成を行いました。

認知症状等により判断能力の低下するケースの増加及び申立人となりうる親族との関係希薄化により、成年後見制度の利用が必要な方の増加が見込まれるため、制度の周知や制度利用についての相談支援が必要となります。

■実績

		単位	第7期実績		
			平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)
成年後見制度利用 支援事業	利用件数	件	2	2	1

■今後の方針

必要な人が適切に利用できるよう、成年後見制度利用促進計画の推進とともに、広報、ポスターによる制度の周知を図り、制度利用についての相談支援を行います。

⑥住宅改修支援事業

■現状と課題

住宅改修費の支給申請に係る理由書の作成及び手数料の支援を行う事業です。

■実績

		単位	第7期実績		
			平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)
住宅改修支援事業	利用件数	件	0	1	0

■今後の方針

同様の方法にて、継続して実施します。

第3章 介護保険サービス見込み量の推計

第1節 在宅サービスの見込み量

第7期における各サービスの要介護度ごとの利用率（認定者数に対する利用者数の割合）を勘案し、第8期の要介護認定者数の増加を踏まえてサービス見込み量を推計しています。

（1）訪問介護

ホームヘルパーが居宅を訪問し、入浴・排せつ・食事等の介護や、その他日常生活上の援助を行うサービスです。

利用率の高いサービスとなっており、利用者数は増加傾向で、今後も、要介護認定者数の増加に伴い、ニーズの拡大が見込まれます。

■実績及び見込み量

		第7期実績値		見込み 令和2年度 (2020)	第8期計画値		
		平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
介護 給付	回数(回/月)	1,954	1,924	2,040	2,189	2,215	2,135
	人数(人/月)	74	77	90	102	104	105

（2）訪問入浴介護

居宅での入浴が困難な要介護者等の居宅を巡回入浴車などで訪問し、入浴の介護を行うサービスです。

本計画期間中の介護給付は横ばいで見込み、予防給付の利用は見込みません。

■実績及び見込み量

		第7期実績値		見込み 令和2年度 (2020)	第8期計画値		
		平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
予防 給付	回数(回/月)	0	0	0	0	0	0
	人数(人/月)	0	0	0	0	0	0
介護 給付	回数(回/月)	66	65	70	81	81	81
	人数(人/月)	13	11	13	13	13	13

(3) 訪問看護

医師の判断に基づき、看護師などが要介護者の居宅を訪問し、療養上の指導と診療の補助を行うサービスです。

本計画期間中では、予防給付は横ばいで見込み、介護給付の利用人数は横ばい、利用回数は増加で見込んでいます。

他のサービスとの連携強化を図り、医療ニーズに対応したサービス提供基盤の強化に努めます。

■実績及び見込み量

		第7期実績値		見込み 令和2年度 (2020)	第8期計画値		
		平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
予防 給付	回数(回/月)	2	5	25	28	28	28
	人数(人/月)	0.4	1	3	3	3	3
介護 給付	回数(回/月)	192	178	205	254	261	264
	人数(人/月)	27	23	22	24	24	24

(4) 訪問リハビリテーション

医師の指示に基づき、理学療法士・作業療法士^{※50}が要介護者の居宅を訪問し、心身機能の維持回復を目的としたリハビリテーションを行うサービスです。

近隣における提供事業所の整備に伴い利用者も増加傾向にありましたが、他サービスの利用状況等も勘案して、本計画期間中は、予防給付、介護給付ともに横ばいで見込んでいます。

訪問看護の中で作業療法士・理学療法士がリハビリテーションを行うなどの情報も含め、供給量の確保に努めます。

■実績及び見込み量

		第7期実績値		見込み 令和2年度 (2020)	第8期計画値		
		平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
予防 給付	回数(回/月)	0	0	3	3	3	3
	人数(人/月)	0	0	2	2	2	2
介護 給付	回数(回/月)	49	92	133	180	180	180
	人数(人/月)	3	7	10	11	11	11

※50 「理学療法士及び作業療法士法」で定められる国家資格。手芸、工作等の作業によりリハビリテーションを行う専門職。

(5) 居宅療養管理指導

医師や歯科医師、薬剤師等が要介護者の居宅を訪問し、療養上の管理や指導を行うサービスであり、一人暮らしや高齢者世帯では通院が困難となっている方も多く、重要なサービスです。また、服薬管理における薬剤師の役割も大きく位置づけられています。

本計画期間中は、予防給付、介護給付ともに横ばいで見込んでいます。

■実績及び見込み量

		第7期実績値		見込み	第8期計画値		
		平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
予防 給付	人数(人/月)	3	3	4	5	5	5
介護 給付	人数(人/月)	35	40	49	55	55	55

(6) 通所介護

介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)やデイサービスセンターなどに通って、入浴、排せつ等の介護や食事、その他日常生活上の援助、機能訓練などを行うサービスです。

利用率が高いサービスであり、利用人数は横ばい、利用回数は増加を見込んでおり、必要見込み量に対応した供給量の確保に努めます。

■実績及び見込み量

		第7期実績値		見込み	第8期計画値		
		平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
介護 給付	回数(回/月)	535	557	599	661	659	666
	人数(人/月)	65	67	65	67	67	68

(7) 通所リハビリテーション

介護老人保健施設や医療機関などに通って、心身機能の維持回復のためのリハビリテーションを行うサービスです。

予防給付、介護給付ともにおおむね横ばいで見込んでいます。

■実績及び見込み量

		第7期実績値		見込み 令和2年度 (2020)	第8期計画値		
		平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
予防 給付	人数(人/月)	13	10	6	10	10	10
	回数(回/月)	257	285	266	276	278	279
介護 給付	回数(回/月)	38	39	35	39	39	39
	人数(人/月)						

(8) 短期入所生活介護

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）に短期間入所して、入浴・排せつ・食事等の介護、その他日常生活上の世話や機能訓練を提供するサービスです。

在宅生活の継続と介護者の負担軽減において重要なサービスですが、不足感も高く、利用ニーズに応じたさらなる供給量の確保に努めます。特に、緊急時に利用できる環境整備に努めます。

■実績及び見込み量

		第7期実績値		見込み 令和2年度 (2020)	第8期計画値		
		平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
予防 給付	回数(回/月)	4	9	14	14	14	14
	人数(人/月)	1	2	2	2	2	2
介護 給付	回数(回/月)	383	500	539	623	619	613
	人数(人/月)	38	38	33	36	36	36

(9) 短期入所療養介護

介護老人保健施設や介護療養型医療施設に短期間入所して、看護や医学的な管理のもとでの介護、機能訓練、その他必要な医療や日常生活上の世話を提供するサービスです。

本計画期間中の介護給付は横ばいで見込み、予防給付の利用は見込みません。

■実績及び見込み量

		第7期実績値		見込み 令和2年度 (2020)	第8期計画値		
		平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
予防 給付	回数(回/月)	2	1	0	0	0	0
	人数(人/月)	1	0.1	0	0	0	0
介護 給付	回数(回/月)	35	47	38	40	40	40
	人数(人/月)	4	5	6	4	4	4

(10) 特定施設入居者生活介護

有料老人ホームやケアハウス等の特定施設において、サービス計画に基づき入浴や排せつ、食事等の介護、その他日常生活上の世話や機能訓練、療養上の世話を提供するサービスです。

利用は増加傾向となっており、今後も、要介護認定者数の増加に伴い、ニーズの拡大が見込まれます。

■実績及び見込み量

		第7期実績値		見込み 令和2年度 (2020)	第8期計画値		
		平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
予防 給付	人数(人/月)	17	13	14	14	14	14
介護 給付	人数(人/月)	38	43	45	48	48	50

(11) 福祉用具貸与

日常生活を送るうえで必要とする「車いす」や「特殊ベッド」などの用具を貸与するサービスです。

令和3(2021)年度以降も、要介護認定者数の増加に伴い利用者の増加を見込みます。

■実績及び見込み量

		第7期実績値		見込み	第8期計画値		
		平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
予防 給付	人数(人/月)	28	22	16	17	17	17
介護 給付	人数(人/月)	129	140	147	154	157	157

(12) 特定福祉用具販売

「腰掛便座」、「特殊尿器」、「入浴補助用具」、「簡易浴槽」など貸与になじまない排せつや入浴に使用する特定福祉用具を購入した場合の費用について、自己負担分を除いた差額を償還払いによって支給するサービスです。

これまでの利用状況等を踏まえ、予防給付、介護給付ともに令和2(2020)年度と同程度を見込んでいます。

■実績及び見込み量

		第7期実績値		見込み	第8期計画値		
		平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
予防 給付	人数(人/月)	0	1	1	1	1	1
介護 給付	人数(人/月)	2	3	3	3	3	3

(13) 住宅改修

「手すりの取付け」、「段差の解消」などの住宅改修を行った場合の費用について、自己負担分を除いた費用額を償還払いによって支給するサービスです。

これまでの利用状況等を踏まえ、本計画期間中は予防給付、介護給付ともに横ばいで見込んでいます。

■実績及び見込み量

		第7期実績値		見込み 令和2年度 (2020)	第8期計画値		
		平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
予防 給付	人数(人/月)	0	1	2	1	1	1
介護 給付	人数(人/月)	2	1	2	2	2	2

(14) 居宅介護支援・介護予防支援

居宅サービスや地域密着型サービス^{※51}（施設・居住系サービスを除く）を利用する際に、居宅サービス計画（ケアプラン）の作成やサービス提供事業者との連絡調整などの支援を提供するサービスです。

要介護認定者の増加に伴い利用者の増加を見込んでいます。

■実績及び見込み量

		第7期実績値		見込み 令和2年度 (2020)	第8期計画値		
		平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
予防 給付	人数(人/月)	38	34	25	25	25	26
介護 給付	人数(人/月)	206	212	215	221	225	227

※51 要介護認定者等の住み慣れた地域での生活を支えるという観点から、提供されるサービス。

第2節 地域密着型サービスの見込み量

計画期間中における地域密着型サービス見込み量は、これまでの利用実績及びサービス提供事業所の参入意向等を勘案して推計しています。

(1) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

重度者をはじめとした要介護高齢者の在宅生活を支えるため、日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護が連携しながら短時間の定期巡回型訪問を行うとともに、利用者からの通報により、電話等による対応や訪問などの随時対応を行うサービスです。

一人暮らし高齢者や高齢夫婦のみ世帯も増加してきており、利用できる環境を整備していく必要があります。近隣に事業所がないため、これまで利用実績がなく、訪問看護等で対応していましたが、今後は、「生涯活躍のまち・おんじゅく（御宿版 CCRC）構想」においても重要な地域サービスになると考えられるため、事業所の参入意向等においても、柔軟に対応します。

(2) 夜間対応型訪問介護

夜間対応型訪問介護は、夜間に定期巡回や通報による随時の対応を併せた訪問介護サービスを受けられる地域密着型サービスです。

定期巡回・随時対応型訪問介護看護と同様、近隣に事業所がないため、これまで利用実績はありませんが、今後は、「生涯活躍のまち・おんじゅく（御宿版 CCRC）構想」においても必要な地域サービスとして、検討します。

(3) 認知症対応型通所介護

認知症の高齢者が介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）やデイサービスセンターなどに通い、入浴、排せつ、食事等の介護、その他日常生活上の援助、機能訓練などを行うサービスです。

認知症高齢者の増加に対応したサービス基盤の強化に向けて、提供する事業者の確保に努めます。

■実績及び見込み量

		第7期実績値		見込み 令和2年度 (2020)	第8期計画値		
		平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
予防 給付	回数(回/月)	0	0	0	0	0	0
	人数(人/月)	0	0	0	0	0	0
介護 給付	回数(回/月)	44	35	29	39	39	39
	人数(人/月)	3	2	2	2	2	2

(4) 小規模多機能型居宅介護

主に認知症高齢者等を対象とし、利用者の様態や希望に応じて、「通い」を中心として、必要に応じて随時「訪問」や「泊まり」を組み合わせ、身近な地域で「なじみの」介護職員による多様な介護を提供するサービスです。

本町では、町内の事業所により「入所・短期入所・通所」のサービスが複合的に提供されており、本サービスの代替的な利用がされている現状から、計画期間においても利用量を見込んでいません。

(5) 認知症対応型共同生活介護

認知症の高齢者が共同生活を営む住居（グループホーム）において、入浴、排せつ、食事等の介護、その他日常生活上の援助や機能訓練を提供するサービスです。

これまでの実績を踏まえ、本計画期間中の介護給付は横ばいで見込み、予防給付の利用は見込みません。

■実績及び見込み量

		第7期実績値		見込み 令和2年度 (2020)	第8期計画値		
		平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
予防 給付	人数(人/月)	0	0	0	0	0	0
介護 給付	人数(人/月)	6	7	7	7	7	7

(6) 地域密着型特定施設入居者生活介護

入居定員が29人以下の介護専用型特定施設（有料老人ホーム等）に入居している高齢者に対し、サービス計画に基づき行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の援助や機能訓練及び療養上の世話を提供するサービスです。

第7期での利用実績はなく、第8期においても当サービスの利用は見込みません。

(7) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

入所定員が29人以下の特別養護老人ホームに入所する要介護者に対し、サービス計画に基づき行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話や機能訓練、健康管理及び療養上の援助を受けるサービスです。

第7期での利用実績はなく、第8期においても当サービスの利用は見込みません。

(8) 看護小規模多機能型居宅介護

医療ニーズの高い要介護者など、利用者のニーズに柔軟に対応できるよう、小規模多機能型居宅介護と訪問看護など、複数の居宅サービスや地域密着型サービスを組み合わせて提供するサービスです。

本サービスについては見込み量を計上しませんが、小規模多機能型居宅介護と同様、町内に複合的なサービスを提供する事業所が設置されていることから、訪問看護との密接な連携を促進することにより、ニーズに対応できるサービスの提供に努めます。

(9) 地域密着型通所介護

日中、利用定員18人以下の小規模の老人デイサービスセンターなどで、食事、入浴、その他の必要な日常生活上の支援や生活機能訓練などを日帰りで提供するサービスです。

本計画期間中の利用は、おおむね横ばいで見込んでいます。

■実績及び見込み量

		第7期実績値		見込み 令和2年度 (2020)	第8期計画値		
		平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
介護 給付	回数(回/月)	365	317	287	330	330	341
	人数(人/月)	43	41	36	39	39	40

第3節 施設サービスの見込み量

計画期間中の施設サービスの見込み量は、第7期の実績を踏まえ、施設入所ニーズや近隣市町における施設整備予定を考慮して推計しています。

(1) 介護老人福祉施設

居宅で適切な介護を受けることが困難な要介護者が入所する施設で、入浴・排せつ・食事等の介護、その他日常生活上の世話、機能訓練などを提供します。

本町及び近隣市町において、令和5(2023)年度までに特別養護老人ホームの増床等が予定されていることから、令和5(2023)年度に利用者的大幅な増加を見込んでいます。

■実績及び見込み量

		第7期実績値		見込み 令和2年度 (2020)	第8期計画値		
		平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
介護 給付	人数(人/月)	87	90	88	91	92	125

(2) 介護老人保健施設

症状が安定した状態の要介護者が、在宅復帰を目的として入所する施設で、看護、医学的な管理のもとでの介護、機能訓練、その他日常生活上の世話などを提供します。

利用者数は減少傾向となっていますが、医療からの転換分等も勘案し、本計画期間中は横ばいで見込んでいます。

■実績及び見込み量

		第7期実績値		見込み 令和2年度 (2020)	第8期計画値		
		平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
介護 給付	人数(人/月)	42	38	39	39	39	39

(3) 介護療養型医療施設

長期間にわたる療養が必要な要介護者が介護体制の整った医療施設で、療養上の管理、看護、医学的な管理のもとでの介護、機能訓練、その他必要な医療などを受けられます。

これまでの利用実績等から、本計画期間中は横ばいで見込んでいます。

■実績及び見込み量

		第7期実績値		見込み 令和2年度 (2020)	第8期計画値		
		平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
介護 給付	人数(人/月)	2	2	2	2	2	2

(4) 介護医療院

令和6(2024)年3月に廃止を予定している「介護療養型医療施設」の主な転換先である要介護者向けの介護施設です。日常生活の身体介助や生活支援に加え、介護療養型医療施設で行われている「日常的な医学管理」、「看取りやターミナルケア^{※52}」といった、医療的ケアを行える施設となっています。

本町の現状を踏まえ、第8期計画期間中の転換、利用は見込んでいません。

■実績及び見込み量

		第7期実績値		見込み 令和2年度 (2020)	第8期計画値		
		平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
介護 給付	人数(人/月)	0	0	0	0	0	0

※52 終末期において、主に痛みの緩和などを中心に行われる医療や介護のこと。

第4章 介護保険事業の適正な運営

第1節 サービスの円滑な利用の促進

介護保険事業は、納付された保険料と公費で成り立っている公的制度であり、健全な保険財政運営を図ることはもとより、利用者本位の制度であることを念頭に、保険者として介護サービスの質の向上と体制の充実・強化等について、以下の点に留意しながら取り組みます。

(1) サービスの円滑な提供

要介護等認定申請からサービス利用まで迅速かつ円滑に提供できるよう関係機関との連携や居宅介護支援事業者等へつなぐまでの調整を綿密に実施しています。また、介護認定を受けた後の流れや居宅介護支援事業所一覧等についてパンフレットを作成し、利用者や家族へ配付しています。

引き続き、要介護等認定申請からサービス利用までが迅速かつ円滑に提供できるよう関係機関との綿密な連携や利用者や家族がサービス利用までに混乱しないよう、制度の利用について、わかりやすく周知することに努めてまいります。

(2) 制度の普及啓発

介護保険制度の住民への普及啓発について、広報紙の掲載・被保険者証・介護保険料関係通知・認定関係通知等へ関係する内容の説明文を同封しています。また、保健事業や食生活改善会、介護予防サポーター養成講座、介護に関する入門的研修、介護予防教室関係でも介護保険制度に関する講義を実施しています。

引き続き、介護保険制度の住民への普及啓発に努めます。

(3) 利用者負担の軽減

低所得等を理由に適正なサービスを受けられないことがないよう、利用者負担の減免制度の周知に努め、利用促進を図るとともに、相談・申請に対する公正な判断及び迅速な対応に努めます。

また、申請等が困難な高齢者や家族による介護保険サービスの利用を支援するため、地域包括支援センターにより申請を代行します。

方策	実施内容
① 介護保険サービスの個人負担減免対策	震災や風水害、火災等で財産等に著しい損害を受けたり、世帯の生計維持者の死亡、長期入院、失業等により著しく収入が減少するなどの事情がある高齢者（保険料の減免、徴収猶予対象者）を対象に、介護保険サービスの利用料に関する個人負担の減免を図ります。
② 社会福祉法人等による利用者負担の減免対策	住民税が世帯非課税で特に所得が低い人を対象に、訪問介護、通所介護、介護老人福祉施設サービス等の利用に関わる利用者負担の減免を図ります。
③ 特定入所者介護（支援）サービス費の食費と居住費（滞在費）の負担限度額の設定	短期入所生活介護や施設サービス等を利用する場合に必要な食費や居住費（滞在費）について、所得が低い人を対象に限度額が設けられています。
④ 高額介護サービス費の支給	1か月あたりの利用者負担額（1割、一定以上所得者は2割または3割負担）が高額になり、定められた上限額を超えた場合、超えた分が高額介護サービス費として支給されます。
⑤ 高額医療合算介護（予防）サービス費の支給	医療保険と介護保険の自己負担額を合計し、定められた基準額を超えた場合、超えた分を按分してそれぞれの保険者が支給する制度です。

第2節 サービス基盤の確保

団塊の世代が後期高齢者となる令和7（2025）年、さらには団塊ジュニア世代が前期高齢者となる令和22（2040）年を見据え、住民、関係団体及び事業者等と連携しながら、次のような方策のもと、本町におけるサービス基盤の確保に努めます。

（1）サービス提供事業所への支援

サービス提供事業所の運営やサービス提供の状況把握に一層努めるとともに、苦情相談対応の充実や事故防止に向けた適切な助言を行い、事業者のサービスの質の向上を支援します。

また、介護現場の負担軽減のため、業務改善や事業所から町に提出する書類等の簡素化、情報通信技術（ICT）を活用した業務の効率化等の取組を総合的に推進します。

（2）介護人材の確保

全国的に高齢化が進む中、今後も介護需要は引き続き高まることが想定されます。そのため、不足する介護人材の確保に向けて、県とも連携しながら外国人労働者や他業種など人材の新規参入の促進を図るとともに、潜在有資格者の掘り起こしを推進します。

（3）災害や感染症対策に係る体制整備

近年各地で被害が目立つ、台風や地震、感染症の流行など、地域や施設で生活するうえでのリスクの高まりに備えることが重要となります。

事業所と連携のうえ防災、感染症対策の周知啓発や訓練の実施、関係機関と連携した物資の備蓄・調達・輸送体制の整備、県・近隣市町村・関係団体と連携した支援・応援体制の構築などを推進します。

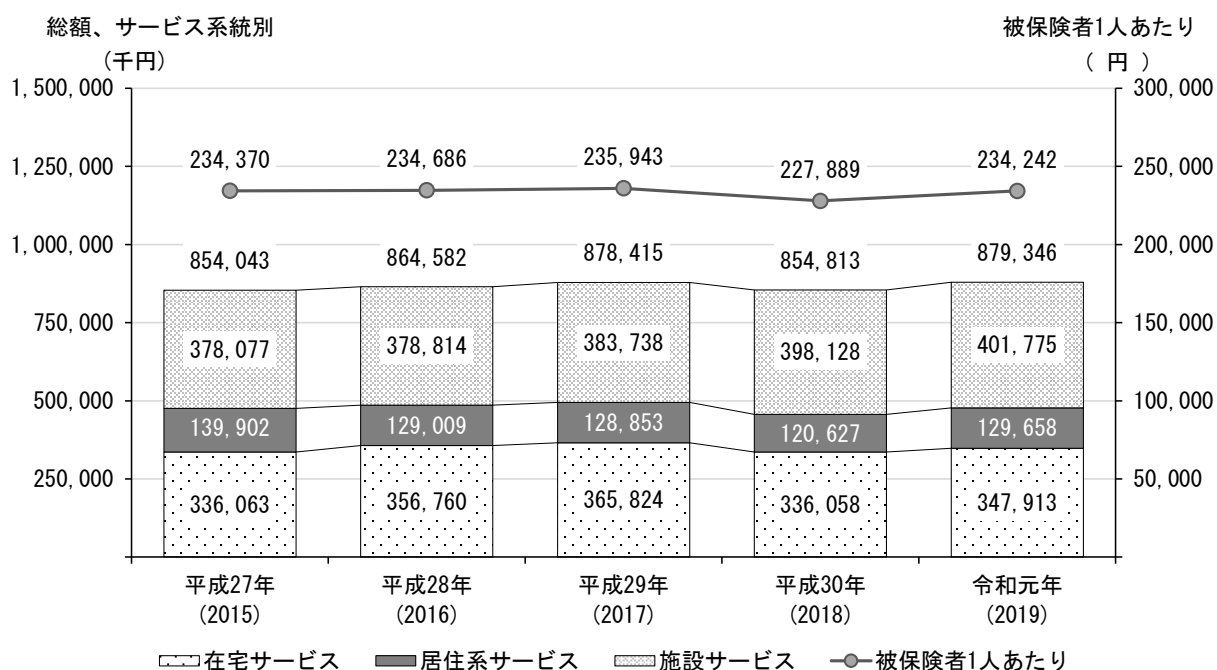
第3節 介護保険事業費の推計

(1) 総給付費の推移

給付費の推移をみると、平成29(2017)年まで増加傾向となっていました。平成30(2018)年に一度減少し、その後、令和元(2019)年には再び増加に転じています。

また、サービス系統別に平成27(2015)年と令和元(2019)年の給付費を比較すると、在宅サービス、施設サービスは増加、居住系サービスは減少となっています。

■ 総給付費の推移



※1人あたりの給付費は給付費総額を住民基本台帳人口(65歳以上)で除して算出

出典：地域包括ケア「見える化」システム(総括表)

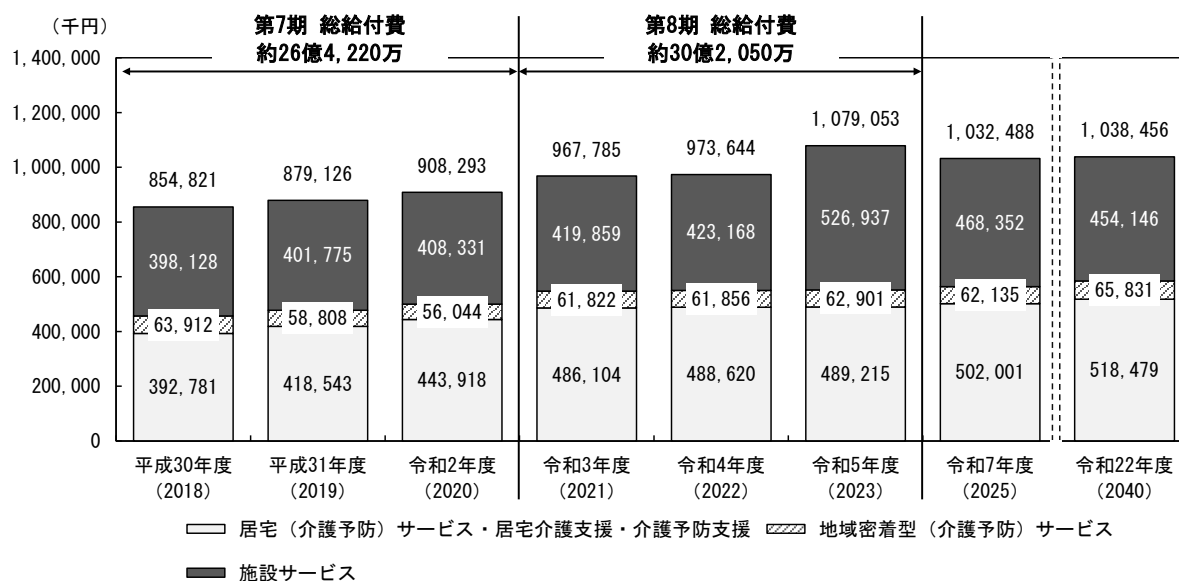
(2) 介護サービス給付費の見込み

第7期の給付実績を基に、各サービスの1回(1日)あたり給付費を設定し、第8期のサービス見込み量に乗じて算出しています。

介護サービスの給付費は増加が続き、計画最終年の令和5(2023)年度には約10億7,905万円となる見込みです。

また、計画期間(令和3(2021)年~令和5(2023)年)の3年間の総額で、約30億2,050万円が見込まれています。

■ 給付費の推計



出典：地域包括ケア「見える化」システムによる推計

(3) 地域支援事業費の見込み

地域支援事業の費用は、介護予防・日常生活支援総合事業費と包括的支援事業・任意事業費から構成されています。それぞれ前年までの利用実績を基に、高齢者の伸びを勘案して見込んでいます。

■地域支援事業費の見込み

(単位：円)

区 分	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	合 計
介護予防・日常生活支援総合事業費	15,578,000	15,505,194	15,475,214	46,558,408
包括的支援事業・任意事業	17,284,000	17,126,366	17,061,460	51,471,826
地域支援事業費	32,862,000	32,631,560	32,536,674	98,030,234

(4) 介護保険事業費の見込み

保険料算定の基礎となる介護保険事業費は、大きく標準給付費と地域支援事業費に分けられます。

標準給付費は、要介護認定者に対する介護給付費と要支援認定者に対する予防給付費を合わせた総給付費、特定入所者介護サービス費等給付額、高額介護サービス費等給付額、高額医療合算介護サービス費等給付額、算定対象審査支払手数料を合算したものです。

第8期計画期間内の見込みは次のとおりです。

■介護保険事業費の見込み

(単位：円)

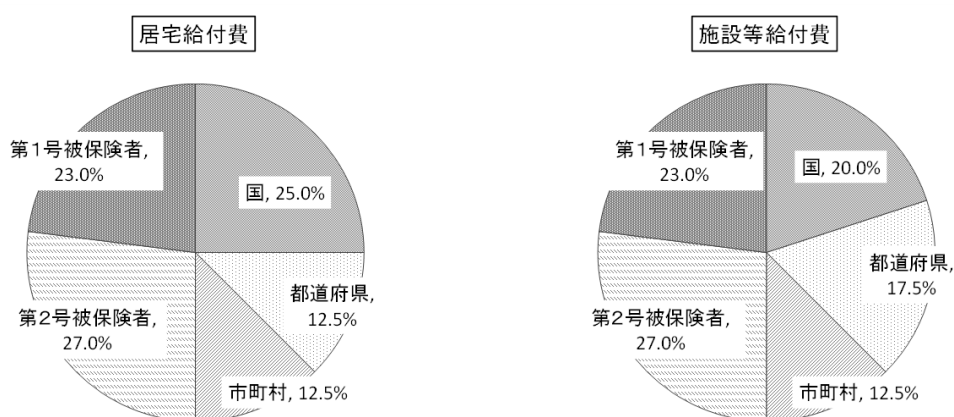
区 分	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	合 計
総給付費（一定以上所得者負担の調整後）	967,785,000	973,644,000	1,079,053,000	3,020,482,000
特定入所者介護サービス費等給付額	38,112,404	35,652,013	36,036,563	109,800,980
高額介護サービス費等給付額	23,125,430	23,073,299	23,321,399	69,520,128
高額医療合算介護サービス費等給付額	2,834,027	2,864,832	2,895,636	8,594,495
算定対象審査支払手数料	603,616	610,168	616,772	1,830,556
標準給付費計	1,032,460,477	1,035,844,312	1,141,923,370	3,210,228,159
地域支援事業に係る費用	32,862,000	32,631,560	32,536,674	98,030,234
介護保険事業費（計）	1,065,322,477	1,068,475,872	1,174,460,044	3,308,258,393

(5) 保険料の財源構成

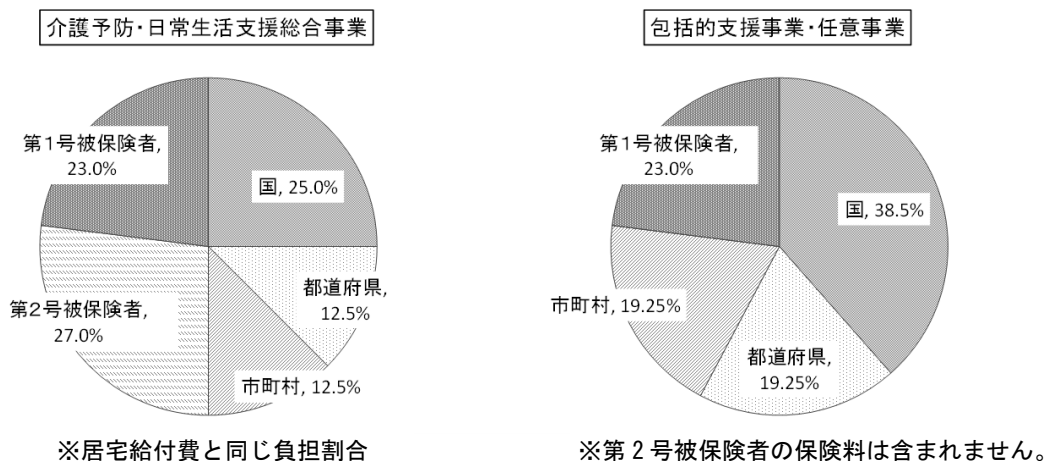
介護保険制度は、国民全体で支え合う社会保険方式を採用し、その財源として、第2号被保険者^{※53}（40歳から64歳）と第1号被保険者^{※54}（65歳以上）の保険料が半分、国・県・町が半分を負担する構造となっています。

被保険者の負担割合は、第7期計画期間と同様に第1号被保険者が23%、第2号被保険者が27%となっています。

また、国・県・町の負担割合は、居宅給付費については、国が25%、県が12.5%、町が12.5%、施設等給付費については、国が20%、県が17.5%、町が12.5%となっており、第7期計画期間と変わりありません。



地域支援事業費についても、介護保険料算定の基準となり、介護予防事業の財源については居宅給付費の負担割合と同じですが、包括的支援事業及び任意事業の財源については、第2号被保険者の保険料は含まれず、第1号被保険者の保険料と国・県・町の負担によって構成されています。



※居宅給付費と同じ負担割合

※第2号被保険者の保険料は含まれません。

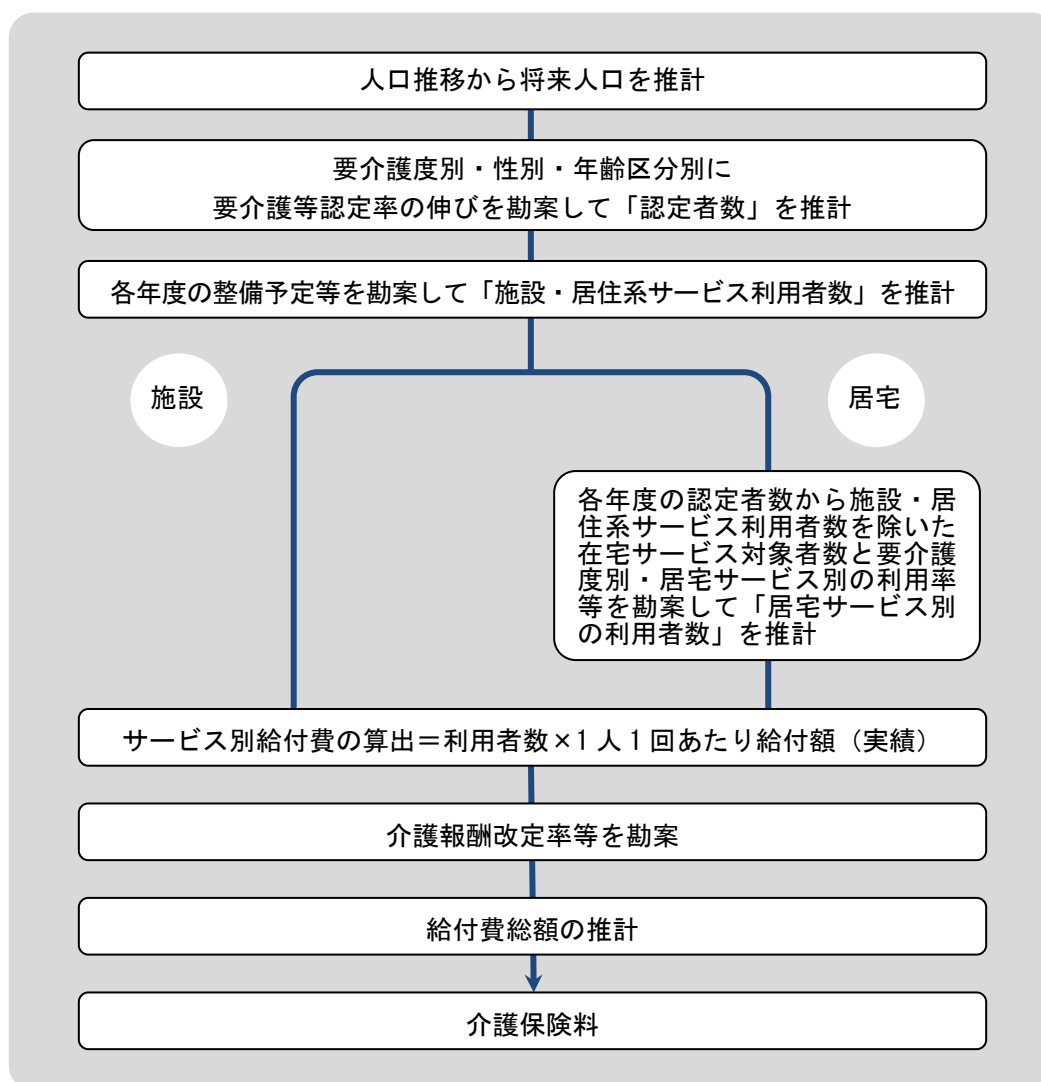
※53 介護保険制度における被保険者のうち、市町村の区域内に住所を有する40歳以上65歳未満の医療保険加入者。
 ※54 介護保険制度における被保険者のうち、市町村の区域内に住所を有する65歳以上の住民。

第4節 介護保険料の算定

(1) 介護保険料の算定方法

第1号被保険者(65歳以上の人)の保険料については、おおむね次のような流れで算出されます。

■介護保険料の算定方法



※居住系サービスとは、居宅サービスのうち「特定施設入居者生活介護」、地域密着型サービスのうち「認知症対応型共同生活介護」等のサービスです。

※「施設」「居宅」とも、介護サービス、介護予防サービス、地域密着型サービスを含みます。

(2) 第1号被保険者保険料の推計

各事業の給付費の見込み等に基づき、厚生労働省より示されたワークシートに準じて算定された本町における保険料基準額（月額）^{※55}は、第7期（5,500円/月）に対し、下記のような金額になります。

■介護保険事業費の見込み

	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	合計
第1号被保険者数	3,728	3,694	3,680	11,102
前期(65～74歳)	1,682	1,586	1,485	4,753
後期(75歳～)	2,046	2,108	2,195	6,349
所得段階別加入割合補正後被保険者数	3,657	3,623	3,609	10,889
総給付費	967,785,000	973,644,000	1,079,053,000	3,020,482,000
特定入所者介護サービス費等給付額	38,112,404	35,652,013	36,036,563	109,800,980
高額介護サービス費等給付額	23,125,430	23,073,299	23,321,399	69,520,128
高額医療合算介護サービス費等給付額	2,834,027	2,864,832	2,895,636	8,594,495
算定対象審査支払手数料	603,616	610,168	616,772	1,830,556
標準給付費見込額 (A)	1,032,460,477	1,035,844,312	1,141,923,370	3,210,228,159
地域支援事業費 (B)	32,862,000	32,631,560	32,536,674	98,030,234
第1号被保険者負担分相当額 (C)	245,024,170	245,749,451	270,125,810	760,899,430
調整交付金相当額 (D)	52,401,924	52,567,475	57,869,929	162,839,328
調整交付金見込交付割合 (E)	6.94%	6.98%	7.07%	
後期高齢者加入割合補正係数 (F)	0.9334	0.9318	0.9288	
所得段階別加入割合補正係数 (G)	0.9809	0.9806	0.9797	
調整交付金見込額 (H)	72,734,000	73,384,000	81,828,000	227,946,000
財政安定化基金拠出金見込額 (I)				0
財政安定化基金拠出率 (J)		0.0000%		
財政安定化基金償還金				0
準備基金取崩額				0
審査支払手数料1件あたり単価	52	52	52	
審査支払手数料支払件数	11,608	11,734	11,861	
保険料収納必要額 (K)				695,792,759
予定保険料収納率 (L)		98.60%		
保険料(基準額) : $K \div L \div 10,889人 \div 12か月$				5,400円 (推計値)

※55 事業計画期間における保険給付費、地域支援事業費等の事業費支出のうち、第1号被保険者保険料で賄うべき費用（保険料収納必要額）を、第1号被保険者数（所得段階別加入割合補正後）及び保険料予定収納率で除し、さらに12か月で除したものの。

(3) 65歳以上で賄う介護保険料収納必要額

令和3(2021)年度から令和5(2023)年度までの介護保険事業費見込額から65歳以上で賄う保険料収納必要額を算出すると、次のようになります。

■65歳以上で賄う介護保険料収納必要額

令和3(2021)年度から令和5(2023)年度までの介護保険事業費見込額 3,308,258,393円 (A)+(B)
×
第1号被保険者で賄う保険料の標準割合 23.0%
第1号被保険者保険料負担分相当額 760,899,430円 (C)
+
調整交付金相当額 162,839,328円 (D)
-
調整交付金見込額 227,946,000円 (H)
+
財政安定化基金拠出金見込額 0円 (I)
+
財政安定化基金償還金 0円
-
準備基金取崩額 0円
令和3(2021)年度から令和5(2023)年度までの保険料収納必要額 695,792,759円 (K)

※小数点以下は四捨五入して表記。

(4) 保険料（基準額）の算定

令和3（2021）年度から令和5（2023）年度までの保険料収納必要額から第1号被保険者の保険料（基準額）を算出すると、次のようになります。

■保険料（基準額）の算定

令和3（2021）年度から令和5（2023）年度までの保険料収納必要額 695,792,759円（K）
÷
予定保険料収納率 （令和3（2021）年度から令和5（2023）年度までの平均予定収納率） 98.60%（L）
÷
補正第1号被保険者数 10,889人 ※補正第1号被保険者数とは65歳以上を所得に応じて1段階から9段階に分けて各段階の割合に被保険者数を乗じて算出します。 例えば、1段階の割合は0.5なので被保険者数も0.5人換算し、9段階の割合は1.7なので被保険者数も1.7人換算します。
年額 64,804円（基準額） ※ 64,804円÷12か月≒5,400円（1か月あたり保険料）

※小数点以下は四捨五入して表記。

(5) 所得段階別保険料

計画期間における所得段階別保険料は、以下のとおりとします。

所得段階	対象者	基準額に対する割合	保険料 (年額)
第1段階	・生活保護受給者 ・世帯全員が町民税非課税で、老齢福祉年金を受給している方 ・世帯全員が町民税非課税で、本人の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が80万円以下の方	0.5 (0.3)※	32,400円 (19,440円)※
第2段階	・世帯全員が町民税非課税で、本人の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が80万円超120万円以下の方	0.75 (0.5)※	48,600円 (32,400円)※
第3段階	・世帯全員が町民税非課税で、本人の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が120万円を超える方	0.75 (0.7)※	48,600円 (45,360円)※
第4段階	・世帯の誰かに町民税が課税されているが、本人は町民税非課税で、本人の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が年間80万円以下の方	0.9	58,320円
第5段階 (基準額)	・世帯の誰かに町民税が課税されているが、本人は町民税非課税で、本人の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が年間80万円を超える方	1.0	64,800円
第6段階	・本人が町民税課税で、前年の合計所得金額120万円未満の方	1.2	77,760円
第7段階	・本人が町民税課税で、前年の合計所得金額120万円以上の方	1.3	84,240円
第8段階	・本人が町民税課税で、前年の合計所得金額210万円以上の方	1.5	97,200円
第9段階	・本人が町民税課税で、前年の合計所得金額320万円以上の方	1.7	110,160円

※第1号被保険者の保険料は、被保険者本人の所得の状況と世帯の課税状況により、条例によって9段階に分けられています。

※低所得者に対する保険料軽減措置により公費が投入され、負担割合の引き下げによる保険料の軽減があります。

第4部

計画の推進

第1章 計画の推進体制

第4部 計画の推進

第1章 計画の推進体制

第1節 本町における推進体制の充実

本計画に掲げられている施策は、保健福祉分野をはじめ、高齢者の生活環境を支える様々な分野が関連していることから、保健福祉課を中心に関係課等と連携し、現状や課題、施策の方向性等を共有しながら、施策を推進します。

第2節 住民参加の推進

計画の推進にあたり、高齢者を支えるきめ細かなサービス展開を図るためには、行政のみからの支援ではなく、元気な高齢者自身も含めた住民一人ひとりが支援の担い手となって支えていく体制が必要となります。

そのため、住民をはじめとする多様な主体の参画を促し、地域共生社会の実現に向けて協働による施策の展開を推進します。

第3節 計画の進捗状況の点検・評価

本計画の推進にあたっては、計画に掲げる施策や取組が高齢者のニーズに応じて的確に実行されているかなどを、定期的に確認する必要があります。

そのため、「計画（Plan）」の作成、施策や取組の「実行（Do）」、進捗状況の「検証（Check）」、検証結果に基づき対策を検討する「改善（Action）」のプロセスを循環させ、効果的かつ効率的に計画を推進します。



資料編

資料編

第1節 御宿町介護保険運営協議会

(1) 御宿町介護保険運営協議会設置要綱

平成12年9月1日告示第48号
改正 平成15年10月1日告示第57号
平成18年4月28日告示第17号
平成25年3月28日告示第2号

御宿町介護保険運営協議会設置要綱

(設置)

第1条 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第117条第1項の規定による介護保険事業計画に基づく介護保険事業の適正かつ円滑な実施運営のため、御宿町介護保険運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次の各号に掲げる事務を行う。

- (1) 介護保険事業計画の策定及び変更に関する事項
- (2) 介護保険事業の運営に関する調査及び策定に関する事項
- (3) その他介護保険の円滑な運営に必要な事項
- (4) 地域包括支援センター（以下、「センター」という。）の運営・設置等に関する次に掲げる事項。ただし、エについて緊急を要し、事前に承認を受けることができないときは、事後に承認を受けるものとする。
 - ア センターの担当する圏域の設定
 - イ センターの設置、変更及び廃止並びにセンター業務の法人への委託又はセンター業務を委託された法人の変更
 - ウ センターの業務委託された法人による予防給付に係る事業の実施
 - エ センターが予防給付に係るマネジメント業務を委託できる居宅介護支援事業所
 - オ その他介護保険運営協議会がセンターの公正・中立性を確保する観点から必要と認める事項
- (5) 地域密着型サービス及び地域密着型介護予防サービスに関する事項

(組織)

第3条 協議会は、委員14名以内をもって組織する。

- 2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、それぞれ当該各号に定める数の範囲内において、町長が委嘱する。

- (1) 学識経験者 1名
 - (2) 医療関係者代表 2名
 - (3) 保健関係者代表 2名
 - (4) 福祉関係者代表 2名
 - (5) 被保険者代表 4名
 - (6) 介護事業関係者代表 3名
- (任期)

第4条 委員の任期は3年とする。

2 前項の規定にかかわらず、前条第2項第2号、第3号、第4号及び第6号に掲げる者は、当該職を離れたときには委員の職を失うものとする。

3 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 会長は、協議会の審議した事項について、そのつど町長に報告しなければならない。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、介護保険所管課において行う。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成12年9月1日から施行する。

2 次の要綱は、廃止する。

(1) 御宿町介護保険事業計画策定委員会設置要綱（平成10年告示第44号）

(2) 御宿町老人保健福祉計画策定委員会設置要綱（平成10年告示第45号）

附 則（平成15年10月1日告示第57号）

この告示は、平成15年10月1日から施行する。

附 則（平成18年4月28日告示第17号）

この告示は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月28日告示第2号）

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

(2) 御宿町介護保険運営協議会 委員名簿

委嘱期間：令和2(2020)年10月1日～令和5(2023)年9月30日

(敬称略)

No.	区分	所属	氏名	備考
1	学識経験者	御宿町区長会長	井上 秀樹	会長
2	医療関係代表	青葉クリニック院長	恩田 宏一郎	
3		吉野歯科医院院長	吉野 敏明	
4	保健関係者代表	夷隅健康福祉センター 副センター長	梶 健郎	
5		御宿町保健師	高山 英理子	
6	福祉関係者代表	御宿町民生委員 児童委員協議会会長	井上 宙丈	
7		御宿町社会福祉協議会 事務局長	貝塚 克之	
8	被保険者代表	第1号被保険者代表	伊藤 裕子	
9		第2号被保険者代表	佐久間 良子	
10	介護保険事業者代表	特別養護老人ホーム 「外房」事務主任	吉田 佐知子	
11		「ラビドル御宿」 副支配人	金谷 剛志	副会長
12		ヤックスデイサービス センター御宿 管理者	白鳥 麻美	

(3) 御宿町介護保険運営協議会 開催状況

※令和2(2020)年4月～令和3(2021)年3月

回数	開催日	場所	内容
第1回	令和2(2020)年 10月1日	御宿町役場 大会議室	<p>〈議題〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会長・副会長選出について ・介護保険事業報告について ・御宿地域包括支援センター運営状況報告について ・おんじゅくまち 2021 高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画について
第2回	令和2(2020)年 12月16日	御宿町役場 大会議室	<p>〈議題〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・おんじゅくまち 2021 高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画(素案)について
第3回	令和2(2021)年 2月5日	御宿町役場 大会議室	<p>〈議題〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・おんじゅくまち 2021 高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画(案)について

第2節 第8期計画策定関係会議 開催状況

開催日	場 所	内 容
令和2(2020)年 6月3日	御宿町役場 保健福祉課	〈事務局会議〉 ・策定方法・作業について ・スケジュールについて
令和2(2020)年 9月3日	長生合同庁舎 大会議室	〈圏域別市町村担当者会議〉 ・高齢化や要介護者の現状と見込みについて ・計画策定の方向性・課題について ・介護保険施設等の基盤整備について
令和2(2020)年 9月29日	御宿町役場 保健福祉課	〈事務局会議〉 ・サービス見込み量推計について(第1回) ・計画の構成及び素案について ・策定スケジュールについて
令和2(2020)年 10月20日	千葉県庁・御宿町 役場(zoom 開催)	〈市町村ヒアリング〉 ・第7期計画の進捗管理について ・第8期計画策定の方向性について ・地域支援事業の効果的な実施について ・サービス見込み量の推計について ・介護保険料について
令和2(2020)年 11月30日	御宿町役場 保健福祉課	〈事務局会議〉 ・サービス見込み量の推計について(第2回)
令和2(2020)年 12月16日	御宿町役場 保健福祉課	〈事務局会議〉 ・計画案について ・今後のスケジュールについて
令和2(2021)年 1月4日	御宿町役場 保健福祉課	〈事務局会議〉 ・計画案について ・パブリックコメントの実施について
令和2(2021)年 1月19日	御宿町役場 町長室	〈事務局会議〉 ・計画案について ・介護保険料について
令和3(2021)年 1月27日	御宿町役場 保健福祉課	〈事務局会議〉 ・サービス見込み量の推計について(第3回)
令和3(2021)年 2月1日	御宿町役場 保健福祉課	〈事務局会議〉 ・パブリックコメント結果について

開催日	場 所	内 容
令和 3(2021)年 2月 5 日	御宿町役場 保健福祉課	〈事務局会議〉 ・計画(案)の最終確認について
令和 3(2021)年 2月 10 日	御宿町役場 委員会室	〈御宿町議会議員協議会〉 ・計画(案)について
令和 3(2021)年 3 月	御宿町役場 議場	〈御宿町議会定例会〉 ・計画(案)について ・御宿町介護保険条例の一部改正について ・令和3年度御宿町介護保険特別会計予算について

おんじゅくまち

2021 高齢者保健福祉計画 第8期介護保険事業計画

(2021-2023)

発行日 令和3年3月

発行 御宿町

企画・編集 御宿町 保健福祉課

〒299-5192 千葉県夷隅郡御宿町須賀 1522

TEL 0470 (68) 6716

FAX 0470 (68) 7182

<http://www.town.onjuku.chiba.jp/>



御宿町イメージキャラクター
「エビアミーゴ」